

伊万里市地域防災計画

総則

風水害対策編

伊万里市防災会議

第 1 編 總 則

目 次

第 1 編 総 則

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的	1
第 2 節 計画の性格	1
第 3 節 計画の構成	1
第 4 節 防災の基本理念	2
第 5 節 計画の推進	2
第 2 章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	
第 1 節 実施責任	4
第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱	6
第 3 章 伊万里市の概況	
第 1 節 自然的環境	1 7
第 2 節 社会的環境	1 8

第 2 編 風水害対策編

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的	1 9
第 2 節 計画の性格	1 9
第 3 節 本市の風水害の概況	1 9
第 4 節 計画の前提	2 3

第 2 章 災害予防計画

第 1 節 風水害に強いまちづくり	2 4
第 2 節 効果的な備えの推進	3 3

第 3 章 災害警戒対策計画

第 1 節 災害警戒体制	7 0
第 2 節 水防体制	8 1

第 4 章 災害応急対策計画

第 1 節 災害対策に係る体制	8 8
第 2 節 情報の収集・連絡、報告	9 2
第 3 節 従事命令及び協力命令	9 8
第 4 節 自衛隊派遣等応援・協力体制	1 0 0
第 5 節 通信計画	1 0 8
第 6 節 救助活動計画	1 1 1
第 7 節 保健医療活動計画	1 1 4
第 8 節 救急活動計画	1 1 8
第 9 節 慘事ストレス対策	1 2 0
第 10 節 避難計画	1 2 1

第11節	応急生活対策計画と二次災害の防止	130
第12節	交通・輸送計画	136
第13節	広報・被災者相談対策計画	140
第14節	文教対策計画	143
第15節	公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画	146
第16節	ライフライン応急復旧計画	148
第17節	災害対策用機材、復旧資材等の調達	150
第18節	福祉サービス提供計画	151
第19節	ボランティア活動対策計画	153
第20節	外国人対策計画	155
第21節	帰宅困難者対策計画	156
第22節	義援物資・義援金対策計画	157
第23節	災害救助法の適用	159
第24節	遺体の取扱計画	162
第25節	環境・衛生対策計画	164
第26節	家畜等の管理対策計画	170
第27節	石油等の大量流出の防除対策計画	171
第28節	孤立地域対策活動	174
第29節	災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール	175
第5章 災害復旧・復興計画		
第1節	基本方向の決定と事業の推進	177
第2節	被災者の生活再建等への支援	181
○ 関係資料		
	災害対策本部の部及び班の所掌事務	187

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、伊万里市防災会議が作成するものであり、本市の地域に係る防災に関し、市、県、消防機関、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに市民の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興について必要な対策の基本を定めるとともに、総合的かつ計画的な推進を図ることにより、市土並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、伊万里市の防災に関する基本計画であり、次の性格を有するものである。

1. 佐賀県地域防災計画を指針として作成し、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画との整合を図ったものである。
2. 災害対策基本法及び防災関係諸法令に基づき、本市の地域に係る防災に関する施策及び計画を総合的に網羅し、体系的に位置付けするとともに、防災関係機関の実施責任を明らかにしたものである。
3. 国土強靭化に関する部分については、その基本目標である
 - ① 人命の保護が最大限図られる
 - ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
 - ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - ④ 迅速な復旧・復興を踏まえたものとし、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。
4. 今後、佐賀県地域防災計画が修正された場合や、防災に関する諸情勢に変化が生じた場合など、この計画に的確かつ速やかに反映させる必要があるときは、検討を加え、修正するものとする。

第3節 計画の構成

この計画は、佐賀県地域防災計画に合わせ、現実の災害への対応に即したものとなるよう、災害の種類ごとに計画を作成しており、以下の4編をもって構成している。

第1編・総則 第2編・風水害対策編 第3編・地震・津波災害対策編
第4編・原子力災害対策編

第1編・総則に続き、第2編から第4編までの各編には、それぞれの災害に対する予防、警戒（初動）、応急、復旧・復興のそれぞれの段階における諸対策を具体的に述べている。

第4節 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、市土並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

また、防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下のとおりである。

1. 災害予防段階における基本理念「周到かつ十分な災害予防」

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策の改善を図ることとする。

また、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

2. 災害応急段階における基本理念「迅速かつ円滑な災害応急対策」

発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

3. 災害復旧・復興段階における基本理念「適切かつ速やかな災害復旧・復興」

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

第5節 計画の推進

1. 計画の指針

この計画は、次に掲げる基本的な考え方によつて作成したものである。

- (1) ソフト、ハードの両面から総合的に展開するための指針として、具体性、即応性を備える計画とすること。
- (2) 災害の種類・特性に鑑み、被害を最小限にとどめるため、風水害にあつては警戒体制に、地震・津波災害及び原子力災害にあつては初動体制にそれぞれ重点を置くものとすること。
- (3) 対策等の実施責任を明確にし、防災関係機関や市民にとってわかりやすいものとす

ること。

- (4) 基本的な内容を重点的に記述し、細かな内容や数値的なものは資料編で整理することとしたこと。

2. 計画の推進

市の関係部署はもとより、各防災関係機関及び市民は、できる限り次の事項を尊重し、特に、いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えを一層充実するため、この計画に定めた各種対策の推進に当たることとする。この計画に定める各種対策の推進に当たることとする。

また、いつでもどこでも起こりうる災害による被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、市民の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動を展開する。

- (1) 防災対策の実施に当たっては、関係機関が一体となって取り組むこと。
- (2) 行政が行う防災対策には限りがあることから、市民自身による防災対策の実施についても推進すること。
- (3) 防災対策は、防災至上主義に陥らず、自然との共生やアメニティといった思想にも配慮し、また、男女共同参画の視点を取り入れ、できるだけ普段のまちづくり、地域づくりの取組みの中での位置付けを考慮すること。
- (4) 防災対策は、人命第一主義に立脚し、人的被害が生じるもの最優先すること。
- (5) 災害予防対策は、防災上の優先度に留意し、推進すること。
- (6) 災害応急対策は、最も効果的な成果が得られるように、対策の体系化と体制の確立を図ること。

なお、推進にあたっては、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

第2章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

災害対策の実施に当たっては、防災関係機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、市及び県を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

1. 市

市は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、伊万里・有田消防本部（以下「消防本部」という。）、県、県警察、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共団体並びに市民の協力を得て防災活動を実施する。

2. 消防本部

消防本部は、その管轄する地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、県警察、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共団体並びに市民の協力を得て、災害の防ぎよと被害拡大防止のための防災活動を実施する。

3. 県

県は、災害が市の区域を越えた広域にわたるとき、災害の規模が大きく市（消防本部を含む。）で処理することが不適当と認められるとき、又は防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町（消防本部を含む。）間の連絡を必要とする時などに、県警察、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市（消防本部を含む。）及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

4. 県警察

県警察は、警察法、警察官職務執行法、道路交通法等に基づき、県民の生命・身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序を維持する活動を実施する。

5. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市（消防本部を含む。）の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

6. 自衛隊

自衛隊は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）に基づき、災害派遣を実施する。

7. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市（消防本部を含む。）の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

8. 公共的団体、防災上重要な施設の管理者等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図り災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、市、県その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

9. 市民

市民は、「自らの命は自らが守る」という防災の基本を自覚し、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動し、一人ひとりが防災に寄与するよう努める。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

各防災関係機関は、防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理する。

1. 市

処理すべき事務又は業務
(1) 市防災会議及び市災害対策本部に関すること (2) 防災に関する調査、研究に関すること (3) 市土の保全事業等に関すること (4) 防災に関する組織の整備に関すること (5) 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること (6) 防災に関する物資等の備蓄に関すること (7) 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること (8) 市内の公共的団体、自主防災組織の育成充実に関すること (9) 気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関すること (10) 災害時の広報に関すること (11) 避難の指示等に関すること (12) 災害の防御と被害拡大の防止のための応急措置に関すること (13) 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援（収容を含む。）に関すること (14) 防疫その他保健衛生、廃棄物処理に関すること (15) 被災市有施設及び設備の応急措置に関すること (16) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること (17) 要配慮者、避難行動要支援者対策及び個別避難計画の作成に関すること (18) ボランティア活動の環境整備、受入窓口に関すること (19) 他の市町との相互応援に関すること (20) 災害時の文教対策に関すること (21) 災害復旧・復興の実施に関すること (22) その他市の所掌事務についての防災対策に関すること

2. 消防本部

処理すべき事務又は業務
(1) 防災に関する組織の整備に関すること
(2) 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること
(3) 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること
(4) 災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関すること
(5) 消防活動に関すること
(6) 被災者の救助、救急活動に関すること
(7) 要配慮者、避難行動要支援者対策に関すること
(8) 他の消防機関等との相互応援に関すること
(9) 災害時における消防団との連絡調整に関すること
(10) 市の防災活動の援助に関すること
(11) その他消防本部の所掌事務についての防災対策に関すること

3. 県

処理すべき事務又は業務
(1) 県防災会議及び県災害対策本部に関すること
(2) 市町及び指定地方公共機関の防災活動の援助及び総合調整に関すること
(3) 防災に関する調査、研究に関すること
(4) 県土保全事業等に関すること
(5) 防災に関する組織の整備に関すること
(6) 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること
(7) 防災に関する物資等の備蓄に関すること
(8) 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること
(9) 気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関すること
(10) 災害時の広報に関すること
(11) 災害の防御と被害拡大の防止のための応急措置に関すること
(12) 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援に関すること
(13) 防疫その他保健衛生に関すること
(14) 被災県有施設及び設備の応急措置に関すること
(15) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること
(16) 要配慮者、避難行動要支援者対策に関すること
(17) ボランティア活動の環境整備、受入窓口に関すること
(18) 自衛隊の災害派遣に関すること
(19) 他の都道府県との相互応援に関すること
(20) 災害救助法（昭和22年法律第118号）に関すること
(21) 災害時の文教対策に関すること
(22) 災害復旧・復興の実施に関すること
(23) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること

4. 県警察

処理すべき事務又は業務
(1) 災害警備計画に関すること (2) 警察通信確保に関すること (3) 関係機関との連絡調整に関すること (4) 災害装備資機材の確保に関すること (5) 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること (6) 防災知識の普及に関すること (7) 災害情報の収集及び伝達に関すること (8) 被害実態の把握に関すること (9) 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること (10) 行方不明者の調査に関すること (11) 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること (12) 不法事案等の予防及び取締りに関すること (13) 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること (14) 避難路及び緊急交通路の確保に関すること (15) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること (16) 広報活動に関すること (17) 死体の見分・検視に関すること

5. 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
(1) 九州管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> ① 広域緊急援助隊等の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること ② 広域的な交通規制の指導調整に関すること ③ 災害時における他管区警察局との連携に関すること ④ 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること ⑤ 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関すること ⑥ 災害時における警察通信の運用に関すること ⑦ 津波警報等の伝達に関すること
(2) 九州総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> ① 非常通信体制の整備に関すること ② 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること ③ 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器、移動電源車及び可搬型発電機の貸出しに関すること ④ 災害時における電気通信の確保に関すること ⑤ 非常通信の統制、管理に関すること ⑥ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること
(3) 福岡財務支局 (佐賀財務事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害復旧事業費の査定立会に関すること ② 緊急を要する災害復旧事業等のため、地方公共団体が災害つなぎ資金の貸付を希望する場合の、適切な短期貸付の措置に関すること ③ 災害復旧事業等に要する経費の財源として地方公共団体が地方債を起こす場合に、資金事情の許す限り、資金運用部資金をもって措置することに関すること ④ 防災のため必要があると認められるとき、関係法令等の定めるところにより、管理する国有財産の適切な無償貸付等の措置に関すること ⑤ 関係機関と協議のうえ、民間金融機関相互の協調を図り必要と認められる範囲内で、金融機関に対する緊急措置の適切な指導に関すること
(4) 九州厚生局	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害状況の情報収集に関すること ② 関係職員の現地派遣に関すること ③ 関係機関との連絡調整に関すること
(5) 佐賀労働局	<ul style="list-style-type: none"> ① 工場、事業場における労働災害の防止のための指導等に関すること

(6) 九州農政局	<ul style="list-style-type: none"> ① 國土保全事業（農地海岸保全事業、農地防災事業等）の推進に関すること ② 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集に関すること ③ 応急用食料の調達・供給及び一般食料、農畜産物用資材等の円滑な供給に関すること ④ 農作物等の病害虫防除に関する応急措置についての指導に関すること ⑤ 被災農地、農業用施設等の応急措置についての指導と、これらの災害復旧事業の実施及び指導に関すること ⑥ 直接管理している、又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置に関すること ⑦ 地方公共団体の要請に応じた農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等に関すること ⑧ 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等についての指導に関すること ⑨ 災害時における食料の供給、価格動向等の情報についての消費者相談に関すること
(7) 九州森林管理局 (佐賀森林管理署)	<ul style="list-style-type: none"> ① 森林治山による災害防止に関すること ② 国有保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関すること ③ 災害対策用木材（国有林）の払下げに関すること ④ 林野火災対策に関すること
(8) 九州経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時における生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること ② 災害時の物価安定対策に関すること ③ 被災商工業者への支援に関すること
(9) 九州産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> ① 鉱山における災害の防止に関すること ② 鉱山の施設の保全、鉱害の防止に関すること ③ 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、都市ガス及び電気施設等の保安対策に関すること
(10) 九州地方整備局（佐賀国道事務所、武雄河川事務所、唐津港湾事務所）	<ul style="list-style-type: none"> ① 直轄公共土木施設の防災管理及び被災時の復旧に関すること ② 指定河川の洪水注意報・警報の発表及び伝達に関すること ③ 水防警報の発表及び伝達に関すること ④ 水防活動の指導に関すること ⑤ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること ⑥ 高潮、津波災害等の予防に関すること ⑦ 港湾、河川災害対策に関すること ⑧ 大規模災害時における緊急対応の実施

(11) 九州運輸局 (佐賀運輸支局)	① 災害時における輸送用車両のあっせん・確保、船舶の調達・あっせんに関すること ② 自動車運送事業者に対する運送命令等に関すること ③ 運送等の安全確保に関する指導等に関すること ④ 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関すること
(12) 大阪航空局 (福岡空港事務所、佐賀空港出張所)	① 災害時における航空機による輸送の安全確保に必要な措置に関すること ② 遭難航空機の捜索及び救助に関すること ③ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
(13) 国土地理院 九州地方測量部	① 地殻変動の監視に関すること ② 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること ③ 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること
(14) 福岡管区気象台(佐賀地方気象台)	① 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること ② 気象、地象（地震にあっては、地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること ③ 業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること ④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
(15) 第七管区海上保安部(唐津海上保安部)	① 災害時における救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援に関すること ② 海難救助、海上警備・治安維持、海上安全確保に関すること ③ 海上災害に関する指導啓蒙、訓練に関すること
(16) 九州地方環境事務所	① 災害廃棄物等の処理対策に関すること ② 環境監視体制の支援に関すること ③ 飼育動物の保護等に係る支援に関すること
(17) 九州防衛局	① 災害時における防衛省（本省）との連絡調整 ② 災害時における自衛隊及び米軍部隊との連絡調整の支援

6. 自衛隊

処理すべき事務又は業務
(1) 災害時における人命救助、財産の保護及び防災関係機関が実施する災害応急対策の支援に関すること
(2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付又は譲与に関すること

7. 指定公共機関

(1) 西日本電信電話株式会社（佐賀支店）、株式会社NTTドコモ（佐賀支店）、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社	① 電気通信設備及び付帯施設（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の設備、防災管理及び被災時の復旧に関すること ② 気象警報、津波警報の伝達に関すること ③ 災害時における通信の確保に関すること
(2) 日本銀行（福岡支店）	① 通貨の円滑な供給確保に関すること ② 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導等に関すること
(3) 日本赤十字社（佐賀県支部）	① 災害時における医療救護の実施に関すること ② 災害時における血液製剤の供給に関すること ③ 義援金品の募集、配分に関すること ④ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関すること
(4) 日本放送協会（佐賀放送局）	① 市民に対する防災知識の普及に関すること ② 気象（津波）予警報等の周知に関すること ③ 災害情報（被害状況、応急対策の実施状況等）の周知に関すること ④ 社会事業団等による義援金品の募集、配分に係る広報に関すること
(5) 九州旅客鉄道株式会社	① 鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること ② 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること ③ 災害時における鉄道輸送の確保に関すること
(6) 日本貨物鉄道株式会社（九州支社）	① 鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること ② 災害対策に必要な物資の緊急輸送の協力に関すること ③ 災害時における鉄道輸送の確保に関すること
(7) 日本通運株式会社（佐賀支店）	① 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること

(8) 九州電力送配電株式会社（佐賀支社）	① 電力施設、設備の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること ② 災害時における電力供給の確保に関すること
(9) 日本郵便株式会社佐賀中央郵便局	① 災害時における郵政業務の確保に関すること ② 災害時における郵政業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること

8. 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
(1) 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館	① 災害時における入院患者等の安全確保に関すること ② 被災者に対する医療救護の実施に関すること
(2) 一般社団法人佐賀県LPG協会	① LPGガス施設の防災対策及び災害時における点検・供給対策に関すること
(3) 公益社団法人佐賀県トラック協会、一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会	① 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること
(4) 株式会社エフエム佐賀、株式会社サガテレビ、長崎放送株式会社NBCラジオ佐賀局	① 市民に対する防災知識の普及に関すること ② 気象（津波）予警報等の周知に関すること ③ 災害情報（被害状況、応急対策の実施状況等）の周知に関すること
(5) 一般社団法人佐賀県医師会（伊万里・有田地区医師会）	① 災害時における医療救護活動への協力に関すること
(6) 公益社団法人佐賀県栄養士会（伊万里支部）	① 災害時における栄養・食生活指導、支援に関すること
(7) 公益社団法人佐賀県看護協会（北部支部）	① 災害時における看護・保健指導に関すること
(8) 一般社団法人佐賀県歯科医師会（伊万里・有田地区歯科医師会）	① 災害時における医療救護活動への協力に関すること ② 身元確認に対する協力に関すること

(9) 一般社団法人佐賀県薬剤師会(伊万里・有田薬剤師会)	① 災害時における医療救護活動への協力に関すること ② 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の供給・管理に関すること
(10) 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会(社会福祉法人伊万里市社会福祉協議会)	① 災害ボランティアに関すること ② 生活福祉資金の貸付に関すること ③ 県・市が行う被災者状況調査の協力に関すること
(11) 一般社団法人佐賀県建設業協会(一般社団法人伊万里建設業協会)	① 災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること

9. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務
(1) 農業協同組合、農業共済組合、森林組合及び漁業協同組合(伊万里市農業協同組合、伊万里有田地区農業共済組合、伊万里西松浦森林組合、佐賀玄海漁業協同組合波多津支所)	① 県、市が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力に関すること
(2) 伊万里商工会議所	① 県、市が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力・連携に関すること
(3) 水道事業者、工業用水道事業者	① 水道施設、水道用水供給施設、工業用水道施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること ② 災害時における給水の確保に関すること
(4) 電気通信事業者(西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社を除く。)	① 電気通信設備等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること ② 災害時における通信の確保に関すること

(5) 都市ガス事業者、液化石油ガス（L P ガス）事業者	① ガス施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること ② 災害時におけるガス供給の確保に関すること
(6) 佐賀大学医学部附属病院	① 災害時における入院患者等収容者の安全確保に関すること ② 被災者に対する医療救護の実施及び収容保護に関すること
(7) 病院等医療施設の管理者	
(8) 社会福祉施設の管理者	① 災害時における施設入所者の安全確保に関すること
(9) 私立学校等の設置者等	① 災害時における幼児、児童及び生徒の安全確保に関すること ② 災害時における文教対策の実施に関すること
(10) 道路・下水道施設・河川・砂防施設等・治山施設等・港湾・漁港・農業用用排水施設の各管理者、海岸管理者・施工者	① 所管施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること
(11) 危険物施設等の管理者	① 災害時における危険物施設、高圧ガス施設、L P ガス施設、火薬類施設、放射性物質取扱施設及び毒物・劇物施設の安全確保に関すること
(12) 松浦鉄道株式会社	① 鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること ② 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること ③ 災害時における鉄道輸送の確保に関すること
(13) 伊万里市区長会連合会	① 市域内の災害対策に対する助言に関すること (地域における自立的な災害対策の推進)
(14) 伊万里市ボランティア連絡協議会	(被災者支援及び女性の視点を生かした災害対策の推進) (要配慮者の支援等の災害対策の推進)
(15) 伊万里市男女協働参画懇話会	
(16) いまり女性ネットワーク	
(17) 伊万里市保育会	
(18) 伊万里ケーブルテレビジョン株式会社、西海テレビ株式会社	① 気象予警報等の周知に関すること ② 災害情報（警報の伝達及び警告、避難指示等）の周知（ケーブルテレビによるもの）に関すること

(19) その他法令又は この計画により防 災に関する責務を 有する者	① 法令又はこの計画に定められた防災対策に関すること
--	----------------------------

第3章 伊万里市の概況

第1節 自然的環境

1. 自然的条件

(1) 位置・面積

本市は、佐賀県の西北部に位置し、東は唐津市、武雄市に、西は長崎県松浦市、佐世保市に、南は武雄市、有田町に、北は唐津市に接している。

また、八幡岳、青螺山、国見山など三方を山に囲まれ、西北部からは伊万里湾が深く入り込み、市域は伊万里湾の最奥部に形成された市街地を中心に東西に25km、南北に21kmの広がりを見せ、総面積は255.26km²である。

(2) 地勢（地質）

本市の地勢は、第三紀層の上に噴出した玄武岩から成っている。200m～600mの山岳に囲まれ、急傾斜地が多く、長崎県北松地域とともに「地すべり地帯」に属し、過去に多くの被害が発生した。

(3) 海岸

本市は、屈曲に富んだ玄界灘沿岸にあり、西北部に面する伊万里湾は、約100kmに及ぶ海岸線を持つ。

(4) 河川

本市の東部を南北に流下している松浦川は、黒髪山に源を発し、唐津湾に注いでいる。また、中心部を南北に流下している伊万里川、有田川のほか、西部には佐代川が流下して伊万里湾に注いでいる。これに直轄河川のほか、本市の河川数は多く、また、流路経路が短く、地形地質的にも決して条件が良いとは言えないため、降水量の多い時期には、洪水等に対する注意が必要である。

2. 気候

本市の気候は、日本海型気候であり、九州北西沿岸を流れる対馬暖流は、湿潤な空気をもたらして降水量を多くし、寒暑の差を少なくしている。年平均気温は15.9℃、年間平均降水量は約2,221mmで、比較的に温和な海洋性気候であるが、冬期は北西の季節風が強く、寒冷な気候を見ることができる。

第2節　社会的環境

災害は、自然的環境ばかりでなく、次のような社会的環境により、その態様及び被害の程度等が異なってくるものであることから、防災を取り巻く社会的環境の変化に十分に配慮しつつ、防災対策を推進することが肝要である。

1. 人口

本市の国勢調査人口は、令和2年は52,629人で、平成27年の55,238人と比較して2,609人、約4.7%の減少となっており、逆に世帯数は令和2年が19,984世帯で、平成27年の19,698世帯と比較して286世帯、約1.4%の増加となっており、依然として人口の減少傾向とともに、平均世帯人員が減少する核家族化が進んでいる。

2. 建物状況

令和5年1月現在における本市の建物棟数は、家屋総数で37,999棟、このうち木造家屋は約80%にあたる30,400棟である。旧市街地においては、木造建物の老朽化及び緊急通行車両が通行できない路地が存在する。

3. 交通事情

本市の道路網は、一般国道で、南西部から北東部に向け市の中心部を貫く202号、伊万里湾の両岸をV字形に結ぶ204号、東部と市の中心部を繋ぐ498号を骨格として、主要地方道、一般県道及び市道により形成されている。

高速自動車道路へのアクセス道路についても、西九州自動車道をはじめ長崎自動車道路を結ぶ国道、県道の整備が図られており、このうち西九州自動車道については、平成26年度に唐津市北波多ICから南波多谷口ICと、山代久原ICから松浦市今福ICまでの間が、平成29年度に南波多谷口ICから伊万里東府招ICまでの間で供用が開始されている。

令和6年3月末現在の市道は、1,816路線、総延長985kmで、市街地・農村部とも狭隘・屈曲した箇所が見られる。

鉄道網は、伊万里駅を起点として、JR筑肥線が松浦川沿いに唐津市まで、唐津市から海岸沿いに福岡市まで通じている。

さらに、松浦鉄道が、伊万里湾沿いに松浦市、平戸市を経由し、佐世保市まで、また、有田川沿いに有田町まで通じている。

4. その他防災対策に影響を与える社会的環境

- (1) 高齢者、障がい者、国際化に伴う外国人等の要配慮者の増加
- (2) ライフライン（電力、上・下水道、電話等）、交通ネットワーク、コンピュータ等への依存度の増大
- (3) インフラ整備に伴う市民の防災意識の低下
- (4) 都市化に伴う市民の近隣扶助意識の低下

第2編 風水害対策編

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地すべり、土石流、がけ崩れ等による風水害に対処するための総合的な計画であり、防災関係機関がこの計画に基づく風水害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、市土並びに住民の生命、身体及び財産を風水害から保護し、被害を軽減することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、伊万里市防災会議が作成する伊万里市地域防災計画の一部を構成するものであって、風水害に対処するための総合的な計画である。

第3節 本市の風水害の概況

本市は、その自然的、社会的環境から、これまで大雨、暴風雨、高潮、地すべり等による風水害の被害を数多く受けてきた。

その主なもの特徴は、次のとおりである。

(1) 大雨

① 概要

本市で発生する風水害のうち、その多くは大雨によるものである。

大雨の原因を分析すると、前線、低気圧、台風の順となる。

日降水量100mm以上の大雨は6月～7月の梅雨期に最も多く、この2ヶ月で年間の約33%と最も多い。また、8月～9月は台風や秋雨前線等で年間の約23%を占めている。

日降水量200mm以上の大雨や1時間降水量50mm以上の非常に激しい雨は、梅雨期間の6月下旬から7月中旬にかけて多い。

大雨の降り方は、

ア 短時間（1～3時間）に集中して降る。

イ 長時間降り続いた結果、降水量が多くなる。

ウ 長時間降り続く中で、短時間に集中して降る。

などに分けられるが、このうちウの降り方は特に大きな災害を引き起こすことがある。

② 伊万里市に被害をもたらした主な大雨

ア 昭和42年7月9日の大雨

九州中部に停滞していた梅雨前線は、北上していた台風7号くずれの熱帯低気圧と合流し、9日11時ごろから降雨が一段と激しくなり、12時から14時までの

2時間の降水量は152mmに達した。

この雨により伊万里川、有田川、松浦川がはん濫し、特に市街地中心を流れる伊万里川が上流で決壊したため、国道202号線をはじめ道路、水田は濁流し、濁水は奔流となって市街地に押し寄せた。死者は12名にのぼり、家屋や田畠の流失など物的被害総額は120億円におよんだ。

イ 平成2年6月28日～7月3日の大雨

梅雨前線が6月28日に九州北部に南下し、7月3日まで九州付近に停滞した。市内では、7月2日7時から8時までの1時間の降水量が53mmに達し、大川町、松浦町を中心に一部損壊の家屋が1棟、床上浸水の家屋が94棟、床下浸水の家屋が424棟におよんだ。

ウ 平成14年9月16日の大雨

対馬海峡付近の低気圧から延びる寒冷前線に南から暖かく湿った空気が流れ込み、市内では17時からの1時間の降水量が86mmに達し、発生した土砂崩れにより、家屋1棟が倒壊し、1名が犠牲となった。全壊の家屋1棟、床上浸水の家屋が14棟、床下浸水の家屋が229棟におよんだ。

エ 平成30年7月5日～7日の大雨（平成30年7月豪雨）

平成30年6月28日以降、華中から日本海を通って北日本に停滞していた前線は7月4日にかけ北海道付近に北上した後、7月5日には西日本まで南下してその後停滞した。

また、6月29日に日本の南で発生した台風第7号は東シナ海を北上し、対馬海峡付近で進路を北東に変えた後、7月4日15時に日本海で温帯低気圧に変わった。

前線や台風第7号の影響により、日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となった。

6月28日から7月8日までの総降水量が四国地方で1,800ミリ、東海地方で1,200ミリを超えるところがあるなど、7月の月降水量平年値の2～4倍となる大雨となったところがあった。この大雨について、岐阜県、京都府、兵庫県、岡山県、鳥取県、広島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県の1府10県に特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかけた。

市内では、7月5日から7日までの総雨量は442mmとなり、7月6日17時10分に大雨特別警報が発表された。1名が犠牲となり、一部損壊の家屋が1棟、床下浸水の家屋が10棟におよんだ。

オ 令和元年8月豪雨

8月26日から29日にかけて対馬海峡付近から東日本に停滞した前線の活発な活動により東シナ海から九州北部地方にかけて広範囲で線状降水帯が発生し、28日午前4時前後には県内各地で1時間に100mmを超える猛烈な雨が観測され、8月28日午前5時50分に佐賀県、福岡県、長崎県の市町村に大雨特別警報が発表された。

市内では、8月26日から8月30日までの総雨量は422mmとなり、床上浸水が4棟、床下浸水が30棟におよんだ。

カ 2021（令和3）年8月11日～19日の大雨（令和3年8月の大雨）

8月11日から19日にかけ、前線が九州付近に停滞し、前線に向かって太平洋高気圧の周辺から暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、九州北部地方では大気の状態が非常に不安定と

なり、記録的な大雨となった。なお、この不安定な状態は19日にかけて継続した。

本市においては、8月11日午前7時から雨が降り始め、18日までに820mmの降雨があった。人的被害はなかったものの、住家被害が3件（床下浸水2件、一部損壊1件、非住家被害が1件、道路及び河川の被害が126箇所449, 023千円、農作物の被害が21, 627千円、農地被害が31千円であった。

キ 2023（令和5）年7月7日～10日の大雨（令和5年7月九州北部豪雨）

7月7日から10日にかけて梅雨前線が九州付近に停滞し、太平洋高気圧の周辺から梅雨前線に向かって暖かく湿った空気の流れ込みが継続したため、九州では大気の状態が非常に不安定な状況となった。

本市では、7月7日の朝から局地的に雷を伴った非常に激しい雨や激しい雨が断続的に降り、10日未明から明け方にかけて、1時間に70ミリ以上の猛烈な雨を解析した。また、10日明け方から朝にかけて線状降水帯が発生し、午前4時39分に「顕著な大雨に関する気象情報」を発表した。

この一連の大雨で、7月8日から10日までの期間降水量はで319.0mmを観測した。人的被害はなかったものの、住家被害が2件（床下浸水2件）、非住家1件、道路及び河川の被害が58箇所123, 133千円、農作物等の被害が15, 477千円、農地被害が83, 665千円であった。

（2）台風

① 概要

本市は、台風が来襲する頻度が高い。

台風は平均（統計期間：1991～2020年）すると1年間に約25個発生しており、その中の約12個が日本の300km以内に接近し、更にその中の4個が上陸している。九州北部地方には約3個の台風が接近し、その中の約1個が九州に上陸している。但し、9個の台風が九州北部に接近した年（2004年）もあれば、1個も接近しなかった年（1988年、2001年）もあるなど、年による変動も大きい。

台風の接近で、大雨や暴風、高波、高潮などの顕著な気象現象が発生し、これまで度々大きな気象災害が発生している。

② 伊万里市に被害をもたらした主な台風

ア 平成18年9月16日～18日の台風（台風第13号）及び秋雨前線豪雨

フィリピンの東海上で発生し、太平洋高気圧の南の縁に沿って発達しながら西に進み、その後東シナ海を北上した。

17日午後2時頃から午後5時頃にかけて県のほぼ全域が暴風域に入り記録的な暴風により県内各地で停電が発生した。

また、同時期、対馬付近に停滞していた秋雨前線に台風からの湿った暖かい空気が流れ込み前線の活動が活発となった。

このため、16日明け方から昼前にかけて非常に激しい雨となり、伊万里市では1時間に99mmという猛烈な雨を観測し、日最大1時間降水量の極値を更新した。

鉄砲水や河川のはん濫が発生し、3名が犠牲となった。

イ 令和2年9月2日～3日の台風（台風第9号）

令和2年8月28日にフィリピンの東で発生した台風第9号は、発達しながら日本の南を北へ進み、31日夜に非常に強い勢力となり、勢力を維持したまま9月1

日に沖縄の西海上付近へ達した。

その後、2日朝に屋久島の西海上付近、同日夜のはじめごろに五島付近を通過し、3日に朝鮮半島に上陸し温帶低気圧となった。

佐賀県では、2日夜のはじめ頃から3日未明にかけて、風速25m/s以上の暴風域に入った。

また、2日23時56分に観測地点伊万里において風速34.4m/s（西南の風）を観測し、日最大瞬間風速の観測史上1位の値を更新した。

(3) 高潮

① 概要

伊万里湾は、大潮の満潮時と大雨が重なった場合に、沿岸部の低地において、床下浸水等が度々起こっている。

(4) 地すべり等

① 概要

本市は、半分以上が地形的、地質的に不安定な山地丘陵に占められていることから、過去に地すべり、急傾斜地の崩壊等が発生しており、今後も発生する危険性が高い。

② 伊万里市に被害をもたらした主な地すべり等

ア 昭和26年2月16日の地すべり

6時頃大音響と共に崩壊性地すべりが発生し、山代町西分の平古場地区を埋没した。県境の稜線に近い標高325m付近より幅400m、長さ1,000mにおよんだ地すべりである。誘因としての連続降水量（2月8日～2月15日まで）は、81.1mmであった。死者は3名にのぼり、全壊住家27戸におよんだ。

イ 平成18年9月16日～18日の地すべり

台風第13号及び秋雨前線豪雨に伴い、16日10時30分頃、南波多町府招の国道202号線脇の山で幅約100m、奥行き約170mにわたる地すべりが発生した。崩落した土砂により道路の一部が埋没し、家屋2戸が全壊、1戸が半壊するなどの被害が生じた。

(5) 大雪

① 概要

本市の大雪は冬型気圧配置（季節風）によるものと、台湾近海で発生した低気圧が九州の南岸付近を発達しながら東進するものに大別される。

一般に積雪10cm以上になると大雪の災害が出はじめ、30cm以上になると大きな災害が発生している。

② 伊万里市に被害をもたらした主な大雪

平成28年1月24日～25日の大雪

24日から25日にかけて県内各地で大雪となり、市内でも10cmの積雪を観測した。冬型の気圧配置が続き、24日は日最低気温が氷点下4.8度を観測、日最高気温も氷点下1.4度となり真冬日となった。

大雪や低温の影響で市街地や山間部の路線などで車両の通行が困難となり、鉄道・バスの運休・遅延などの交通障害や車のスリップ事故が発生した。

また、低温の影響から水道管損傷などにより、約6,900世帯が断水したため、自衛隊の災害派遣を要請し、26日から29日まで給水活動が実施された。

(6) 竜巻

① 概要

竜巻は、激しい空気の渦巻で、大きな積乱雲の底から漏斗状に雲が垂れさがり、陸上では巻き上がる砂塵、海上では水柱を伴う。

第4節 計画の前提

この計画の前提是、次に示すとおりとする。

(1) 豪雨・大雨（洪水）

昭和42年7月、平成30年7月、令和元年8月及び令和3年8月、令和5年7月の記録的な集中豪雨が今後も発生することを予想する。

(2) 台風

台風常襲地帯としての立地的な条件から、暴風雨による影響を毎年受けることを予想する。

(3) 高潮

伊万里湾において異常高潮が発生することを予想する。

(4) 土砂災害（地すべり等）

大惨状をきわめる地すべり、がけ崩れ等の災害は、多発的な傾向を辿ることを予想する。

(5) 大雪

過去に体験した降雪を上回るものが、今後も発生することを予想する。

第2章 災害予防計画

第1節 風水害に強いまちづくり

<計画の目的>

豪雨・暴風雨等による災害を未然に防止するとともに、被害を最小限にとどめるため、治山・治水施設等の保全施設、公共施設等の整備を図るとともに、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努め、風水害に強いまちづくりを推進する。

市、国及び県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと取るべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

また、市、国及び県は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する部局の連携の下、住宅や要配慮者施設などについて、風水害の被害のない安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進する。

県は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、市及び県は、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

市及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、宅地造成及び特定盛土等規制法などの速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

<計画の担当機関>

計画の内容	市 の 担 当 部 課	担当防災関係機関
保全施設の整備	農業振興課 農山漁村整備課 道路河川課 伊万里湾総合開発課	国 県 河川管理者 海岸管理者及び施行者 ため池の管理者
公共施設の整備	財政課 市民センター 福祉課 子育て支援課 長寿社会課 教育委員会 まちづくり課 施設営繕課 消防調整課	国 県
交通・通信施設の整備	道路河川課 都市政策課 伊万里湾総合開発課 農山漁村整備課 企業誘致・商工振興課 情報政策課	国 県警察 県 道路管理者 鉄道事業者 港湾管理者 漁港管理者

ライフライン施設の機能の確保	情報政策課 企業誘致・商工振興課 上下水道部	県 九州電力送配電株式会社佐賀支社 電気通信事業者 西日本電信電話株式会社佐賀支店 株式会社NTTドコモ KDDI株式会社ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社 都市ガス事業者
建築物等の風水害に対する安全性の強化	都市政策課 道路河川課 教育委員会	国 県 一定の建築物の所有者 指定文化財等の所有者・管理者
風水害に強い土地利用計画	都市政策課	県

<計画の内容>

1. 保全施設の整備

(1) 保全施設の整備

次に掲げる主な事業等により、保全施設の整備を推進する。

区分	事業名	事業内容	実施主体
治山	復旧治山 予防治山	山腹崩壊地や荒廃溪流の復旧又は崩壊等の恐れのある箇所において、防災工事を実施し、災害の防止を図る。	県・市
	地域防災対策 総合治山	山地災害危険地の集中した地域において、災害を未然に防止するため、溪間工事、山腹工事等を総合的に実施する。	
	土砂流失防止 林造成	土砂の流出防止、火災等の発生を防止するため防災施設の整備とあわせて森林の造成を実施する。	
	溪流等県土保全 緊急対策	山腹崩壊地や荒廃溪流の県単独による防災工事	
砂防	砂防事業	砂防指定地域内における堰堤工、流路工等	県
地すべり	地すべり対策 防止事業	地すべり防止区域内における抑止工、抑制工等	
急傾斜地	急傾斜地崩壊 防止事業	急傾斜地崩壊危険区域における擁壁工等	県・市
ボタ山	ボタ山等環境 整備事業	県がボタ山災害防止工事により設置した防護施設の機能が低下し、災害が発生するおそれがあると認められるものの補修工事	県
河川	地震・高潮 対策河川事業	高潮防御及び地盤沈下地区の内水対策等河川事業の推進を図る。	

	広域河川改修事業・総合流域防災機事業	治水安全度の低い区間、改修効果の早期発現等効率的な事業の推進を図る。	
	河川環境整備事業	自然環境の保全、利便施設の整備を図ることにより、良好な水辺空間の創出を図る。	国
	直轄河川改修事業	直轄河川の治水安全度の向上、情報基盤の整備、堤防補強対策等を実施する。	
	都市基盤事業	治水安全度の低い区間、改修効果の早期発現等効率的な事業の推進を図る。	市
海岸	高潮対策事業	津波、高潮、波浪による災害を防止するための海岸保全施設の新設・改修など	県・市
	侵食対策事業	特に侵食が著しく災害を受けるおそれの高い海岸を保全するための海岸保全施設の整備を図る。	
	海岸環境整備事業	国土保全と併せて海岸環境を整備し、安全で快適な海浜利用の増進を目的とした海岸保全施設の整備を図る。	
	津波・高潮危機管理対策緊急事業	既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策の促進を図る。	
	海岸耐震対策緊急事業	海岸保全施設である護岸・堤防等の耐震対策を緊急的に実施する。	
	海岸メンテナンス事業	海岸保全施設の老朽化調査、対策計画及び対策工事を一体的に実施する。	
下水道	公共下水道事業	都市の浸水被害を防除するための施設整備を行う。	市
ため池	ため池等整備事業	ため池災害を未然に防止するため、豪雨、耐震、老朽化対策として、ため池施設の整備工事を実施する。	県

(2) 危険箇所の点検、周知等

市は、県と共同して、土砂災害等を未然に防止するため、梅雨期・台風前期には、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び山地災害危険地区の点検を行う。風水害後にも、速やかに点検を実施する。

また、危険箇所を地域住民に周知するとともに、避難路の設定、情報伝達体制の整備に努める。

2. 公共施設の整備

市は、国、県、県警察、消防本部と連携し、災害応急対策を実施する上で拠点となる防災上重要な施設（災害対策の中核となる庁舎、また地域住民の避難所となる学校、コミュニティセンター等）について、浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に努める。

また、公共施設の管理者は、駐車場やグラウンドなどを活用した雨水貯留機能の強化に努める。

なお、避難所となる学校やコミュニティセンター等の施設については、設計時において避難所として位置づけることを考慮するとともに、必要に応じて、防災広場、男女別シャワー室、備蓄のためのスペース及び通信設備等を整備し、避難所としての機能を向上させる。

防 災 上 重 要 な 施 設

施設の分類	施設の名称
災害応急対策活動に必要な施設	本庁舎、コミュニティセンター、国見台施設など
救護活動施設	消防関係施設
避難所として位置付けられた施設	学校、コミュニティセンター、集会施設
多数の者が利用する施設	図書館、福祉施設、市民センター

3. 交通・通信施設の整備

主要な鉄道、道路、港湾、通信局舎等の基幹的な交通・通信施設について、当該施設の管理者は、代替路を確保するための道路ネットワークの整備、海上・航空交通ネットワークの機能強化、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設の間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保、風水害に対する安全性の確保に努めるものとする。

また、道路管理者及び鉄道事業者は、道路と鉄道が近接する区間においては、落石等により災害が発生した場合は、必要に応じ、関係機関に情報を速やかに提供し共有化を図る。

(1) 道路

一般国道、県道、市道の各道路管理者、県警察は、風水害時の避難及び緊急物資の輸送に支障を生じないよう、道路防災対策を通じて、風水害に対する安全性、信頼性の高い道路網の整備を推進する。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

さらに、道路管理者は、落石、法面崩壊等の通行危険箇所について点検を実施し、必要があれば予防工事を実施し、危険箇所の解消を図るとともに、風水害時には迅速な通行止めなどの危険回避措置を講じることができるような体制を整備しておくものとする。

主 な 整 備 事 業 の 内 訳

事 業 名	事 業 内 容	事業主体
道路事業	道路の新設・改良、補修の実施	国

街路事業	都市計画街路の新設・改良の実施	県 市
交通安全事業	歩道の新設・改良、補修の実施	
道路防災事業	落石等危険箇所の整備	
橋梁補修事業	落橋防止対策の実施	

(2) 鉄道

鉄道事業者は、大雨による浸水あるいは盛土箇所崩壊等による災害を防止するため、必要に応じ、線路の盛土、法面改良等を図るものとする。

また、橋梁、トンネルその他の構築物等及び電気、建築施設について、保守点検を実施し、必要に応じて改良修繕工事の実施に努めるものとする。

(3) 港湾・漁港

港湾及び漁港の管理者は、風水害時に、緊急物資や人員の海上輸送が確保できるよう、港湾及び漁港施設について、高潮や強風による波浪に対する安全性を確保するための整備に努めるものとする。

港湾管理者は、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。

また、走锚等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域及び海上施設周辺海域に面する港湾道路において、船舶の走锚等による事故を未然に防止するため、必要に応じて、防波堤及び防衝工の整備を行うものとする。

なお、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報共有することにより連携を強化するものとする。

4. ライフライン施設等の機能の確保

上下水道、工業用水道、電力、電話、ガス、石油・石油ガス等のライフライン施設や廃棄物処理施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動上欠くことのできないものであり、風水害発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。また、ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことになる。

このため、ライフライン事業者は、浸水防止対策等風水害に対する施設の安全性を確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(1) 水道施設

① 水道施設の安全性の強化

水道事業者は、水道施設の新設・拡張等の計画に併せて、計画的な施設の安全性の強化に努める。

② 水道施設の点検・整備

水道事業者は、水道施設について、巡回点検を実施するとともに、老朽施設（管路）を計画的に更新するものとする。

③ 断水対策

水道事業者は、基幹施設の分散、系統の多重化による補完機能の強化を図るとともに、断水に備えて、応急給水の拠点となる配水池等、貯水施設の整備に努めるとともに、水道事業者間の相互応援体制を整備しておくものとする。

④ 資機材等の整備

水道事業者は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

(2) 下水道施設

① 下水道施設の安全性の強化

下水道管理者は、風水害時においても下水道による汚水処理機能を確保することができるよう、重要幹線管渠、ポンプ場及び処理場等の整備や停電対策等に努める。

② 下水道施設の保守点検

下水道管理者は、下水道施設について、巡回及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所等の改善を実施する。

③ 資機材等の整備

下水道管理者は、必要な資機材について、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

④ 民間事業者等との連携

下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

(3) 工業用水道施設

① 工業用水道施設の安全性の強化

工業用水道事業者は、工業用水道施設の新設・拡張・改良の計画に併せて、計画的な施設の安全性の強化に努める。

② 工業用水道施設の点検・整備

工業用水道事業者は、工業用水道施設の巡回点検を実施するとともに、老朽施設（管路）を計画的に更新するものとする。

③ 断水対策

工業用水道事業者は、基幹施設の分散、系統の多重化による補完機能の強化を図るとともに、断水に備えて、事業者等間の相互応援体制を整備しておくものとする。

④ 資機材等の整備

工業用水道事業者は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

(4) 電力施設等の整備

① 電力設備の災害予防措置

九州電力送配電株式会社は、災害対策基本法第39条の規定に基づき定めた「九州電力送配電株式会社防災業務計画」により、電力設備の災害予防措置を実施する。

② 電気工作物の巡回、点検、調査等

ア 九州電力送配電株式会社は、電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、更に事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡回点検（災害発生の恐れがある場合には特別の巡回）を実施する。

イ 九州電力送配電株式会社は、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等出火に至る原因の早期発見とそ

の改修の指導に努める。

ウ 九州電力送配電株式会社は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、災害時の復旧作業の迅速化に努めるものとする。

(5) 電気通信設備等の整備

① 電気通信設備等の高信頼化

電気通信事業者（西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社を含む。以下本編において同じ。）は、被害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備等の高信頼化のための整備を推進する。

ア 豪雨又は洪水、高潮等の恐れがある地域においては、耐水構造化を実施する。

イ 暴風の恐れがある地域においては、耐風構造化を実施する。

ウ 基幹的設備設置のため、安全な設置場所を確保する。

エ 電気通信事業者は、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努めるものとする。

② 電気通信システムの高信頼化

電気通信事業者は、被害が発生した場合においても、通信を確保するため、次により通信網の整備を推進する。

ア 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。

イ 基幹的設備を分散設置する。

ウ 通信ケーブルの地中化を促進する。

エ 主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。

オ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2重ルート化を推進する。

(6) 都市ガス施設

① 都市ガス施設（ガス導管）の安全性の強化

都市ガス事業者は、ガス事業法（昭和29年法律第51号）等の関係法令等に基づき、風水害に対する施設の安全性の強化に努める。

② 都市ガス工作物の巡視、点検及び検査

都市ガス事業者は、都市ガス工作物を常に法令に定める技術基準に適合するよう保持し、事故を未然に防止するため、定期的に都市ガス工作物の巡視、点検及び検査を実施する。

③ 災害防止のための体制の確立

ア 要員の確保等

都市ガス事業者は、都市ガス工作物の被害及びガスによる二次災害の防止、軽減及び早期復旧を図るため、あらかじめ緊急措置及び復旧活動のための組織体制、要員の確保体制等の整備を図る。

イ 連絡体制の整備

都市ガス事業者は、事業所内にあらかじめ対策本部となるべき場所を定め、その場所を職員に周知徹底するとともに、災害時優先電話、通信機器、被害状況等連絡票、需要家名簿等を整備する。

ウ 関連工事会社等との協力体制の確立

都市ガス事業者は、あらかじめ関連の工事会社等との間で、災害防止のための人員及び資機材の提供に関する協力体制を確立する。

(7) 廃棄物処理施設

市は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化、浸水対策、非常用自家発電設備等の整備や断水時に機器冷却水等に利用するための水の確保等の災害対策を講じるよう努めるものとする。

(8) バックアップ対策の促進

市は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、災害により情報システムに障害が発生した場合であっても、業務の中断を防止し、また、それを早期に復旧できるようICT部門のBCP（業務継続計画）の策定に努める。

また、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

5. 建築物等の風水害に対する安全性の強化

(1) 特定建築物

百貨店、旅館等多数の者が利用する特定の建築物については、当該建築物の所有者は、浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に努めるものとする。

(2) 一般建築物

市は、県と連携し、風水害に対する安全性の確保を促進するため、建築確認申請等を通じ、基準の厳守の指導等に努める。また、防水扉、防水板など建築物を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。

(3) 落下物

市、県及び建築物の所有者は、強風による窓ガラスや看板、屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下防止対策を図るものとする。

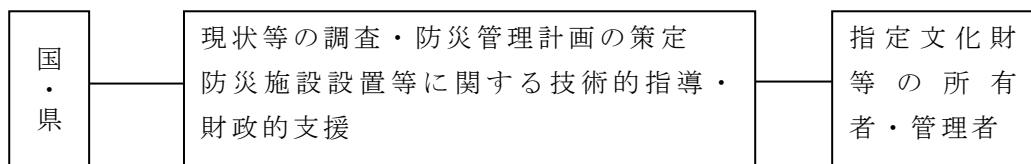
(4) 文化財

文化財所有者又は管理者は、市、国、県指定の建造物・伝統的建造物群について、国・県等の指導により、現状の把握、補強修理及び応急防災施設の整備に努める。

《実施方法》

指定文化財等については、その文化財的価値の保存を十分図る必要があるので、所有者・管理者は、現状等の十分な把握の上、必要なものについては防災管理計画を策定し、これに基づき修理・防災設備の設置等を行うものとする。

国や県は、これらの事業に対し必要な技術的指導・財政的支援を行うものとする。



6. 風水害に強い土地利用

市及び県は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地区画整理事業を誘導しないものとするなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

また、市及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第2節 効果的な備えの推進

<計画の目的>

風水害時の効果的な応急対策、復旧対策に資するため、情報収集及び通信連絡手段の確保をはじめ、広域防災体制の強化や防災思想・知識の普及などにより、防災関係機関と市民が一体となった防災体制の確立を図る。

<計画の担当機関>

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
情報の収集、連絡・伝達体制の整備	防災危機管理課 情報政策課 消防調整課 総務課 農山漁村整備課 道路河川課	県 防災関係機関
防災活動体制の整備	防災危機管理課 消防調整課 総務課	県 防災関係機関
相互の連携体制、広域防災体制の強化	防災危機管理課 消防調整課 総務課	県 防災関係機関
災害の拡大防止と二次災害の防止及び応急復旧活動	道路河川課 防災危機管理課	県
救助・救急、消防及び保健医療福祉活動体制の整備	健康づくり課 防災危機管理課 消防調整課	医療機関
緊急輸送活動	財政課 道路河川課 議会事務局 監査委員事務局 選挙管理委員会事務局 公平委員会事務局	県 県警察
防災訓練	防災危機管理課 消防調整課	防災関係機関
避難及び情報提供活動	防災危機管理課 福祉課 子育て支援課 長寿社会課 市民課 まちづくり課	県 不特定多数の者が使用する特定施設等の管理者
学校等、病院等、社会福祉施設等の避難計画	学校教育課 防災危機管理課 健康づくり課 福祉課 子育て支援課 長寿社会課 市民センター 教育総務課 スポーツ課 国スポ・全障スポーツ推進課 まちづくり課 市民図書館	学校等の施設管理者 医師会 県
応急住宅	都市政策課 防災危機管理課	県 事業所
被災者支援体制の整備	福祉課 税務課 収納管理課	県
避難行動要支援者対策の強化	福祉課 長寿社会課 防災危機管理課 消防調整課	社会福祉施設・病院等の管理者

帰宅困難者への対策	防災危機管理課	県 不特定多数の者が利用する施設の管理者
食料・飲料水及び生活必需品等の調達	出納室 市民課 長寿社会課 子育て支援課 上下水道部 農山漁村整備課	県 市民 事業所
災害復旧・復興への備え	環境政策課 情報政策課 税務課 収納管理課 企画政策課 プロジェクト推進課	県 防災関係機関
複合災害対策	防災危機管理課 総務課	防災関係機関
防災思想・知識の普及	防災危機管理課 道路河川課 情報政策課 学校教育課 消防調整課	社会福祉協議会 事業所 学校等
消防団の育成強化	消防調整課 総務課	県
水防団及び水防協力団体の育成強化	道路河川課 消防調整課	県
自主防災組織の育成強化	防災危機管理課	県 事業所
企業防災の促進	企業誘致・商工振興課 消防調整課	県 事業所
住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	防災危機管理課 消防調整課	事業所
災害ボランティア活動の環境整備等	福祉課 防災危機管理課	県 社会福祉協議会
災害教訓の伝承	防災危機管理課 道路河川課	県
技術者の育成・確保	道路河川課 都市政策課 福祉課 防災危機管理課 総務課	県

＜計画の内容＞

1. 情報の収集、連絡・伝達体制の整備

市、県及び各防災関係機関は、風水害による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、各機関の連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるとともに、住民等に対して迅速かつ的確に情報を伝達できる体制を整備するものとする。

また、通信連絡のための手段の確保を図るため、画像情報の収集・伝達機能の強化、情報通信施設の耐災性の強化、停電対策、危険分散、さらに通信のバックアップ対策などを推進するとともに定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等を通じ、県及び防災関係機関との情報共有化に努める。

なお、時間の経過により、関係機関や被災者等にとって必要な情報が変化していくことに鑑み、市、県及び各防災関係機関は、あらかじめ、発災後の経過に応じて関係者に提供すべき情報について整理しておくものとする。

(1) 関係機関相互の連絡体制の整備

市、県及び各防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努め、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

また、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める。

なお、市及び県は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

市は、発災時における行方不明者の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を県が行う場合に備え、県と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

(2) 情報の分析整理

市、県及び防災関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

また、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。

市及び県は、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努める。

また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図る。

さらに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

(3) 佐賀県一斉指令システム

「地域衛星通信ネットワーク」の参画によって県、県現地機関、市町、消防機関、自衛隊等を結ぶ重要な通信施設であり災害対策の基幹的通信基盤として活用する。

(4) 佐賀県防災行政無線

「地域衛星通信ネットワーク」の参画によって県、県現地機関、市町、消防機関、自衛隊等を結ぶ重要な通信施設であり災害対策の基幹的通信基盤として活用する。

(5) 市防災行政無線

市は、住民等への情報伝達が迅速に行えるよう、市防災行政無線施設・設備の管理に万全を期すとともに、災害時に有効に活用できるよう、操作方法の習熟に努める。

(6) 被災者等に対する情報伝達体制の整備等

市、県及び防災関係機関は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備に努めるとともに、被災者等に対して必要な情報が確実に伝達・共有されるよう情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。

また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、旅行者等情報が入手困難な者に十分配慮しながら、報道機関に加え、携帯端末の緊急速報メール

機能、防災ネットあんあん、防災行政無線、ソーシャルメディア、ニアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ等を活用し、警報等の住民への伝達手段の多重化・多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化により、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるものとする。

市及び県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

市及び県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

(7) インターネット等による情報通信の整備

インターネット等による防災情報伝達手段の確立を推進する。

(8) 情報伝達システム等の維持及び整備

市は、災害時の初動対応等に遅れが生じること等の無いよう、防災情報システム、震度情報ネットワーク及び全国瞬時警報システム（J－ALERT）等の災害情報を瞬時に伝達するシステムの維持及び整備に努める。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化に努める。

(9) 電気通信事業者が提供する緊急速報メール等の活用促進

市及び県は、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社が提供する、被災地への通信が輻輳した場合においても、指定したエリア内の携帯電話利用者に災害・避難情報等を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールまたはエリアメールサービスの活用促進を図る。

(10) 県の災害情報提供システムの活用促進

県がスマートフォンアプリに災害情報の提供を行うシステム「防災ネットあんあん」を住民に対し活用するよう啓発に努める。

(11) 臨時災害放送局（災害FM）等の活用促進

大規模災害時において住民にきめ細かな情報発信を行う手段として、臨時災害放送局（以下「災害FM」という。）等の活用が有効であるため、市は、災害FMの活用方法を平常時から認知することなどにより災害時に活用できる体制の構築に努めるとともに、県及び防災関係機関と連携して、住民に対しラジオを常備するよう啓発に努める。

(12) 災害用伝言サービスの活用促進

災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である西日本電信電話株式会社等の通信各社が提供する「災害用伝言サービス」について、市民の認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る必要がある。

そのため、市は、平常時から通信各社と連携し、サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。

『災害用伝言サービス』

○西日本電信電話株式会社

- ・ 災害用伝言ダイヤル（171）

被災地の電話番号をキーとして安否等の情報を音声情報として、録音、再生できるボイスメール。

- ・ 災害用伝言板（Web171）

被災地域の居住者がインターネットを経由して伝言板サイトにアクセスし、電話番号をキーとして伝情報（テキスト・音声・画像）の登録ができるサービス。登録された伝言情報は、全国（海外含む）から電話番号をキーとして閲覧、追加伝言登録ができる。

○携帯電話・PHS各社

- ・ 災害用伝言板

携帯電話・スマートフォンのインターネット接続機能で、伝言を文字によって登録し、携帯電話・PHS番号をもとにして全国から伝言を確認できる。

(13) 災害対応業務のデジタル化の促進

市は、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

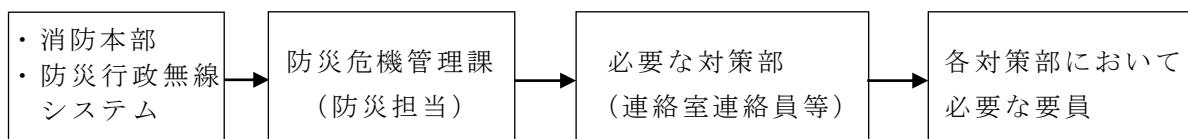
なお、過去の災害では、SNSを使用した流言飛語が出回り、混乱が生じた事例もあることから、情報を活用する際は真偽の確認を行い、十分に留意するよう努める。

2. 防災活動体制の整備

(1) 休日・夜間体制の整備

災害時の初動体制を迅速に確立するため、各対策部における配備体制及び職員の参集基準を明確にしておくものとする。

休日・夜間における情報の流れ



(2) 応急活動マニュアル等の作成

市は、災害発生時に講すべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルの作成に努め、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、資機材等の使用方法等の習熟、他の機関との連携等について徹底を図る。

(3) 人材の育成・確保

市は、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実、専門家（風

水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

また、市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。さらに、市は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

(4) 災害対策本部室（第3会議室）等

- ① 市は、災害時に防災活動の中核機関となる災害対策本部等を設置する本庁舎について、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）、土砂災害警戒区域等の危険箇所等に配慮しつつ、情報通信機器の整備など必要な機能の充実を図るとともに、風水害に対する安全性の確保を図るための措置を講じる。
- ② 市は、情報通信機器を備えた災害対策本部室（防災センター）を設置する。
- ③ 市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(5) 食料等の確保

市は、大規模な風水害が発生した場合、災害対策を実施する職員が数日間の連続した業務が予想されるため、平常時から職員の食料・飲料水等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備を図るものとする。

(6) 非常用電源の確保

市は、風水害が発生した場合、電気が途絶することも予想されるため、再生可能エネルギー等の発電機等の代替エネルギー・システムや電気自動車の活用を含め非常用電源施設、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄及び平常時からの点検、訓練等に努めるものとする。

他の防災関係機関も、これに準じるよう努める。

(7) 非常用通信手段の確保

市は、風水害が発生した場合、通信が途絶することも予想されるため、衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。

他の防災関係機関も、これに準じるよう努める。

(8) 非常通信訓練の実施

市及び県、その他防災関係機関は、風水害時に必要に応じて電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づく非常通信の活用（目的外使用）が行えるよう、平常時から佐賀地区非常通信連絡会の活動を通じて伝送訓練等を行い、非常通信の円滑な運用と相互の協力体制の確立に努める。

(9) 業務継続性の確保

市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により業務継続体制の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等

を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなるため、業務継続計画（B C P）において、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務を定める。

(10) 災害対応スタッフのバックアップ体制の構築

市は、大規模又は対応が長期化するような災害が発生する場合に備え、市外で大規模な災害が発生し、職員派遣を行った後、派遣した職員の名簿を作成するなど災害対応を行うスタッフのバックアップ体制の構築に努める。

(11) 排水機能の向上

河川管理者は、これまでの豪雨災害で浸水停止した排水機場の耐水化を図るとともに、緊急的な対応を行うための排水ポンプ車の導入を行う。

(12) 救援活動拠点の確保

市は、各防災関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報共有に努める。

3. 相互の連携体制、広域防災体制の強化

市は、大規模な風水害に対処するため、県内及び県外の防災関係機関等と応援協定の締結を推進する。その際には、応援要請、受入れが迅速、円滑に行えるよう要請の手順、情報伝達方法、連絡調整・受入窓口、指揮系統を明確にするなど、体制の整備に努める。

なお、協定の締結に当たっては、近隣の機関等に加えて、大規模な災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する機関等との間の協定締結も考慮する。

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(1) 市町村間の相互応援

市は、県内外の市町村との災害時相互応援協定の締結を推進する。

市は、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、それにおいて後方支援基地として位置付けるなど、相互にあらかじめ必要な準備を整えるものとし、県は必要な調整を行う。

(2) 市と防災関係機関等との相互協力

市は、災害対策活動を円滑に実施するため、必要に応じて、防災関係機関又は民間団体等との協定の締結を進める。

(3) 相互協力協定等の締結促進

各防災関係機関は、災害時に相互連携し、円滑な防災活動が行われるよう、あらかじめ相互協力について定めるとともに、必要に応じて、民間団体等との協力協定等の締結を進める。

市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団

体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

(4) 受援計画等の策定

各防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。この時には会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、市は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

4. 災害の拡大防止と二次災害の防止及び応急復旧活動

(1) 浸水被害の発生・拡大防止及び水防活動従事者の安全確保

水防管理者は、管轄区域内の河川、海岸ごとに、重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防計画に定めておくものとする。

市は、浸水被害の拡大防止のための移動式ポンプ等の水防用・応急復旧資機材の備蓄に努めるとともに、不足する場合に備え、関係業界団体からの協力が得られるよう連携の強化を進める。

なお、水防計画の策定に当たっては、洪水・内水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の同意を得た上で、河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強化するものとする。

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国（国土交通大臣）及び県知事が組織する「大規模氾濫に関する減災対策協議会」「県管理河川大規模氾濫に関する減災対策協議会」「流域治水協議会」等を活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための、密接な連携体制を構築するものとする。

また、市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

さらに、市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

(2) 浸水想定区域の公表

① 洪水

国及び県は、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川（以下「洪水予報河川等」という。）について、想定し得る最大規模の降雨により河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、市長に通知するものとする。

また、県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町等へ浸水想定の情報を提供するよう努めるものとする。

市長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

② 内水

県又は市は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、県知事にあっては市長に通知するものとする。

③ 高潮

県は、高潮特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮によるはん濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、市長に通知するものとする。

④ 浸水被害軽減地区

水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

(3) 民間事業者との協力

下水道管理者は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進するものとする。

水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。

(4) 土砂災害の発生、拡大防止

市は、土砂災害の発生、拡大の防止を図るために必要な資機材の備蓄に努めるとともに、防災対策の実施のための体制を整備しておくものとする。

また、県は市長が防災活動や住民等への避難指示等の対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、国と県は、住民自らの避難の判断等にも参考となるよう、次の情報を発表するものとし、そのための体制を整備しておくものとする。

① 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、佐賀地方気象台及び県は共同して土砂災害警戒情報を発表する。

② 土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を市へ通知すると共に一般に周知する。

(5) 応急復旧及び二次災害の防止活動

① 迅速かつ円滑な応急復旧体制の確立

市は、平常時から国、他の地方公共団体等関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携協定に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

市は、被災施設・設備の迅速な応急復旧を図るため、あらかじめ、図面等のデータの保存、情報収集・連絡体制、活動体制、広域応援体制等の確立に努め、特に人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化するものとする。

また、ライフライン事業者は、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成し、体制を整備するとともに、応急復旧に関して、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるものとする。

市、県及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

② 資機材等の確保

市は、風水害の発生に備えるため、平常時から応急復旧に必要な各種資機材の保管状況を把握しておくよう努める。

市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

なお、燃料については、あらかじめ石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

本市を含む複数の市町が被災した場合には、県は、必要に応じ、被災市町への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等

との災害協定の締結を推進するものとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

(6) 警戒避難体制の整備

市長は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する下記の事項について定めるよう努めるものとする。

① 避難指示等の発令基準

市は、関係機関と協議し、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準等をあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見直すものとする。

② 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所について避難所や避難経路を明示したハザードマップを作成し、住民に周知を行う。

③ 避難指示等の発令対象区域

土砂災害警戒区域、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位を考慮し、避難指示等の発令対象区域を設定する。

④ 情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等についての情報の収集及び伝達体制を定め、住民への周知を行う。

情報の収集及び伝達については、第3章 第1節2(5)に規定する伝達の例による。

⑤ 避難所の開設・運営

土砂災害に対して安全な避難所の一覧表、開設・運営体制、避難所開設状況の伝達方法については、第3章 第1節2(5)に規定する伝達の例による。

⑥ 要配慮者への支援

要配慮者関連施設、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制を定め、要配慮者情報の共有を図る。

また、要配慮者関連施設への伝達方法は、電話又はFAXにより行うものとする。

⑦ 防災意識の向上

住民説明会、防災訓練（年1回程度）、防災教育等の実施により、土砂災害に対する防災意識の向上を図る。

(7) 市と県の役割分担

市及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度等の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

5. 救助・救急、消防及び保健医療活動体制の整備

(1) 救助活動体制の整備

市は、大規模・特殊災害にも備えた救助用設備、資機材の拡充整備に努めるとともに、災害時にその機能が有効適切に運用できるよう点検整備を実施する。

また、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するように努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

① 警察災害派遣隊の充実強化

県警察は、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、広域的な派遣体制の整備を図るものとする。

② 緊急消防援助隊の充実強化

消防本部は、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

(2) 救急搬送体制の強化

消防本部は、救急搬送能力を高め、搬送途上における救命率の向上を図るため、高規格救急自動車の導入、救急救命士の養成に努めるとともに、医療機関と連携した救急搬送体制の確立に努める。

さらに、負傷者が同時に多数発生した場合に対応できるよう救急業務計画の策定に努めるものとする。

(3) 消防活動体制の整備

市及び消防本部は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

(4) 保健医療活動体制の整備

市、消防本部及び医療機関は、風水害時の保健医療活動体制を整備するため、市、消防本部及び医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備に努める。

6. 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送ネットワークの形成及び輸送機能の強化

市及び県は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、風水害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及び物資の受入れ、搬送などの輸送拠点（集積拠点を兼ねる。以下同じ。）について把握・点検するものとする。

また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議のうえ、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対し周知を図るものとする。

(2) 緊急輸送ネットワークの指定

① 輸送拠点の指定（県指定）

被災地外からの救援物資の受入れ、一時保管、積み替え・配送等の輸送拠点として、次の地区が指定されている。

『輸送拠点』

SAGAサンライズパーク	佐賀市
唐津市文化体育館	唐津市
佐賀競馬場	鳥栖市
伊万里市国見台公園（国見台体育館）	伊万里市
全天候型屋内多目的広場「朝日I&Rドーム」	嬉野市

※その他の場所で拠点を設ける場合は、国土交通省九州運輸局が作成している「民間物資

拠点リスト」に掲載されている施設を優先的に使用する。（民間企業のノウハウを活用し、輸送することがスムーズになるため）

(3) 輸送施設の指定（県指定）

① 海上輸送施設の指定

港湾・漁港施設が風水害時に救援物資、応急復旧資材、人員の輸送基地として重要な役割を担っていることから次の港湾が指定されている。

海上輸送施設	唐津港、呼子港、名護屋漁港、伊万里港、住ノ江港
--------	-------------------------

② 航空輸送施設の指定

風水害時において、ヘリコプター等による傷病者や、災害応急対策のための人員・物資の搬送を迅速に行うため、航空輸送施設として、指定されている。

航空輸送施設	陸上自衛隊目達原駐屯地、佐賀空港、防災航空センター
--------	---------------------------

③ 陸上輸送施設（緊急輸送道路ネットワーク）の指定

道路は、風水害時において、救急搬送、救援物資の輸送に重要な役割を担っていることから、国及び県は、輸送拠点や海上輸送施設、航空輸送施設に配慮し、緊急輸送道路を指定し、緊急輸送道路ネットワークを構築する。

ア 第1次緊急輸送道路

県内外の広域的な輸送に不可欠な、高速自動車国道、一般国道（指定区間のみ）と高速自動車国道インターチェンジ及び輸送拠点等とを結ぶ幹線道路

イ 第2次緊急輸送道路

第1次道路とネットワークを構成し、市町庁舎、警察署、消防署などの防災活動の拠点となる施設を相互に接続する幹線道路

(4) 運送業者等との連携

市及び県は、緊急輸送活動の機能強化のため、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

また、市及び県は、フォークリフトなどを使用した効率的な荷役作業を行うことにより、被災者に物資を円滑に届けることが可能になるため、あらかじめ荷役機器の調達先について検討を行い、必要に応じて民間企業等と協定を締結するよう努める。

(5) 道路輸送の確保

① 道路交通管理体制の整備

道路管理者、県警察は、緊急輸送道路について、道路施設及び交通管制センター、信号機、交通情報板等交通管制施設の風水害に対する安全性の確保に努めるとともに、県警察は、警察庁、隣接又は近接の県警察と協議し、広域的な交通管理体制の整備を図る。

また、県警察は、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進するものとする。

② 関係機関等との協力関係の構築

道路管理者は、民間団体等と協定を締結するなど、災害発生後の道路の障害物の除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保体制の整備を進めるとともに、協議会の設置等による道路管理者相互の連携のもと、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

7. 防災訓練

災害応急対策の迅速かつ円滑な実施を期するため、防災関係機関及び地域住民と連携した防災に関する訓練に努める。

(1) 市

防災訓練の実施に当たっては、国、県、他の市町、県警察、消防機関及びその他の防災関係機関等と連携して行うよう努める。

また、自主防災組織及び地域住民の積極的な参加を促し、地域の特性を踏まえた内容とするものとする。

(2) 事業所、自主防災組織及び住民

大規模災害が発生した場合において、貴重な人命・財産の安全を確保するためには、市民の協力が必要不可欠であり災害時に的確な行動がとれるよう、様々な機会をとらえて訓練を実施するものとする。

① 事業所（防火管理者）における訓練

学校等、病院、社会福祉施設、工場、デパート及びその他消防法で定められた事業所（施設）の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練、消火訓練、通報訓練を実施する。

また、地域の一員として市、消防署及び地域の防災組織の行う訓練に参加するよう努める。

② 自主防災組織における訓練

各自主防災組織は、地域住民の防災意識の向上及び防災関係機関との連携を図るため、市及び消防本部の指導を受け、訓練を実施する。

③ 市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性を考慮し、市、県、防災関係機関及び自治会が実施する防災訓練への自発的参加による防災行動の習熟及び防災知識の普及啓発を図るとともに、防災意識の高揚に努めるものとする。

(3) 本地域防災計画に名称及び所在地を定められた者の訓練

① 浸水想定区域内に位置し、第3章第2節3(4)に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時の避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

② 浸水想定区域内に位置し、第3章第2節3(4)に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

③ 浸水想定区域内に位置し、第3章第2節3(4)に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

8. 避難及び情報提供活動

市は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の

住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

(1) 全庁をあげた体制の構築

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

(2) 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

市長は、避難指示等の迅速・的確な判断をするために、国が策定した「避難指示等に関するガイドライン（令和3年5月）」に沿って、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアルを整備するものとする。また、定めた基準に基づき適正な運用を行うとともに、判断基準について隨時見直すものとする。

また、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めるができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

① 洪水等

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。

また、避難指示等の発令対象区域については、受け取った居住者・施設管理者等が危機感を持つことができるよう、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲を適切に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。（「市全域」といった発令は避ける。）県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

② 土砂災害

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、大雨警報（土砂災害）の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

③ 高潮災害

市は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

(3) 指定緊急避難場所及び指定避難所

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公園、コミュニティセンター、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所にある施設を、その管理者の同意を得たうえで、次の基準により災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、日頃から指定避難所の場所、収容人数等について住民等への周知徹底を図るものとする。

市は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び緊急の避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。あわせて、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

市は、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定したときは、その旨を県に通知するとともに、公示を行う。

指定緊急避難場所及び指定避難所の管理者は、当該指定緊急避難場所及び指定避難所を廃止し、又は改築その他の事由により当該指定緊急避難場所及び指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市に届け出るものとする。

また、市は、当該指定緊急避難場所及び指定避難所が廃止され、又は指定基準に適合しなくなった場合は、指定を取り消すものとする。この場合、市は、その旨を県に通知するとともに、公示を行う。

県は、市が県有施設を指定緊急避難場所又は指定避難所に指定した場合には、当該施設の必要な整備に努める。特に、指定避難所としての指定を受けた県立学校については、要配慮者も利用できるよう多機能トイレや電源喪失に備えた非常用電源の設置等に努める。

① 指定緊急避難場所

ア 指定基準

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを、災害種別ごとに指定する。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

② 指定避難所

ア 指定基準

- a 市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。
- b 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。
- c 避難者 1人当たり概ね 2 m²以上確保できる施設であること。
- d 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。
- e 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- f 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。
- g 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- h 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難ができるよう努めるものとする。

(4) 避難所の機能の強化

市は、あらかじめ避難所の機能の強化を図るため、次に掲げる対策を推進するものとする。

対策に当たっては、要配慮者、男女双方の視点並びに家庭動物を連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する必要がある。

具体的には、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や県及び独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等宿泊施設の活用を含めて検討するよう努めるものとする。

なお、指定避難所の物資等の備蓄に当たっては、「県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領」に基づき、市・県において整備するものとし、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

- ① 必要に応じ、換気、照明など良好な生活環境を確保するための設備の整備とともに、必要に応じた電力容量の拡大
- ② 非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器、空調、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ（洋式トイレが望ましい）、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド（段ボールベッドを含む）、貯水槽、井戸等のほか、多機能トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備
また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備
- ③ テレビ、ラジオ等被災者が災害情報を入手するのに必要な機器の整備
- ④ 指定避難所又はその近傍での地域完結型備蓄施設の確保、及び食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、簡易ベッド（段ボールベッドを含む）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄・供給体制の確立
- ⑤ 飲料水の給水体制の整備
- ⑥ 支援者等の駐車スペースの確保

(5) 避難路及び誘導体制

- ① 市は、住民の人命の安全を第一に、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、あらかじめ避難路を指定するとともに、標識等を設置し、住民への周知徹底を図る。

また、指定緊急避難場所に通じる避難階段、通路等を整備し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

② 市は、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から、次の事項等に留意した避難行動要支援者の情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

ア 避難行動要支援者の実態把握

イ 避難路の整備及び選定

ウ 避難所の受入環境

エ 避難誘導責任者及び援助者の選定

③ 市は、避難誘導にあたっては、避難路や指定緊急避難場所等を含め地域の実情に詳しくない旅行者等の一時滞在者がいることにも配慮するとともに、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

④ 市は、避難時の周囲の状況等により、避難のために移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

⑤ 自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、県の保健所は、市の保健福祉担当部局及び防災担当部局と連携し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

(6) 指定避難所の管理運営

市は、指定避難所の管理運営を円滑に実施するため、指定避難所の開設手順や避難者の受け入れ方法、運営組織等の必要な事項について定めた、市の避難所運営マニュアル等に基づき、訓練実施に努めるものとする。

この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、N P O ・ ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

(7) 避難所生活上必要となる基本的事項

① 情報の提供

避難所生活で必要な情報として、初動期には安否情報、医療救護情報、水・食料等生活物資情報、復旧期には教育や応急仮設住宅情報、生活再建に向けての情報等が必要となる。

なお、要配慮者に配慮した情報提供を行うためには、ボランティアが重要な役割を果たすが、ほかに情報を提供する機器についても特別な配慮が必要である。

② 飲料水、食料、生活物資の供給

水、食料、物資の供給については避難者ニーズの的確な把握と公平な配分に心が

るとともに、初動期には生命維持を最優先に質・量の供給を、復旧過程期以降には健康保持や避難者のニーズの多様性にも配慮した供給を図る必要がある。

③ 保健衛生（トイレ、簡易入浴施設、ごみ処分）

負傷した避難者や避難生活中における軽度の疾病に対処することができるよう、応急救護施設の整備、また、避難所内の環境整備を図るため、トイレ、簡易入浴施設の用意、ごみの処理方法、季節を考慮した対応の検討が必要である。

④ プライバシーの確保

長期にわたる避難所での集団生活により、精神的な疲労がたまり、健康を害したり、トラブルを起こしたりすることが考えられるため、避難所生活の長期化に備えたプライバシーの確保対策を検討しておく必要がある。

⑤ 高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、妊娠婦等に配慮した対応

市が策定した避難行動要支援者の全体計画に基づき、平常時から地域内の避難行動要支援者の実態把握に努め、災害時における避難所では災害情報の提供や要配慮者用スペースの確保、必要な育児・介護・医療用品の調達等避難所生活について十分配慮する必要がある。

⑥ 在宅等被災者に配慮した対応

自宅や車上など避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフラインの被災等により物資や情報等が届かない場合には、必要に応じて、近隣の避難所において物資の供給や情報の提供等を行うよう配慮する必要がある。

また、こうした者のほか、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても情報を提供できる体制の整備に努めるものとする。

⑦ 居住地以外の市町村に避難する被災者への対応

居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

⑧ 車中泊者等への対応

市は、大規模な駐車場について調査・把握を行い、被災者が車上生活やテント生活を送るため使用できるよう施設管理者との協定締結に努めるとともに、指定避難所に準じた運営を行えるよう地域住民や企業等も含め、体制を検討する。

⑨ ホームレスへの対応

市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

⑩ 避難所での性暴力及びDVへの対応

市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜間わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(8) 広域避難体制の整備

市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、必要に応じ、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるものとする。

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

県は、市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

市、県及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

市及び県等は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

9. 学校等、病院等、社会福祉施設等の避難計画

(1) 学校等における避難計画等の整備

学校等の管理者は、風水害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。

また、災害発生時における生徒等の保護者への引渡し方法についてあらかじめ定め、保護者へ周知しておくものとする。

(2) 学校等における教育訓練の実施

学校長は、避難計画等に基づき、職員や生徒等に対する防災教育・防災訓練の実施に努めるものとする。

(3) 病院等における避難計画等の整備

病院等の管理者は、風水害時に備え、あらかじめ緊急連絡体制、避難場所、避難路、誘導責任者、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。

特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入院患者の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図る。

(4) 病院等における教育訓練の実施

病院等の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

(5) 社会福祉施設における避難計画等の整備

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ、誘導責任者、避難路、避難場所、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。

(6) 社会福祉施設における教育訓練の実施

社会福祉施設の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

(7) 不特定多数の者が使用する特定施設等

不特定多数の者が使用する特定の施設等の管理者は、あらかじめ、職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制、誘導責任者、避難場所、避難路などについての避難計画を作成するとともに、防災訓練を実施するものとする。

なお、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

(8) 市による指導等の充実

市は、県とともに施設等の管理者が、適切な避難計画を策定し、適切な避難訓練等を実施できるよう、必要な指導・助言等を行うものとする。また、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

10. 応急住宅

(1) 建設資材の調達

市は、業界団体等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設資材の調達・供給体制を整備するよう努める。

国は、要請に応じ速やかに国有林材の供給に努める。

(2) 応急仮設住宅の建設場所

風水害が発生し、応急仮設住宅の建設が必要な場合に備えて、市は、平常時から二次災害の危険のない適地を選定し、応急仮設住宅の建設候補地台帳を作成しておくものとする。

また、市は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(3) 公営住宅等への収容

市は、公営住宅等の空家状況を平常時から把握しておき、被災者への迅速な提供体制を整備するとともに、入居選考基準、手続き等について定めるよう努めるものとする。

(4) 民間賃貸住宅の活用

市は、民間賃貸住宅を災害時に迅速にあっせんできるよう、体制の整備に努めるものとする。また、借上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めるよう努めるものとする。

11. 被災者支援体制の整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組み等の整備に努めるものとする。

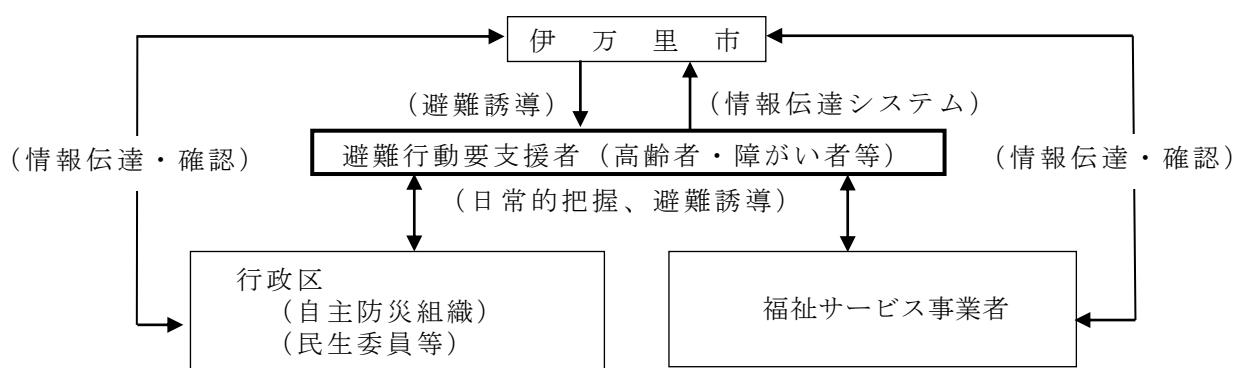
12. 避難行動要支援者対策の強化

要配慮者の内、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者の個別計画に基づき、事前に援助者を決めておくなどの支援体制の整備に努めることとする。

(1) 避難行動要支援者の支援体制づくり

平時における住民相互の助け合いや適切なケアシステムの構築が、風水害時における避難行動要支援者対策にもつながることから、市は、住民相互の助け合いを基調とする地域コミュニティづくりやこれを支える保健医療福祉サービスの連携供給体制を、体系的に整備するよう努めるものとする。

(避難行動要支援者の支援体制のイメージ)



(2) 避難行動要支援者名簿と支援体制の整備

① 避難行動要支援者名簿の作成及び更新

ア 市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿情報を最新の状態に保つこととし、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者うち、以下の要件に該当する者とする

- a 要介護認定を受けている者
- b 身体障がい者1・2級（総合等級）の者で第1種を所持する身体障がい者（心臓、腎臓機能障がいのみで該当する者は除く）
- c 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- d 精神障がい者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者

- e 市で実施する生活支援サービスを受けている難病患者
 - f 上記以外で市が支援の必要を認めた者
- ウ 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
- a 氏名
 - b 生年月日
 - c 性別
 - d 住所又は居所
 - e 電話番号その他の連絡先
 - f 避難支援等を必要とする事由
 - g 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市が必要と認める事項
- ② 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供等
- ア 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供するものとする。ただし、避難行動要支援者名簿情報を提供することについて、避難行動要支援者本人の同意が得られた場合に限る。
- イ 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供することができる。この場合においては、避難行動要支援者名簿情報を提供することについて避難行動要支援者本人の同意を得ることを要しない。
- ウ 避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。
- a 伊万里・有田消防本部
 - b 佐賀県警察
 - c 民生委員法に定める民生委員・児童委員
 - d 社会福祉法に規定する市社会福祉協議会
 - e 伊万里市消防団
 - f 伊万里市駐在員
 - g 地区防災会
- エ 避難行動要支援者名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、市は、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- ・避難行動要支援者名簿情報は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること
 - ・避難行動要支援者名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、個人情報の適正な管理に関する確認書を市に提出すること
 - ・災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること
 - ・施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿情報の保管を行うよう指導すること
 - ・受け取った避難行動要支援者名簿情報を必要以上に複製しないよう指導すること

- ・避難行動要支援者名簿情報の提供先が団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿情報を取扱う者を限定するよう指導すること
- ③ 避難行動要支援者の指定緊急避難場所から指定避難所への移送
- 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- ④ 情報伝達体制の確立
- 市は、避難行動要支援者に対し、確実に情報が伝達できるよう、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等を活用した重層的な情報伝達体制の整備確立を図るものとする。
- また、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない避難行動要支援者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティアなどの派遣・協力システムの整備確立などによる分かりやすい情報伝達体制の整備に努める。
- ⑤ 地域全体での支援体制づくり
- 市は、風水害時に、消防機関、県、県警察、家族、自治会、自主防災組織あるいは、民生委員・児童委員等の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導あるいは救助活動が行えるような体制の整備に努める。
- ⑥ 避難行動要支援者の全体計画及び個別避難計画等の策定
- 市は、県が作成した「災害時要援護者支援マニュアル策定指針」を参考に、避難行動要支援者やその家族が、風水害時にとるべき行動等について、あらかじめ地域の実情に応じた避難行動要支援者の全体計画を作成し、防災対策の充実を図る。
- また、市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、N P O等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪や凍結といった市特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- なお、特に避難行動要支援者の個別避難計画については、作成後も登録者及び計画の内容を、適宜、更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。
- 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。
- 市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。
- また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得な

がら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

県は、市における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

⑦ 在宅の避難行動要支援者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

市は、避難行動要支援者が災害時に出火防止や円滑な避難を行うことができるにより、被害をできるだけ受けないよう、講習会の開催、パンフレット、広報誌の配布等避難行動要支援者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組むよう努める。

また、地域における防災訓練については、避難行動要支援者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練を実施するものとする。

さらに、市は、居宅介護支援事業者や民生委員・児童委員など高齢者、障がい者の居宅状況に接することのできる者が、防災知識の普及を推進する体制を整備するよう努めるものとする。

(3) 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策

① 災害に対する安全性の確保

社会福祉施設、病院等の人命に関わる重要施設の管理者は、浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に努めるとともに、施設をあらかじめ災害の危険性の低い場所に立地するなど、災害に対する安全性の向上を図るものとする。

また、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

② 組織体制の整備

風水害の発生に備え、社会福祉施設、病院等の管理者は、あらかじめ要配慮者に配慮した防災関係施設・設備の整備、資機材の配備等に努めるとともに、緊急連絡体制、職員の役割分担・動員計画、避難誘導等の避難計画を定め、入所者等の安全に万全を期すものとする。

③ 地域等との連携

社会福祉施設、病院等の管理者は、風水害時に、施設関係者のみでは避難計画に基づく避難誘導等ができない恐れがあるときは、周辺住民の協力を得られるよう、平常時から連携の強化に努めるものとする。

④ 緊急保護体制の整備

社会福祉施設の管理者は、緊急に施設で保護する必要がある要配慮者の発生に備え、一時入所措置等の取扱いが円滑、的確に行えるよう保護体制の整備を図るもの

とする。

⑤ 市、県の支援

市及び県は、社会福祉施設を指導、支援し、風水害時の安全性の確保並びに要配慮者の保護及び支援のための体制の整備を促進するものとする。

県は、あらかじめ介護保険施設、障がい者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録の要請、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

また、市は、保育所が被災した場合に、当該保育所に通う保育が必要な乳幼児等に対し必要な保育が実施できるよう、他の保育所での受け入れ等、必要な調整を行うものとする。

(4) 外国人の安全確保対策

市は、日本語を理解できない外国人のために、外国語によるパンフレットの作成・配布をするなど防災知識の普及・啓発に努める。

また、市及び県は、国等と協力し、研修を通じて災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う、災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

(5) 避難所の要配慮者対策

① 指定避難所の整備

あらかじめ指定避難所として指定された施設の管理者は、施設のバリアフリー化など、高齢者や障がい者等の利用に配慮した施設の整備に努める。

② 支援体制の整備

市は、避難所における高齢者、障がい者等の食事の介助や生活支援物資の供給などの支援体制を確保するため、福祉関係団体、ボランティアとの連携協力体制の整備に努める。

③ 公的施設等への受け入れ体制の整備

避難所での生活は、要配慮者には厳しい環境となることが考えられるため、市及び社会福祉施設の管理者は、要配慮者を避難所から公的施設、公的住宅又は社会福祉施設へ早期に受け入れが可能となるよう、あらかじめその体制の整備を進めておくよう努める。

13. 帰宅困難者への対策

市は、災害の発生により交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者が発生した場合に備え、一時的な宿泊場所、食料、飲料水、トイレ等の提供が可能となるよう、帰宅困難者を保護できる施設との協定を結ぶなど一時滞在施設の確保に努める。

14. 食料・飲料水及び生活必需品等の調達

風水害時における市民生活を確保し、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うために、外部支援の時期を想定し、各地域の地理的条件等も踏まえながら、市及び県は平常時から連携して、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努めるとともに、訓練等を通じて物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うなど調達・輸送体制を確立しておくものとする。

また、家庭及び企業に対して、備蓄に関する啓発を行うとともに、小口・混載の支援物資を送ることは被災地の負担になることなど、被災地支援に対する知識を整理すると

とともに、その知識の普及に努めるものとする。

(1) 食料等の確保

① 市

市は、独自では食料、飲料水、生活必需品等の確保が困難となった場合に備え、食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋等の必要な物資について備蓄に努めるとともに、県内外の市町村との相互応援協定のほか、供給可能な業者等との協定の締結など、必要な物資等の調達体制の整備を行うとともに、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

なお、市単独での物資の調達が困難と判断した場合は、物資調達・輸送調達等支援システムにより県に対して要請を行えるよう体制を整備する。

また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品（育児用調製粉乳等）や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ供給できるよう備蓄又は調達体制を整備する。

② 市民及び事業者

市民及び事業者は、風水害時に持ち出しできる状態で3日分の食料・飲料水・生活必需品等を備蓄しておくように努めるものとする。

また、家庭においては、高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料・飲料水・生活必需品等の備蓄を行うとともに、服用している医薬品の情報が確認できるよう、おくすりノート等の保持に努める。

(2) 備蓄方法等

市及び県は、大規模な風水害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、指定避難所の位置を勘案した分散備蓄又は流通備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努める。

(3) 飲料水の確保及び資機材の整備等

市は、相互応援協定の締結を推進するなど、応急給水用の飲料水（1人1日3ℓ）の確保に努めるとともに、給水車、ポリ容器などの必要な資機材の整備に努める。市は、県及び水道事業者等と協力し、応急給水状況を把握するとともに、応急給水状況から必要と認める場合は県を通じ、市町及び水道事業者等に応急給水の要請を行えるよう体制を整備する。

また、市は、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料についても、民間業者等との協定締結を図るなど必要に応じて備蓄を行うものとする。

(4) 生活必需品

市は、風水害時に被災者に供給するため、衣料、寝具その他生活必需品の備蓄に努める。

また、風水害時に関係団体や民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、協定の締結など体制の整備を図るとともに、調達可能量（流通在庫、製造能力など）の把握に努める。

市は、平時から訓練等を通じて物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、協定を締結した関係団体や民間企業等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

(5) 医薬品

市は、伊万里・有田地区医師会、伊万里・有田薬剤師会、医薬品等卸売業者、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握するとともに、需給状況から必要と認める場合には、関係団体等に供給の要請を行えるよう体制を整備する。

県は、市、佐賀県医師会、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県薬剤師会、佐賀県医薬品卸業協会、佐賀県医療機器協会、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握するとともに、市から要請があった場合又は需給状況から自ら必要と認める場合は関係団体等に供給の要請を行えるよう体制を整備する。

(6) 木材等の確保

市は、木材、薪炭燃料を確保するため、森林組合等の関係団体等と協力し、木材等の需給状況を把握するとともに、需給状況から必要と認められる場合には、関係団体等に供給の要請を行えるよう体制を整備する。

市は、県、県森林組合連合会、県木材協会その他の関係団体等と協力し、木材等の需給状況を把握するとともに、県は、市から要請があった場合又は需給状況から必要と認められる場合には、関係団体等に供給の要請を行えるよう体制を整備する。

15. 災害復旧・復興への備え

(1) 大量に生じた災害廃棄物への備え

市は、大量の災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の発生に備え、関係団体と連携して、平常時から広域処理体制等の確立及び十分な大きさの仮置場・処理施設の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

(2) アスベスト使用建築物等の把握

市及び県は、災害発生時に、アスベスト飛散・ばく露防止に係る応急対応を迅速に実施するため、平時から建築物等におけるアスベスト使用状況の把握に努める。

(3) 各種データの整備保全

市及び県は、復興の円滑化のため、あらかじめ、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等各種データの整備保存並びにバックアップ体制の整備に努めるものとする。

また、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

(4) 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行えるよう、住家被害の調査や罹災証明の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援受け入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、県は、市に対し、住家被害調査の担当者のための研修会を開催し、市は建築士等の専門家との協定締結、罹災証明書の様式、交付申請の受付会場をあらかじめ定めておくこと等により災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

さらに、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定部局とが非

常時情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

(5) 復興対策の研究

市、県及び防災関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自主復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとする。

16. 複合災害対策

市及びその他の防災関係機関は、複合災害（同時又は連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画、防災業務計画等を見直し、備えを充実するものとする。

後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うようマニュアル等であらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請するものとする。

また、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえてマニュアル等の見直しに努めるとともに、発生の可能性のある複合災害を想定した要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

17. 防災思想・知識の普及

市は、市民に対して、防災の基本である「自らの身の安全は自らが守る」という自主防災思想や、災害予防措置、早期避難、避難方法等の防災知識を普及するための学校教育、社会教育の実施に努める。この際、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等に努めるものとする。

防災知識の普及にあたっては、要配慮者を支援する体制が整備されよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るためにには、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

(1) 防災知識の普及・啓発等

① 市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

② 市、県及び防災関係機関は、「災害時は差し迫った危機から命を守ることが最優先」であり、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大下にあっても避難所への避難を躊躇することができないよう、住民に対して啓発活動を行うものとする。

- ③ 市は、防災週間及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、風水害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、次の事項について普及・啓発を図る。
- ア 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- イ 警報等発表時や警戒レベル4（避難指示）、警戒レベル3（高齢者等避難）の発令時にとるべき行動
- ウ 大雨の前には自家用車や農業機械を避難させる（ただし、災害の状況によっては、命を守るため自身の避難を優先させる）」こと
- エ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時に取るべき行動、指定緊急避難場所及び指定避難所並びに地域住民が主体となって災害の発生危険箇所等について調査して作成した地域防災マップで自治会が定める避難場所での行動
- オ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの決め等）について、あらかじめ決めておくこと
- カ 災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えること
- キ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- ④ 市及び県は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。
- ⑤ 市及び県は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。
- ⑥ 市及び県は学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。
- (2) 市は、地域の防災対策を的確に進める観点から、浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの風水害の発生危険箇所等について調査するなど地域防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するハザードマップ等を作成し、住民に配布するとともに、研修を実施するなど、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動等の防災知識の普及に努める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。
- また、ハザードマップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(3) 地域防災マップの活用

市は、地域防災マップの更新等を促進するとともに、その利活用について助言を行うものとする。

(4) 報道機関の活用及び協力要請

風水害時における混乱及び被害を最小限に押さえるため、報道機関の協力を得て、平常時から市民の災害に対する意識の高揚を図る。

(5) 防災教育等の推進

学校等は、生徒等の発達段階に応じて、学校教育を通じて防災教育の徹底を図る。

市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災に関する教材（副教材）の充実、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

また、市は、コミュニティセンター等を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、一般住民向けの専門的・体系的な防災に関する教育の普及促進を図る。

(6) 避難所の運営

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、職員に避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

(7) 住民への分かりやすい水害リスクの提供

市及び県は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する等、住民が分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

(8) 避難タイムラインの作成

市及び県は、大雨等の災害の際に、住民自身やその家族がどのように避難行動をとるか、予めまとめた「マイ・タイムライン」の作成を促すものとする。

18. 消防団の育成強化

消防団は将来にわたり、地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在として、救助・救出活動、警戒巡回活動、災害防御活動、避難誘導活動等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少や高齢化等の問題を抱えていることから、その育成強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

(1) 消防団員の理解促進

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、住民の防災に関する意識を高めるとともに、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

(2) 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び従業員の消防団活動に対する理解の増進に努めるとともに、女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。

(3) 公務員の消防団への入団促進

公務員の消防団への入団は、地域住民と深いつながりができ、地域住民との密着性の観点から非常に望ましいことから、率先して消防団へ参加するよう努めるものとする。

(4) 消防団の装備の改善

消防団の装備は、消防団の活動の充実強化を図るため、安全対策、救助活動、情報通信等の装備について、充実強化を図るものとする。

(5) 消防団員の教育訓練

地域防災力の中核となる消防団は、様々な役割を期待されていることから、訓練施設の確保、教育訓練を受ける機会の充実を図るものとする。

(6) 消防団組織・制度の多様化

地域住民、女性が参加しやすい組織・制度として特定の災害・活動のみに参加する「機能別団員・分団制度」を推進する。

19. 水防団及び水防協力団体の育成強化

市は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図るものとする。また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、N P O、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図るものとする。

20. 自主防災組織の育成強化

大規模な風水害に対処するためには、「自ら守る、みんなで守る」という意識のもとに、市民自らが地域社会の中で互いに協力して、被災者の救出・救護、要配慮者への援助、避難並びに指定緊急避難場所、指定避難所及び自治会が地域防災マップに定めた避難場所での活動を自主的に行うことが要求される。

このため、市は、行政区などの地域において、住民の連帯意識に基づく自主的な防災組織の育成、強化を図るとともに、組織の日常化、防災訓練の実施を促進する。この場合において、当該防災組織や防災研修会等への女性の参画の促進に努める。

また、必要に応じて避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

21. 企業防災の促進

(1) 企業の事業継続計画等

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（B C M）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策

等に係る業務に従事する企業等は、市及び県が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、企業は豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

市、県及び各業界の民間団体と協力し、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業による事業継続計画（B C P）の策定や事業継続マネジメント（B C M）が一層促進されるよう支援人材の確保等に努める。また、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

市及び県は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（B C P）策定支援及び事業継続マネジメント（B C M）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、企業に対し、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど、その推進に努める。

市、県及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

(2) 地下街等の防災体制

浸水想定区域内に位置し、第3章第2節3(4)に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るために施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛防災組織を設置するものとする。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。

(3) 要配慮者利用施設の防災体制

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

さらに、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、第3章第2節3(5)に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、各法令等に基づき、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、当該計画に基づく自衛防衛組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。

市及び県は、要配慮者利用施設の洪水時の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等

について、定期的に確認するよう努める。

(4) 大規模工場等の防災体制

浸水想定区域内に位置し、第3章第2節3(7)に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。

また、油や人体・環境等に影響を及ぼす液体等を取り扱う事業所は、「災害による製造業者の油等流出防止対策」に基づく油等流出防止対策に努めるものとする。

22. 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、本地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。

また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

23. 災害ボランティア活動の環境整備等

(1) 災害ボランティア活動の環境整備

市及び県は、平常時から、C S O等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力して、災害時の災害ボランティアとの連携について検討する。

また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社佐賀県支部、伊万里市社会福祉協議会、ボランティア団体及びN P O等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・N P O等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県内において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、当該災害中間支援組織や県内において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあら

かじめ定めるよう努めるものとする。

市及び県は、行政・N P O ・ボランティア団体等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティアの活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

市及び県は、社会福祉協議会、ボランティア等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。

また、市及び県は地域住民やボランティア等関係機関への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

(2) ボランティア活動支援機関の体制強化

市は、日本赤十字社佐賀県支部、伊万里市社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関と連携を図りながら、県内のボランティア活動支援機関相互の連絡調整が円滑に行われるよう、非常用電話、ネットワーク化したパソコン等の整備を図り、支援機関相互のネットワークを構築するための条件整備に努める。

(3) 災害ボランティアの活動対象

災害時に活動するボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有するもの（以下「専門ボランティア」という。）とそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分し、その主な活動内容は次のとおりとする。

区 分	活 動 内 容
専門ボランティア	(1)被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等） (2)建築物危険度判定（建築物応急危険度判定士） (3)土砂災害危険箇所の調査（防災・砂防ボランティア協会） (4)医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等） (5)整骨等（柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師） (6)福祉（介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、手話通訳等） (7)無線（アマチュア無線技士） (8)特殊車両操作（大型重機等） (9)通訳（語学） (10)災害支援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等） (11)公共土木施設等の被害状況の把握と対応への助言、支援（防災・砂防ボランティア） (12)その他特殊な技術を有する者
一般ボランティア	(1)救援物資の仕分け、配分、配送 (2)避難所の運営補助 (3)炊出し (4)清掃 (5)要配慮者等への生活支援 (6)その他軽作業

24. 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

25. 技術者の育成・確保

市及び県は、災害予防対策及び災害応急対策の円滑な実施に資するため、次のような技術者等の育成を図り、あらかじめ登録しておくものとする。

技 術 者 名	業 務 内 容
防災・砂防ボランティア	二次的な土砂災害防止のための技術的支援・通報
被災宅地危険度判定士	宅地を調査し、その危険度を判定する技術者
手話通訳者	聴覚障がい者に対する手話による支援

第3章 災害警戒対策計画

第1節 災害警戒体制

<計画の目的>

風水害については、気象・水防情報の分析により災害の危険性をある程度予測することができるであることから、被害を軽減するため、情報の収集・伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等、災害発生直前の対策を迅速かつ的確に行うものとする。

<計画の担当機関>

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
災害情報連絡室	防災危機管理課 総務課 情報政策課	
気象情報等の収集・伝達	防災危機管理課 消防調整課 総務課	佐賀地方気象台 県 防災関係機関
避難誘導	防災危機管理課 消防調整課	河川管理者 水防団
異常現象発見時の通報	防災危機管理課 消防調整課	市民 県警察 海上保安部

<計画の内容>

1. 災害情報連絡室

市は、市域に風水害の発生をもたらす危険性のある気象警報等が発令されたときは、直ちに警戒体制を整備し、必要な職員を動員配備するとともに、適切な情報発信、避難指示等により風水害による人的被害の防止を図る。

(1) 設置基準

「災害対策本部」や「災害警戒本部」を設置するまでには至らない程度であって、次に掲げる場合

- ① 市内に気象業務法に基づく暴風雪、暴風、大雨、大雪、高潮又は洪水の各警報が発表された場合（自動設置）
(但し、沿岸海域のみを対象として発表された暴風雪又は暴風警報を除く。)
- ② 市内に、気象業務法に基づく強風、風雪、大雨、大雪、高潮若しくは洪水の各注意報、波浪警報又は沿岸海域のみを対象とした暴風雪若しくは暴風警報が発表された場合で、防災危機管理課長が必要と認める場合
- ③ 市内で災害が発生、または災害が発生するおそれがあり、防災危機管理課長が必要と認める場合

(2) 廃止基準

- ① 災害の危険が解消し、安全確保上の対策が必要でないと防災危機管理課長が認めたとき。

- ② 災害警戒本部が設置されたとき。

(3) 設置場所

総務部防災危機管理課に置く。

(4) 配備要員

警報の種類、気象状況等に応じ、防災危機管理課長が決定する。

(5) 所掌事務

- ① 雨量その他の気象情報の収集
- ② 防災関係機関、市民等からの災害関連情報の収集
- ③ 関係部署に対する要員の待機、増員、出動、調査等の依頼
- ④ 危険個所の状況把握
- ⑤ 気象・水象状況及び地域の特性に応じた避難指示の検討
- ⑥ 防災関係機関等との相互連絡及び調整

(6) その他

伊万里市災害情報連絡室運営要領の定めるところによる。

2. 気象情報等の収集・伝達

(1) 防災気象情報の種類

気象庁は、災害が発生する恐れについての具体的な注意・警戒を促すため、

- (a) 現在把握している気象の状況
- (b) 何が予想されるか
- (c) 何を知らせなければならないか

によって次の表により状況に応じて必要な情報を発表している。

防災気象情報

	全般地方気象情報	府県気象情報	注意報	警 報	特別警報	土砂災害警戒情報
概要	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によつて重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるために重大な災害の起こるおそれがある場合、それが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるために重大な災害の起こるおそれがある場合、それが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報	土砂災害発生の警戒を呼びかけ、避難指示等の判断の支援および住民の自主避難の参考となる情報
発表時期	現象発生の半日から1日前、場合によっては2～3日前から	災害の原因となる現象が発生する3～12時間位前から			過去の災害事例に照らして算出した指標を超えたとき（今後の予測も加味される）	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき
発表官署	気象庁本庁、管区気象台など	主として地方気象台				地方気象台と県が共同で発表
対象地域	九州北部（全国及び地方予報区）	佐賀県（都道府県単位で発表）、場合によっては佐賀県北部（佐賀県を2区域に分割）又は伊万里地区（市町をまとめた地域）	伊万里市（市町単位で発表）	伊万里市（市町単位で発表）	伊万里市（市町単位で発表）	伊万里市（市町単位で発表）
伝達の方法	テレビ、ラジオ、新聞などの報道機関を通じた伝達	・佐賀県地域防災計画に基づく伝達 ・テレビ、ラジオ、新聞などの報道機関を通じた伝達	・海上保安庁、N H Kなどの伝達 ・佐賀県地域防災計画に基づく伝達 ・報道機関を通じた伝達	・海上保安庁、N H K、N T Tなどの伝達 ・佐賀県地域防災計画に基づく伝達 ・報道機関を通じた伝達	・佐賀県地域防災計画に基づく伝達 ・報道機関を通じた伝達	・佐賀県地域防災計画に基づく伝達 ・報道機関を通じた伝達

(2) 風水害に対する警報等の種類

① 注意報

種類	発表基準
風雪注意報	平均風速10m／秒以上、雪を伴う
強風注意報	平均風速10m／秒以上
波浪注意報	有義波高2.5m以上
高潮注意報	潮位TP（東京湾平均海面）上1.6m以上
大雨注意報	表面雨量指数基準 11 土壌雨量指数基準 100
洪水注意報	流域雨量指数基準 徳須恵川流域=9.2、井手口川流域=7.5、黒尾岳川流域=10.2、 行合野川流域=9.5、板治川流域=6.9、拝川流域=6.1、 伊万里川流域=13.7、有田川流域=19.4、佐代川流域=7.7、 志佐川流域=9、新田川流域=5.6、脇田川流域=4.8、 杏子川流域=6.3 複合基準*1 松浦川流域= (9, 19.9) 、徳須恵川流域= (5, 9.2) 、 黒尾岳川流域= (5, 10.2) 、行合野川流域= (5, 9.5) 、 伊万里川流域= (5, 13.7) 、有田川流域= (5, 19.4) 、 佐代川流域= (5, 7.7) 、新田川流域= (5, 5.6) 、 脇田川流域= (5, 4.8) 、杏子川流域= (5, 6.3) *1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値 を表しています。
大雪注意報	12時間降雪の深さ 平地3cm以上 山地5cm以上

② 警報

種類	発表基準
暴風雪警報	平均風速20m／秒以上、雪を伴う
暴風警報	平均風速20m／秒以上
波浪警報	有義波高6.0m以上
高潮警報	潮位TP（東京湾平均海面）上1.9m以上
大雨警報	表面雨量指数基準 26 (浸水害) 土壌雨量指数基準 141 (土砂災害)

洪 水 警 報	<p>流域雨量指数基準 徳須恵川流域=11.6、井手口川流域=9.4、黒尾岳川流域=12.8、 行合野川流域=11.9、板治川流域=8.7、拝川流域=7.7、 伊万里川流域=17.2、有田川流域=24.3、佐代川流域=9.7、 志佐川流域=11.3、新田川流域=7.1、脇田川流域=6.0、 杏子川流域=7.9</p> <p>複合基準*1 徳須恵川流域= (8, 10.4)</p> <p>*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。</p> <p>指定河川洪水予報による基準 松浦川〔川西橋〕、</p>
大 雪 警 報	12時間降雪の深さ 平地10cm以上 山地20cm以上

③ 特別警報

種 類	発 表 基 準
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

④ その他

種 類	発 表 基 準
記録的短時間大雨情報	1時間雨量110mm以上
竜巻注意情報	竜巻等が発生しやすい気象状況となった段階
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
土砂災害警戒情報	1時間雨量と土壤雨量指数の組み合わせにより計算
なだれ注意報	積雪の深さが100cm以上で、次のいずれか 1気温3°C以上の好天 2低気圧等による降雨 3降雪の深さ30cm以上

着氷・着雪注意報	気温-2℃～2℃の条件下で、降雪量15cm以上の場合
融雪注意報	
濃霧注意報	濃霧のため、交通機関に著しい障害が起こると予想される場合
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合
低温注意報	冬季の水道管の凍結・破裂により著しい被害が予想される場合
霜注意報	早霜、晩霜などによって、農作物に著しい被害が予想されるとき
火災気象通報	ア 実効湿度65%以下、最小湿度45%以下で最大風速 7m／秒を越える見込みのとき イ 平均風速10m／秒以上の風が1時間以上連続して吹 く見込みのとき（降雨、降雪時を除く）

⑤ その他の情報

佐賀県気象情報、早期注意情報（警報級の可能性）、キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布図、顕著な大雨に関する気象情報

(3) 水位情報の周知

① 洪水

洪水予報河川以外の河川のうち、国は洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、また、県は洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、それぞれ洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）を定め、河川の水位がこれに到達したときは、その旨を国においては県に、県においては水防管理者（市長）及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、その他の河川についても、市役所等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町等へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。

県は、市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

② 内水

県又は市は、県又は市が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに県にあっては市長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。

③ 高潮

県は、区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、高潮特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。

(4) 気象情報の収集

気象情報については、主に「佐賀県一斉指令システム」から提供を受けるほか、気象庁の「防災情報提供システム」など防災関係機関が提供する情報を収集するものとする。

(5) 警報等の伝達

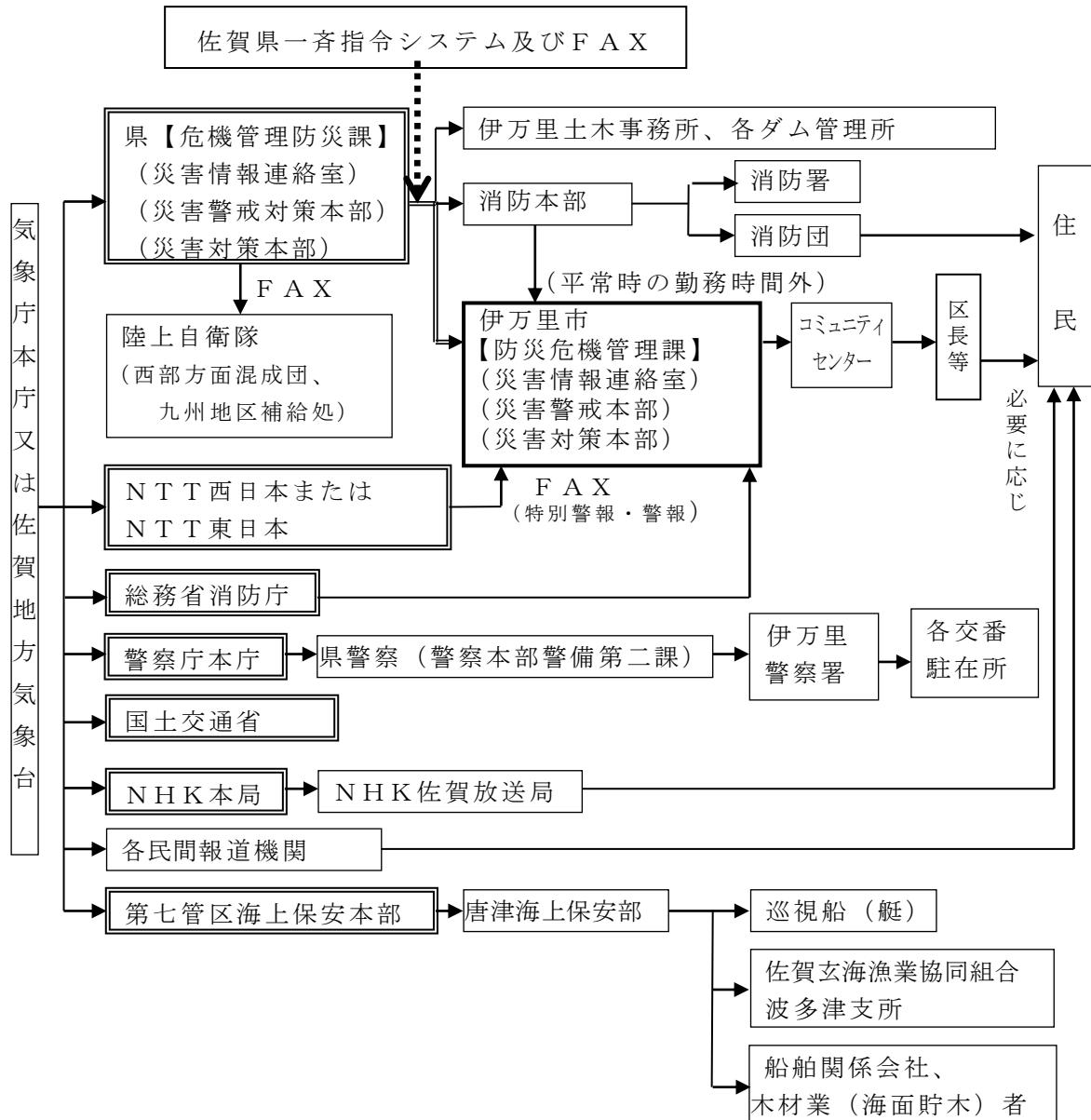
防災関係機関は、風水害に關係する警報等を、次の系統により迅速かつ的確に伝達するものとする。

また、県は、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに市へ通知するものとし、通知を受けた市は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。

市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く交通規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

(気象情報伝達体制)



※1() : 法定伝達先(気象業務法施行令第8条第1号)

※2(=) : 特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路
(気象業務法第15条第2項、第3項)

(6) 警報等の発表基準の引き下げ

佐賀地方気象台及び県は、地震等により気象災害に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて土砂災害警戒情報、大雨警報・大雨注意報及び洪水警報・洪水注意報の発表基準の引下げを実施するものとする。

(7) 土砂災害警戒情報の伝達

県は、市長が防災活動や住民等への避難指示等の対応を適時適切に行えるよう支援とともに、住民自らの避難の判断等にも参考となるよう、国と県は次の情報を発表する。

これらの情報を、県は、一斉指令システム等により市へ伝達する。

市は、関係機関の協力を得ながら防災行政無線や広報車、携帯電話の緊急速報メールなど保有するあらゆる手段を活用し、住民に対し迅速かつ的確に伝達する。

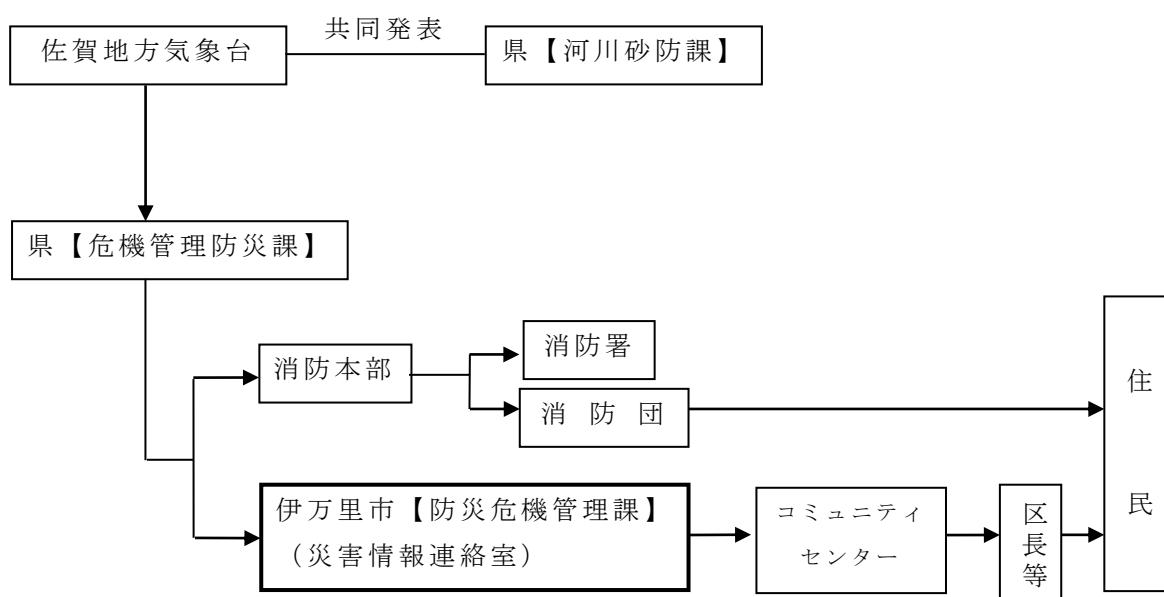
① 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、佐賀地方気象台及び県は共同して土砂災害警戒情報を発表する。

② 土砂災害緊急情報

③ 大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を市へ通知すると共に一般に周知する。

防災関係機関は、土砂災害警戒情報を、次の系統により迅速かつ的確に伝達するものとする。



(8) 避難情報等

警戒レベル	市民がとるべき行動	行動を促す情報	警戒レベル相当情報
警戒レベル 5 (市が発令)	命の危険直ちに安全確保	緊急安全確保	氾濫発生情報 大雨特別警報 等
警戒レベル 4 (市が発令)	危険な場所から全員避難	避難指示	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル 3 (市が発令)	危険な場所から高齢者等は避難 他の市民は準備・自主避難	高齢者等避難	氾濫警戒情報 洪水警報 等
警戒レベル 2 (気象庁が発表)	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	氾濫注意情報
警戒レベル 1 (気象庁が発表)	災害への心構えを高める	早期注意報	

3. 避難誘導

(1) 警戒活動

市は、風水害の発生の恐れがある場合には、風水害に関係する警報等に十分注意

し、河川管理者、水防団等と連携を図りながら浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

(2) 適切な避難誘導

警戒活動の結果、危険と認められる場合には、避難の指示等を実施する者は、躊躇せず、また時機を失すことなく行うものとする。この場合においては、避難行動要支援者に十分配慮し、早めに避難指示等の情報伝達、避難誘導、安否確認を実施するなど適切な措置を実施するものとする。

また、危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

さらに、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍のコミュニティセンターにおいて行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。

また、市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。

避難の指示等の内容、伝達、誘導等については、第4章 災害応急対策計画第8節避難計画に定めるところによる。

(3) 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設

市は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設するものとする。

(4) 局地的かつ短時間の豪雨の場合

市は、避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

(5) 住民への避難指示等の伝達

住民への避難指示等の伝達に当たっては、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ニアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

(6) 住民への周知

避難誘導に当たっては、市は、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。

(7) 市に対する助言

防災関係機関は、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期

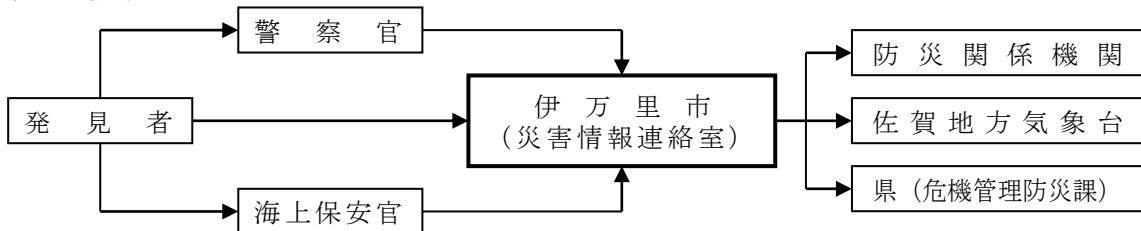
等について助言するものとする。

また、県は、時機を失すことなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

4. 異常現象発見時の通報

市は、災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに、県、防災関係機関、佐賀地方気象台に通報するものとする。

(1) 通報系統



(2) 通報を要する異常現象

① 異常潮位

天文潮（通常の干満潮位）から著しく崩れ、異常に変動した場合

② 異常波浪

海岸等に被害を与える程度以上のうねり、波浪で、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合

③ その他

崖地崩壊、異常出水、相当地域一体の異臭等

(3) 通報項目

① 現象名

② 発生場所

③ 発見日時分

④ その他参考となる情報

5. 災害未然防止活動

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど備蓄物資の提供を含め、速やかな物資の支援のための準備に努めるものとする。

電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認のうえ、リスト化するよう努めるものとする。

第2節 水防体制

<計画の目的>

風水害のうち、特に洪水又は高潮に関する災害を防御するとともに、これらの被害を最小限に止めるため、必要な水防配備体制を確立し、情報の収集、監視、対策水防工等を実施するものとする。

<計画の担当機関>

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
水防情報等の収集・伝達	道路河川課 消防調整課	国 県 佐賀地方気象台
水防本部	道路河川課 消防調整課	河川管理者 水防団
浸水想定区域における避難等の措置	道路河川課 長寿社会課 福祉課 子育て支援課	河川管理者 水防団

<計画の内容>

1. 水防情報等の収集・伝達

(1) 水防情報の種類

① 指定河川の洪水予報

国土交通大臣又は知事は気象庁長官と共同で指定河川（松浦川、徳須恵川）の洪水予報を行う。

ア 国管理河川（伊万里市域の関係分）

- ・松浦川 松浦町萩ノ尾から大川町駒鳴（市境）まで
- ・徳須恵川 南波多町高瀬から南波多町水留（市境）まで

河川名	量水標	避難判断水位	はん濫危険水位
松浦川	川西橋	6. 5 m	6. 8 m
徳須恵川	徳須恵橋	4. 5 m	5. 2 m

イ 県管理河川

- ・該当なし

② 避難判断水位情報

国土交通大臣又は知事は避難判断水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、関係機関に通知するとともに一般に周知する。また、避難のための立ち退き指示の判断に資するため、国土交通大臣又は知事から市長にその通知に係る事項を通知する。

ア 国管理河川

- 該当なし

イ 県管理河川（伊万里市域の関係分）

- ・伊万里川 伊万里町国道204号相生橋から海まで
- ・有田川 二里町大里市道川東22号線南川東歩道橋から海まで
- ・新田川 新天町市道平尾・脇田線坂口橋から伊万里川合流点まで

河川名	量水標	避難判断水位	はん濫危険水位相当水位
伊万里川	岩栗	2. 37 m	3. 33 m

有田川	長井手	2. 20 m	2. 62 m
新田川	黄金橋	0. 90 m	1. 39 m

③ 水防警報

国土交通大臣又は知事が指定する河川、海岸において、洪水又は高潮の発生が予想される場合、国土交通省出先機関又は県が水防上必要と認め発する警告。

ア 国土交通大臣が発する水防警報

a 指定河川（伊万里市域の関係分）

- ・ 松浦川 松浦町萩ノ尾から大川町駒鳴（市境）まで
- ・ 徳須恵川 南波多町高瀬から南波多町水留（市境）まで

b 発令の段階

河川名	量水標	水防団待機水位	はん濫注意水位
松浦川	川西橋	2. 9 m	4. 5 m
徳須恵川	徳須恵橋	2. 9 m	3. 7 m

イ 知事が発する水防警報

a 指定河川

- ・ 伊万里川 伊万里町国道204号相生橋から海まで
- ・ 有田川 二里町大里市道川東22号線南川東歩道橋から海まで
- ・ 新田川 新天町市道平尾・脇田線坂口橋から伊万里川合流点まで

b 発令の段階

河川名	量水標	水防団待機水位	はん濫注意水位
伊万里川	岩栗	1. 70 m	2. 00 m
有田川	長井手	1. 23 m	1. 62 m
新田川	黄金橋	0. 63 m	0. 85 m

ウ 水防情報

水位の昇降、滯水時間及び最高水位とその時刻等水防活動上必要な事項であつて関係機関に発するもの。

(2) 水防情報の収集

水防情報については、主に「佐賀県一斉指令システム」を通じて提供を受けるほか、国土交通省の「川の防災情報」など防災関係機関が提供する情報を収集する。

① 河川の水位

河川の水位は、次の観測施設の情報を収集する。

河川名	観測場所	設置者	管理者
松浦川	川西橋	国土交通省	武雄河川事務所
徳須恵川	徳須恵橋	〃	〃
伊万里川	岩栗	佐賀県	伊万里土木事務所
新田川	黄金橋	〃	〃
波多津川	馬蛤潟	〃	〃
古賀川	古賀川	〃	〃
有田川	又川	〃	〃

〃	長井手	〃	〃
徳須恵川	大川原橋	〃	〃

② 潮位

潮位の観測は、次の観測施設の情報を収集する。

観測場所	観測担当者
二里物揚場砂揚場	消防本署
新日鐵高炉セメント(株)前久原埠頭防波堤	消防西分署
波多津保育園先波多津漁港防波堤	消防北分署

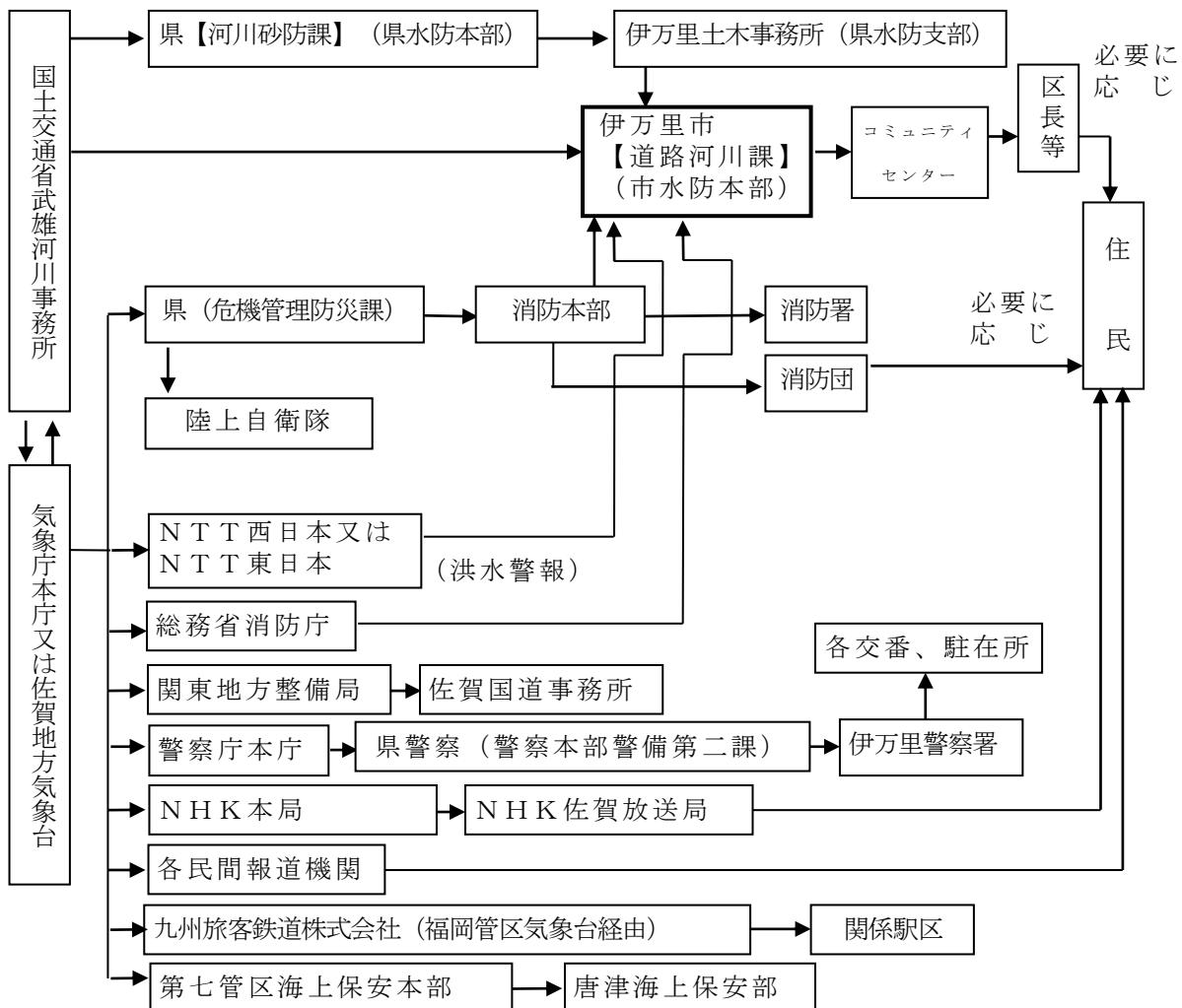
また、独自の手段として次の観測施設により情報収集する。

観測所名	設置者	管理者
松島	佐賀県	伊万里土木事務所

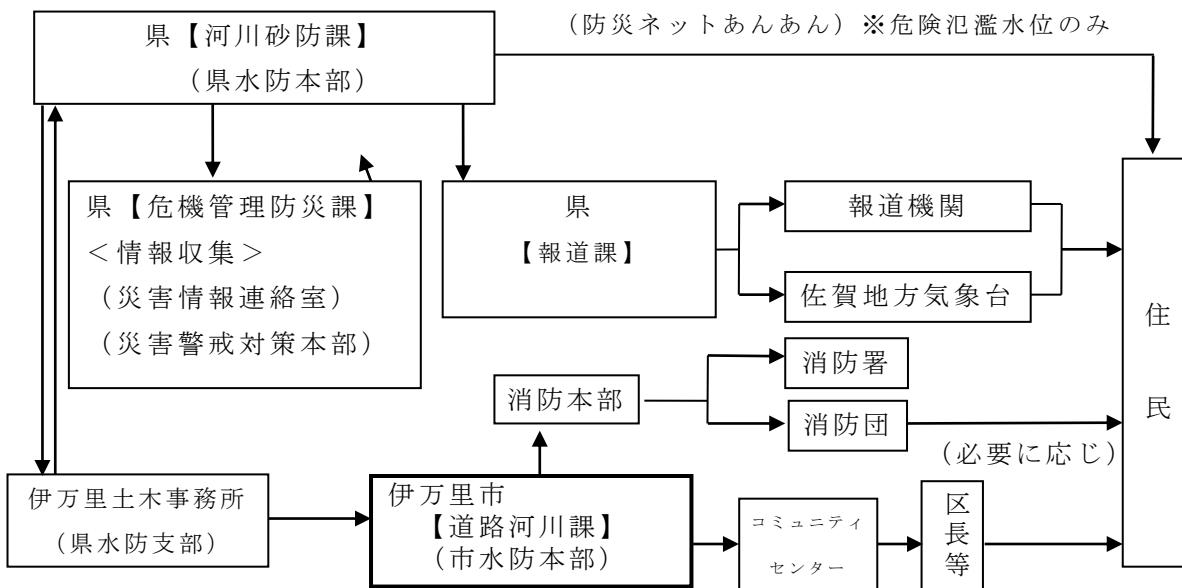
(3) 水防情報の伝達

防災関係機関は、水防に関係する情報を、次の系統により迅速かつ的確に伝達するものとする。

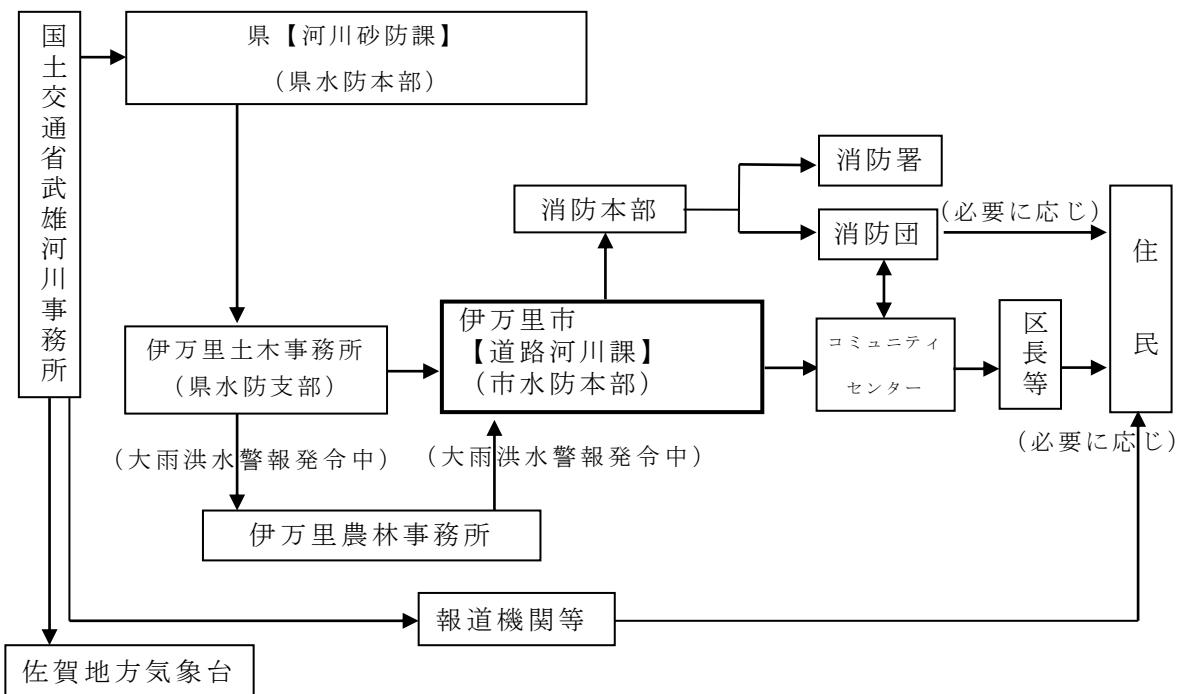
① 指定河川（松浦川、徳須恵川）の洪水予報



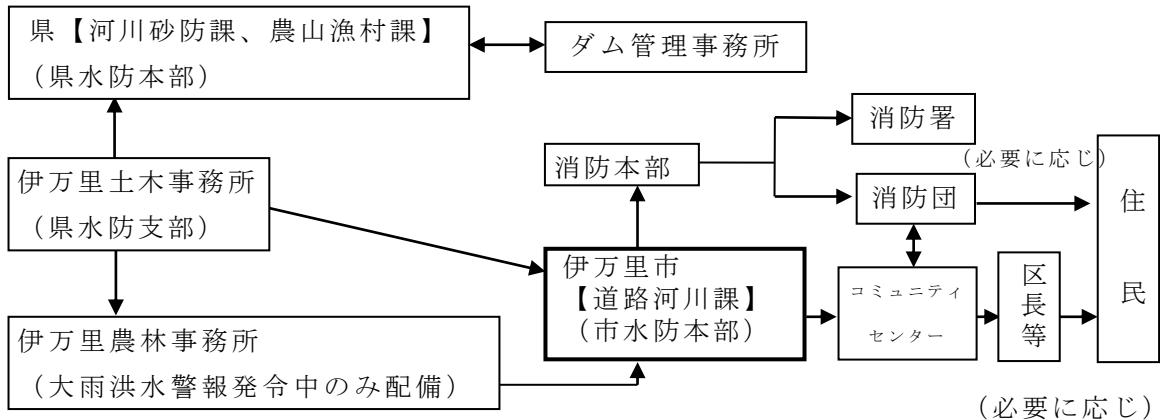
② 避難判断水位及び氾濫危険水位情報（県管理河川）



③ 水防警報（国管理河川）



④ 水防警報（県管理河川）



2. 水防本部

(1) 設置

水防本部は常置するものとし、知事から、水防法第12条の1の規定による洪水又は高潮の恐れがある旨の通知を受けたときは、知事から水防警報等の解除の通知を受けるまでの間、水防配備体制をとるものとする。

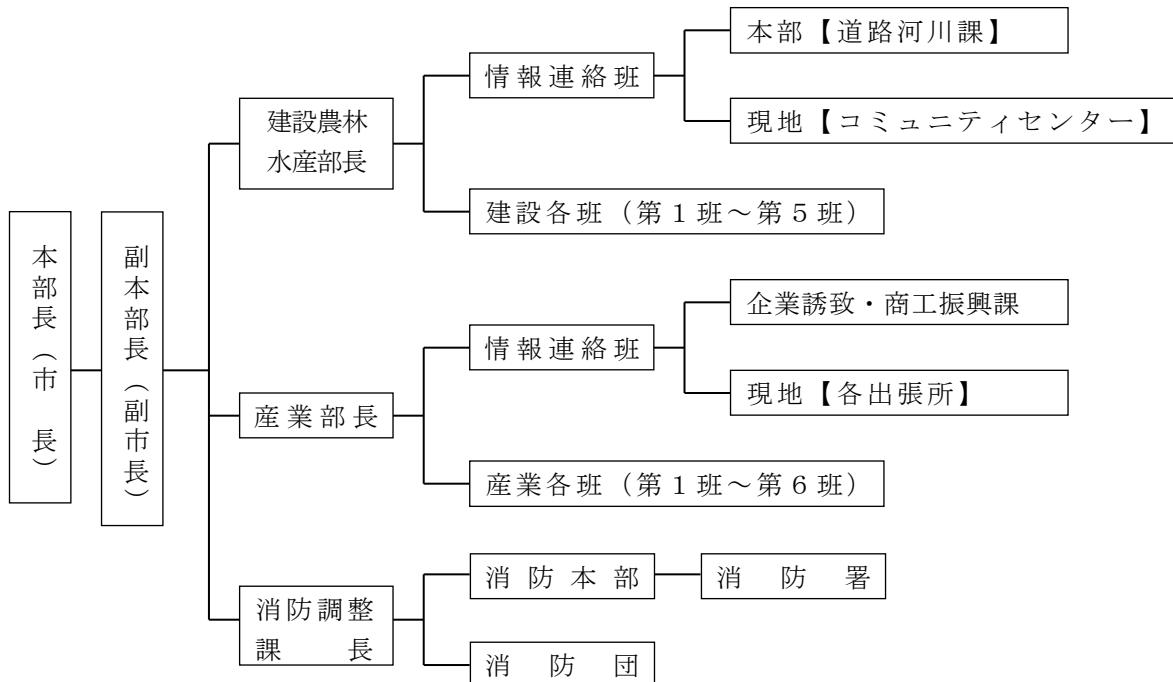
(2) 設置場所

建設農林水産部に置く。

(3) 水防本部の編成及び業務の内容

水防本部の編成及び業務の内容は、次のとおりとする。

① 水防本部の編成表



② 業務の内容

ア 情報連絡班（班長・道路河川課長）

- ・ 本部及び各班員の招集、各班の調整及び車両の管理
- ・ 資材の受払い

- ・活動状況のまとめ及び災害情報の記録・集計
 - ・コミュニティセンター・関係機関への連絡及び情報の提供
 - ・伊万里土木事務所との情報の交換
- イ 各班（班長は、別に定める。）
- ・資材・人員の輸送
 - ・現地水防工法及び技術の指導
 - ・現場の状況報告、写真撮影等の記録、樋門開閉操作の連絡等
- ウ 警防班（班長・消防調整課長）及び消防団（班長・消防団長）
- ・監視、警戒、連絡、通報及び水防作業の実施

(4) 配備体制

配備体制及びその指令は、次の基準により水防本部長（市長）が発するものとする。

指令区分	指令を出す時期	配備区分	配備体制
第1号指令	大雨注意報、洪水注意報等水防に 関係のある気象の注意報を受け、 具体的水防活動を必要となるまで にはまだかなり時間的余裕がある と判断される場合で、必要と認め るとき	第1配備 準備体制	少数の人員（2名以上）をもって これにあたり、主として情報 連絡活動を行い、事態の推移 により直ちに招集その他の活 動ができる体制
第2号指令	大雨警報、洪水警報等水防に 関係のある気象の警報を受け、水防事 態発生が予想されるとき	第2配備 警戒体制	少数の人員（4名以上）をもつ てこれにあたり、情報連絡活 動を行い、水防の必要な事態 が発生すれば、そのまで水 防活動が遅滞なく遂行できる 体制
第3号指令	事態が切迫し、早急に水防活動を行 う必要があると予想されるとき	第3配備 非常体制	水防関係職員の全員をもつて 水防活動にあたる体制

(5) 消防機関の出動

水防活動にあたる消防機関の出動の基準は、次のとおりとする。

① 待機

水防団待機水位に達し、なお上昇の見込みがあるとき、及び予報などにより洪水、高潮の恐れがあるとき。

② 出動準備

水防団待機水位を超えて、なお上昇の見込みがあり、はん濫注意水位を超える恐れがあるとき、及び予報、警報などにより洪水、高潮の危険を予知したとき。

③ 出動

はん濫注意水位に達し、なお上昇の恐れがあるとき、及び予報、警報などにより洪水、高潮の危険が切迫したとき。

(6) 巡視及び警戒

水防管理者（市長）は、河川管理者の協力を受けて、あらかじめ危険な水防箇所を選定し、班員に堤防などの巡視にあたらせ、水防上危険があると認められる箇所があれば、応急対策として土のう積みなど水防活動を実施するとともに、直ちに水防体制に入

することができるよう、県その他の防災関係機関に連絡するものとする。

また、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

(7) 重要水防区域、対策工等

重要水防区域、対策工その他水防活動に関する事項は、伊万里市水防計画書の定めるところによる。

3. 浸水想定区域における避難等の措置

水防法第15条第1項及び第2項の規定に基づき、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置については、次のとおりとする。

(1) 洪水予報、水位周知情報、警報等の伝達方法

水防法第15条第1項第1号に定める洪水予報、水位周知情報、警報等の伝達方法については、前節2(5)に規定する警報等の伝達の例による。

(2) 水防法第15条第1項第2号に定める避難施設については、資料編の指定緊急避難場所一覧及び指定避難所一覧のとおりとし、避難経路については、洪水ハザードマップ並びに自治会が作成した地域防災マップにより住民に周知を行う。

(3) 水防法第15条第1項第3号に定める避難訓練の実施については、第2章第2節第7に規定する防災訓練の例による。

(4) 水防法第15条第1項第4号イ、ロ、ハに定める施設については、資料編のとおりとする。

(5) 水防法第15条第2項に定める要援護者施設への伝達方法については、水防本部からの電話・FAX応答装置による一斉送信により行うものとする。

第4章 災害応急対策計画

第1節 災害対策に係る体制

<計画の目的>

市域に風水害が発生した場合、又は風水害に関する警報等の伝達を受けるなどその発生の恐れがある場合には、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する。

<計画の担当機関>

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
災害警戒本部	統括班 各班	
災害対策本部	統括班 各班	
職員の登庁	総務班 統括班 各班	

<計画の内容>

1. 災害警戒本部

(1) 設置基準

災害対策本部を設置するまでには至らない程度であって、次に掲げる場合に、総務部長が必要と認める場合

- ① 市内に風水害が発生した場合
- ② 市内に気象業務法に基づく暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮、洪水の各警報が発表され、風水害が発生する恐れがある場合

(2) 廃止基準

- ① 災害の危険が解消し、又は災害の応急対策が必要でないと総務部長が認めたとき
- ② 災害対策本部が設置されたとき

(3) 設置場所

総務部防災危機管理課に置く。

(4) 配備要員、構成

伊万里市災害対策配備要員名簿「警戒本部連絡員（及び警戒本部配備要員）」に定めるところによる。

(5) 所掌事務

災害対策に関する諸情勢等の連絡、防災関係各機関の所掌事務に応じた災害応急対策実施状況等の相互連絡及び調整。

(6) 配備体制の公表

災害警戒本部を設置したときは、次により直ちに公表するものとする。災害警戒本部を廃止したときも、同様とする。

災害警戒本部設置（廃止）の通知先、方法

通 知 先	方 法
県危機管理防災課	防災情報共有システム（G I S）又は一般有線電話
伊万里土木事務所	防災情報共有システム（G I S）又は一般有線電話
伊万里警察署	一般有線電話
報道機関	F A X等
市民	有線テレビ、ホームページ等
庁 内	職員連絡メール

(7) 勤務時間外（夜間、休日等）における職員の参集

配備要員となっている職員は、勤務時間外において風水害が発生し、又は風水害が発生する恐れがあること並びに災害警戒本部の設置をテレビ、ラジオ等により知ったときは、災害警戒本部による指令を待つことなく、自発的に参集しなければならない。

2. 災害対策本部

(1) 設置基準

市内に風水害による甚大な被害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、市長が必要と認める場合。

(2) 廃止基準

災害の危険が解消し、又は災害の応急対策が完了したと市長が認めたとき。

(3) 設置場所

本庁本館3階「第3会議室」に置く。ただし、第3会議室が使用不能の場合は、消防本部に置く。

(4) 配備要員、所掌事務、構成等

災害対策本部規程（昭和38年災害対策本部訓令第1号）及び災害対策本部運営要領（昭和38年災害対策本部訓令第2号）の定めるところによる。

(5) 配備体制及び平常業務の取扱い

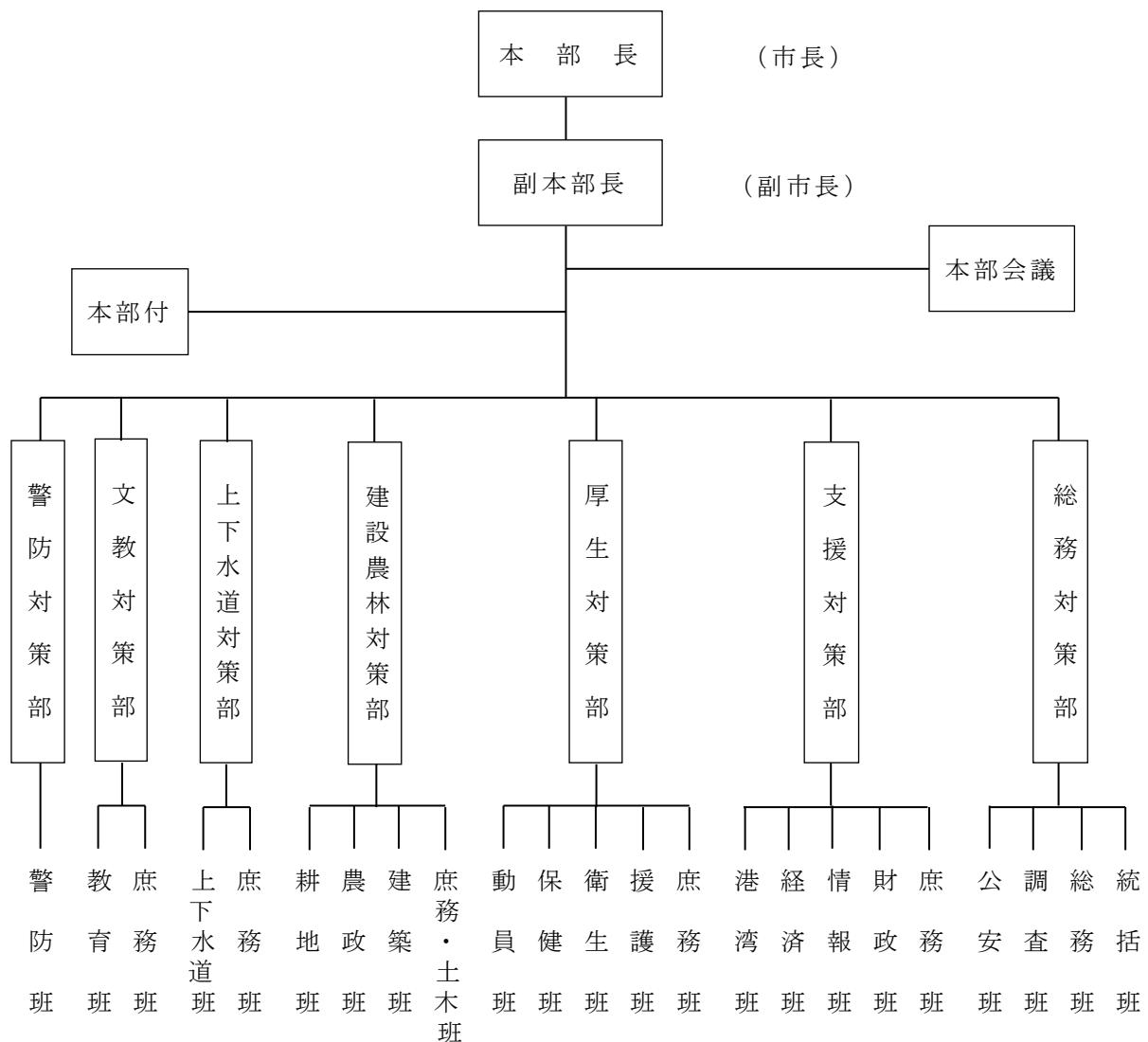
災害対策本部の配備体制及び災害対策本部設置時の平常業務の取扱いは、次のとおりとする。

種 別	体制の基準	平常業務の取扱い
第1配備	局地的に甚大な被害が発生したとき	第1配備職員を除く職員で実施する
第2配備	市内全域に甚大な被害が発生したとき	必要最小限の市民サービス業務を除き、災害が鎮静するまで中止する

(6) 業務継続性の確保

市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

伊万里市災害対策本部の機構図



3. 職員の登庁

(1) 自主登庁の原則

職員は、勤務時間外において災害対策本部の設置を覚知したときは、所属長からの指示を待つことなく速やかに登庁する。

また、その他市内に甚大な被害をもたらす災害等と自ら判断したときは、所属長等に連絡し、その指示を受けるものとするが、所属長等と連絡が取れない場合は、速やかに登庁する。

なお、旅行等で遠隔地におり、物理的に速やかな登庁が困難な場合は、所属長等にその旨を報告し、指示に従う。

各所属等は、自主登庁の補完措置として、通信連絡が可能な範囲において所属職員に連絡し、招集を行う。

(2) 登庁時の留意事項

① 安全の確保

災害が発生した場合は、自己及び家族等の安全を確保（安全な場所への避難や応急措置等）し、火災や道路の損壊等に十分注意しながら登庁する。

② 安否の報告

登庁前に、所属長等に安否の報告を行う。所属長等に連絡がとれない場合は災害対策本部に報告を行う。

③ 登庁場所

原則として、自己の所属に登庁する。ただし、交通途絶等により所定の場所に参集することができない場合は、最寄りのコミュニティセンターに参集しなければならない。

④ 被災者の救助等

所在地付近で著しい被害が発生し、避難誘導や負傷者の迅速な救助活動が必要な場合は、当該活動を支援し、目途がついた段階で登庁する。

⑤ 登庁の手段

交通機関が寸断され、道路事情が悪化している場合は、徒歩、自転車、バイクのいずれかによることとし、原則として、自動車は使用しない。

⑥ 登庁時の携行品

登庁に際しては、可能な限り、3日分程度の食料、飲料水、着替え、タオル等とともに、季節に応じた防寒具、雨具、懐中電灯、携帯ラジオ等の携行に努める。

⑦ 登庁途中における被害状況の把握と報告

災害応急対策のために、可能な範囲で登庁途中における被害状況を把握（可能な範囲で、携帯電話のカメラ機能を活用して画像情報を収集することに留意）し、甚大な被害等と判断した場合は、隨時災害対策本部にメールで報告する（登庁途中に報告が出来ない場合は、登庁後、速やかに報告する）。ただし、情報収集が主目的ではないため、迅速な登庁に努める。

(3) 招集時の伝達ルート

災害対策本部運営要領の定めるところによる。

第2節 情報の収集・連絡、報告

<計画の目的>

風水害による被害に対し、効果的な応急対策活動を実施し、被害を最小限に止めるため、風水害が発生した場合は、市内の被害状況等の各種の情報を収集し、迅速かつ的確に住民、防災関係機関等へ伝達する。

<計画の担当機関>

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
災害情報の収集・連絡	情報班 警防班	消防本部 防災関係機関
情報の共有	総務班 情報班 警防班	消防本部 防災関係機関
被害情報の報告	情報班	防災関係機関

<計画の内容>

1. 災害情報の収集・連絡

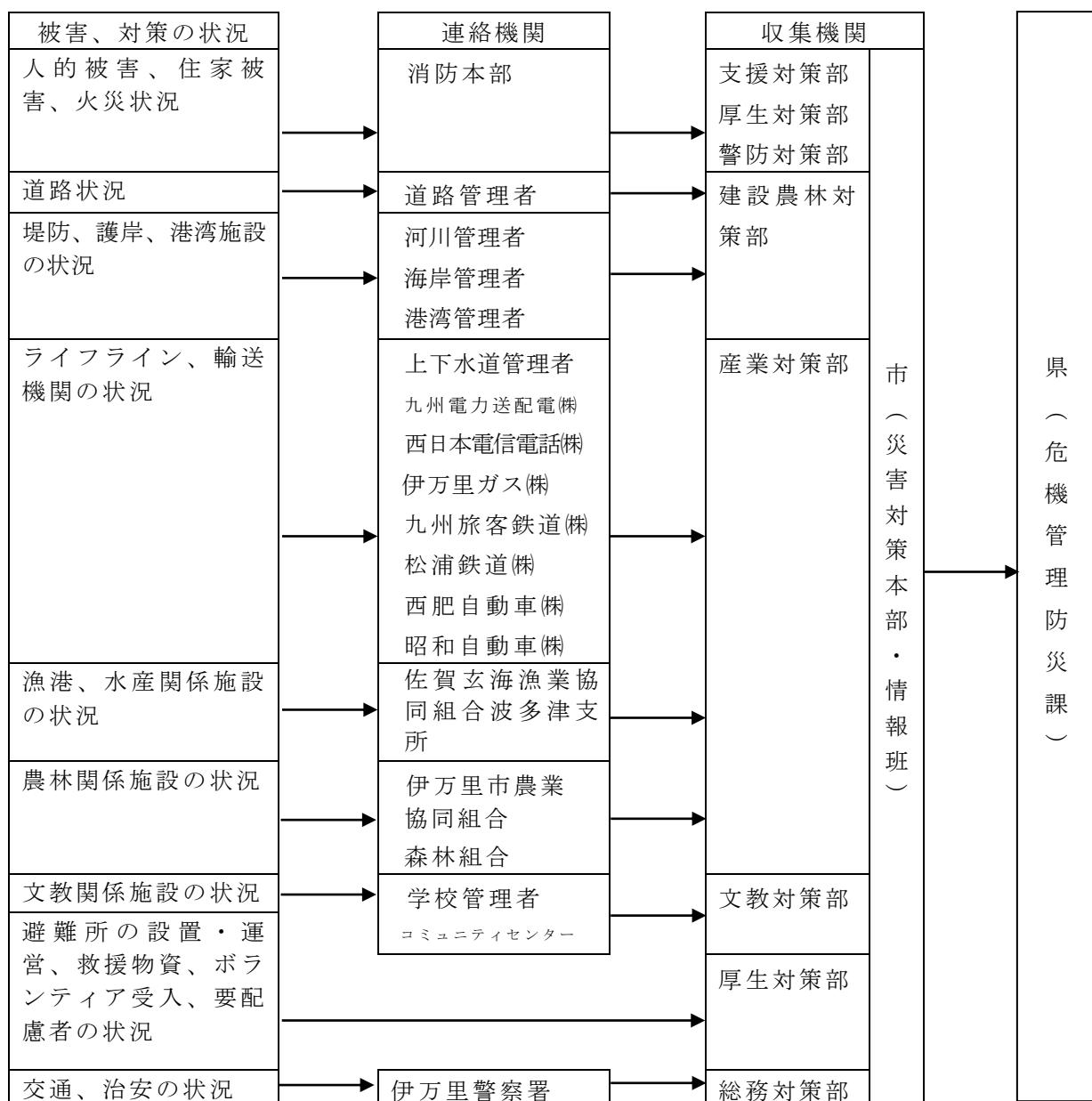
市及び防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集し、次の表のとおり、迅速かつ的確に連絡するものとする。

災害情報の連絡にあたっては、佐賀県一斉指令システム、消防無線、水道無線、電話、ファックス、電子メール等、最も迅速かつ確実な方法により行うものとする。

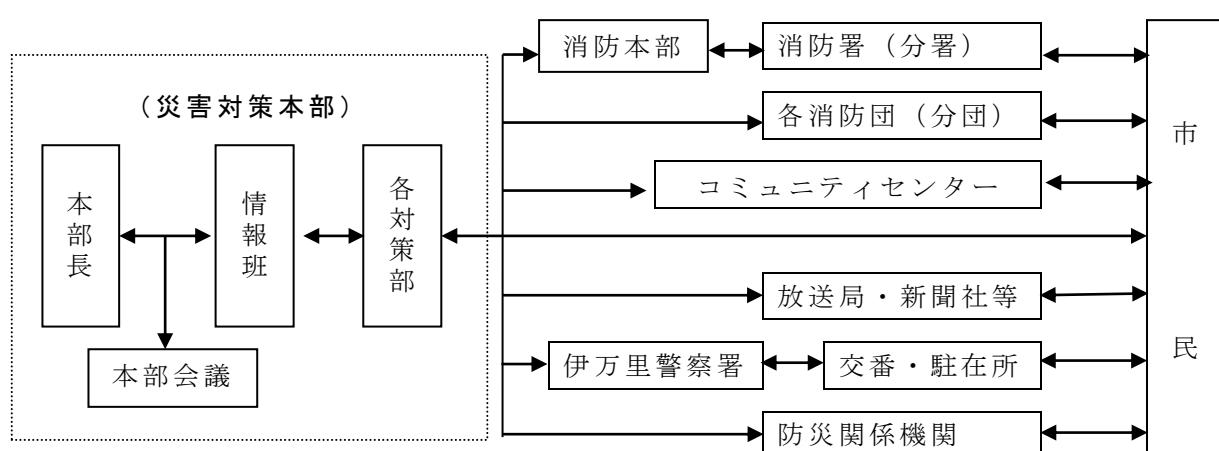
さらに、必要に応じ、デジタルカメラ、スマートフォン、ビデオ、ドローン等を活用し、画像情報の連絡に努めるものとする。

市は、防災関係機関から連絡があった災害情報及び自ら収集した災害情報について、必要に応じ、他の防災関係機関に連絡する。

防災関係機関（内容別）情報収集・連絡系統図



災害対策本部と市民との情報通信系統図



2. 情報の共有

市、その他の防災関係機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

3. 被害情報の報告

市及び県、消防機関は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防第267号）に基づき、国に対し、被害状況等を報告する。

なお、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、警察・消防など関係機関が把握している情報を積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。被害情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、国へ報告する。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市と密接に連携しながら適切に行う。

市は、要救助者の迅速な把握のため、行方不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

県は要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認める認めるときは、市と連携の上、行方不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな行方不明者の絞り込みに努めるものとする。

(1) 報告責任者

災害情報は、災害対策上極めて重要なものであるから、防災関係機関は、報告責任者を定め、数字等の調整を含め、責任を持った報告をするものとする。

(2) 報告の要領

① 報告の種類等

種類	報告する情報	時期
被害概況即報	緊急災害情報 ア 画像情報 イ 主要緊急被害情報 (ア) ライフライン被害の範囲 (イ) 医療機関へ来ている負傷者の状況 (ウ) 119番通報が殺到する状況 等	災害の覚知後直ちに
被害状況即報	被害情報 人的被害、住家被害、ライフライン被害 等 対策復旧情報 ア 応急対策の活動状況 イ 災害対策本部の設置、活動状況	逐次

災害確定報告	被害情報 人的被害、住家被害、ライフライン被害 等 対策復旧情報 ア 応急対策の活動状況 イ 災害対策本部の設置、活動状況	応急対策を終了した後 20 日以内
--------	---	-------------------

② 報告を必要とする災害の基準

災害対策基本法第 53 条第 2 項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告するもの 〔災害対策基本法第 53 条第 1 項の規定に基づき、市町が県に報告できず、内閣総理大臣に報告する場合も含む〕	ア 県において災害対策本部を設置した災害 イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て特に報告の必要があると認められる程度の災害 ウ ア又はイに定める災害になるおそれのある災害
火災・災害等即報要領に基づき、消防庁(長官)に報告するもの ※ 基準に該当する災害が発生するおそれがある場合を含む	<p>【一般基準】</p> <p>ア 災害救助法の適用基準に合致する災害 イ 県又は市が災害対策本部を設置した災害 ウ 2 県以上にまたがるもので、1 の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じている災害 エ 気象業務法第 13 条の2 に規定する特別警報が発表された災害 オ 自衛隊に災害派遣を要請した災害</p> <p>【個別基準】</p> <p>ア 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じた災害 イ 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じた災害 ウ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じた災害</p> <p>【社会的影響基準】</p> <p>上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い災害</p>
災害報告取扱要領に基づき、消防庁(長官)に報告するもの	ア 災害救助法の適用基準に合致する災害 イ 県又は市が災害対策本部を設置した災害 ウ 当初は軽微であっても、2 県以上にまたがるもので、1 の県における被

	害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じている災害 エ 被害に対して、国の特別の財政援助を要する災害 オ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められる災害
--	---

災害対策基本法に基づき市（又は県）が行う内閣総理大臣への被害状況等の報告は災害報告取扱要領又は火災・災害等即報要領に基づき行う消防庁（長官）への報告と一体的に行うものであり、報告先は消防庁である

③ 報告の要領

① 被害概況即報

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とするもので、佐賀県防災G I Sの災害報告機能によるもの及び様式（災害情報聴取票）に基づく内容とし、市は、災害覚知後直ちに、県関係現地機関、県各部（局）（各対策部）を経由して、県（危機管理防災課〔総括対策部〕）に報告する。

また、死者又は行方不明者が生じた災害が発生した場合、市は、第1報に加え、直接消防庁に対しても報告するものとする。

② 被害状況即報

ア 被害状況の判明次第、逐次報告するもので、佐賀県防災G I Sの災害報告機能によるもの及び様式「災害状況一覧表」「避難者名簿」に基づく内容とし、市は、県関係現地機関、県各部（局）（各対策部）を経て、県（危機管理防災課〔総括対策部〕）に報告する。

ただし、県関係現地機関、県各部（局）（各対策部）に報告できない場合は、直接県（危機管理防災課（統括対策部総括班））に報告する。この際、通信手段の途絶により県に報告できない場合には、市は、直接消防庁へ報告するものとする。

その後、県と連絡が取れるようになった場合は、県に報告するものとする。

イ 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の物は外務省）又は都道府県に連絡する。

ウ 市は、住家の被害状況が、災害救助法適用基準の2分の1に達したときは、上記の即報とは別に、住家等被害状況速報を県（危機管理防災課〔総括対策部〕）に報告するものとする。

③ 災害確定報告

被害状況等の最終報告であり、所定の様式、方法に基づき、応急対策を終了した後20日以内に、報告する。報告の経路は、②のとおりとする。

通信手段		平日(9:30~18:15) 応急対策室	左記以外 宿直室
消防 庁	N T T 電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	N T T F A X	03-5253-7537	03-5253-7553

防災関係機関（県）連絡先一覧

機 関 方 法		県危機管理 防災課	伊万里保健 福祉事務所	伊万里 警察署	伊万里 土木事務所	伊万里 農林事務所
N T T	電 話	0952-25-7362 (0952-25-7107)	23-2101	23-3144	23-4151	23-5171
	F A X	0952-25-7262	22-3829	23-4010	22-3449	23-0057

第3節 従事命令及び協力命令

<計画の目的>

知事、市長等（市長、市長の委任を受けてその職権を行う市の吏員、市長若しくはこの吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは警察官又は海上保安官、以上の者がその場にいないときは災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官を含む。）は、応急措置を実施するため特に必要があると認めるとき又は緊急の必要があると認めるときは、法令等に基づき、従事命令、協力命令を執行する。

<計画の担当機関>

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
従事命令等の種類と執行者	動員班 警防班	県 県警察 海上保安部 自衛隊 消防本部
従事命令等の対象者	動員班 警防班	県 県警察 海上保安部 自衛隊 消防本部

<計画の内容>

1. 従事命令等の種類と執行者

従事命令又は協力命令の別、対象作業、執行者等は、次のとおりである。

対象作業	種類	執行者	根拠法令
災害応急対策作業	応急措置一般	従事命令	知事 市長
		協力命令	
	災害応急対策全般	従事命令	市長等
災害救助活動 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	知事	災害救助法第7条、第8条
	協力命令		
危害防止のための措置	措置命令	警察官	警察官職務執行法第4条
非常事変に際し必要があるときの協力	協力命令	海上保安官	海上保安庁法第16条
消防作業	従事命令	消防吏員 消防団員	消防法第29条第5項
水防作業	従事命令	水防管理者 水防団長 消防長	水防法第24条

2. 従事命令等の対象者

従事命令等の区分によるその対象者は、次のとおりである。

命 令 の 区 分	対 象 者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工・左官、とび職 5 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 6 地方鉄道業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従事者 8 自動車運送業者及びその従業者 9 船舶運送業者及びその従業者 10 港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令	応急措置又は救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市長、警察官、海上保安官の従事命令	市内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による措置命令	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
海上保安庁法による協力命令	付近にある人及び船舶
消防法による消防吏員、消防団員の従事命令	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防長の従事命令	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

第4節 自衛隊派遣等応援・協力体制

<計画の目的>

市だけで対応できない風水害が発生した場合において、迅速な応急対策を実施するため、緊急かつ可能な限り広域的に必要な応援の要請を行う。

<計画の担当機関>

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
自衛隊への緊急通報及び応援要請	統括班	自衛隊 県
他の市町への応援要請	総務班	他の市町 県
緊急消防援助隊の出動、広域航空消防応援の要請	警防班	県 指定公共機関 指定地方公共機関 消防本部
県への応援要請及び職員の派遣要請又はあっせんの要請	総務班	県 県警察
指定地方行政機関等への職員の派遣要請	総務班	指定地方公共機関 県
消防団との協力	警防班	消防庁 消防本部
県による代行、業務支援	統括班	県
相互協力	動員班	防災関係機関
応援協定	各担当班	県
受援のための措置	統括班	

<計画の内容>

1. 自衛隊への緊急通報及び応援要請

(1) 災害派遣要請

市長は、市の地域に係る風水害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、別記様式1により、知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。（別記様式1は別冊資料編）

なお、緊急時にはとりあえず電話等により要請し、後日文書で改めて処理するものとする。

また、市長は、通信の途絶等により知事に対して災害派遣の要請の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を次の部隊等に通知することができる。（この場合において、通知を受けた者は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等からの要請を待つことまがないと認めるときは、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。）

市長は、これらの通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

種 別	名 称	電 話 番 号
陸上自衛隊	西部方面混成団長（第3課）	0942-43-5391
海上自衛隊	佐世保地方総監（防衛部第3幕僚室）	0956-23-7111
航空自衛隊	西部航空方面隊司令官（防衛部運用課）	092-581-4031

○「自衛隊の災害派遣に関する訓令」第3条に規定する自衛隊の部隊の長一覧

	部隊の長	住所（担任部署）	電話番号	災害派遣の担任
陸上自衛隊	西部方面総監	熊本市東区東町1-1-1	(096) 368-5111	九州
	第4師団長	福岡県春日市大和町5-12 (師団司令部第3部)	(092) 591-1020	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県
	西部方面混成団長	久留米市国分町100 (混成団本部第3科)	(0942) 43-5391	佐賀県（鳥栖市、神埼市、神埼郡、三養基郡を除く）
	九州補給処長	神埼郡吉野ヶ里町立野 (装備計画部企画課)	(0952) 52-2161	鳥栖市、神埼市、神埼郡、三養基郡
海上自衛隊	佐世保地方総監	長崎県佐世保市平瀬町 (防衛部第3幕僚室)	(0956) 23-7111	九州（大分県、宮崎県を除く）及び山口県の一部
航空自衛隊	西部航空方面隊司令官	福岡県春日市原町3-1-1 (防衛部運用課)	(092) 581-4031	九州（宮崎県を除く）、広島県、岡山県、愛媛県、高知県
	第8航空団司令	福岡県筑上郡椎田町西八田	(0930) 56-1150	
	第3術科学校長	福岡県遠賀郡芦屋町大字芦屋 1455-1	(093) 223-0981	

(2) 予防派遣

災害派遣の要請は、既に災害が発生している場合のみならず、災害がまさに発生しようとしている場合においても行うことができる。

(3) 自主派遣

風水害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないときは、自衛隊は、要請を待つことなく、その判断に基づいて自主派遣を行う。（自衛隊法第83条第2項）

この場合においても、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもと、適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとする。

大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる体制で対応する。

また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、県及び市、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。

さらに、被災直後の県及び市町は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について、「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

自主派遣を行う際の判断の基準とすべき事項は、防衛省防災業務計画第3の6の(2)のとおりである。

(4) 派遣部隊への措置（受入れ体制）

県又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、速やかに派遣部隊の宿舎、車両及び資機材等の駐車場及び保管場所の確保、その他受入れのために必要な措置を講じるものとする。

① 部隊の受入準備

次の受入準備を整える。

ア 派遣部隊及び県との連絡を担当するため、連絡担当員を指名する。

イ 連絡担当員は、応援を求める作業内容又は作業方法ごとに必要とする人員、資機材等の確保その他について計画し、部隊の到着と同時に作業が開始できるようにしておく。

ウ 部隊が集結した後、直ちに派遣部隊の長とイの計画について協議し、調整の上、必要な措置を講じるものとする。

② 連絡所、派遣部隊用の施設

連絡所、派遣部隊用の施設として、市は、部隊の規模等必要に応じ、市の施設を宿舎として確保する等、受入れのための措置をとる。

③ 部隊誘導

地理に不案内の他県の部隊のため、職員又は消防団員あるいは自主防災組織構成員等をもって派遣部隊を集結地に誘導する。

④ 自衛隊の活動等に関する報告

市は、派遣部隊の長から、当該部隊の長の官職指名、隊員数、到着日時、さらに従事している作業の内容その進捗状況等について報告を受け、適宜、県危機管理防災課（総括対策部）に報告するものとする。

⑤ ヘリポートの確保

ヘリコプターによる派遣部隊の受入れを要する場合は、次の場所をヘリポート用地としてあてる。

施設名	所在地	面積m ²	電話番号	管理者
啓成中学校グラウンド	木須町131	24,375	22-3600	校長
大坪小学校グラウンド	大坪町甲2501-3	12,106	23-6148	校長
黒川小学校グラウンド	黒川町大黒川1355-1	12,938	27-0010	校長
大川運動広場	大川町大川野3340-1	9,116	29-2001	教育委員会
東陵中学校グラウンド	松浦町提川200	22,784	26-2012	校長
国見台球技場	二里町大里甲2153-1	13,000	23-2632	教育委員会

国見中学校グラウンド	東山代町長浜1750	14,087	23-5195	校長
東山代小学校グラウンド	東山代町里70-1	2,280	28-0024	校長

(5) 派遣部隊の活動範囲

自衛隊の災害派遣部隊が実施する活動の具体的な内容は、次のとおりである。

項目	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等、状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索援助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる。（消火薬剤等は、通常関係機関が提供）
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関が提供）
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食、及び入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する。
物資の無償貸与又は譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	(1) その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。 (2) 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項から第10項まで及び第65条第3項の規定に基づき、市長又は警察官がいない場合に限り、自衛隊は市長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

(6) 活動用資機材の準備

自衛隊が災害派遣にあたり準備する器材等は、おおむね次のとおりである。

- ① 通信、輸送、会計、整備及び衛生の部隊で自衛隊のためにする諸器材
- ② 自衛隊の長が定める現有装備品（増加装備品を含む）及び現有訓練用品等
- ③ 山地、河川、湖沼又は沿海地域等及び水害時等危険を伴う災害時における派遣にあっては、救命胴衣、浮輪及び命綱その他安全上必要な装備品
- ④ 自衛隊等の指揮連絡用の火器及びロープ発射機等災害救援のために直接必要な火薬類
- ⑤ 派遣部隊等の糧食
- ⑥ 派遣部隊等の車両燃料及び油脂
- ⑦ 派遣部隊の衛生資材で、患者の収容、治療、護送、防疫に必要なもの、及び浄水錠、救急包帯等自衛隊が準備する前記の器材等以外のもので、作業に必要なものは、すべて県又は市が準備するものとする。

ただし、前記の器材等と同様のものを県又は市で準備している場合は、自衛隊はこれを使用することができる。

(7) 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した費用の負担については、県地域防災計画に基づき行う。

(8) 派遣部隊の撤収要請

本部長（市長）は、災害派遣の目的を達成され、その必要がなくなったときは、別記様式2により知事に対し、災害派遣部隊の撤収要請の依頼を行う。

（別記様式2は別冊資料編）

2. 他の市町への応援要請

市は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、他の市町に対し、応援要請を行うものとする。

3. 緊急消防援助隊の出動、広域航空消防応援の要請

市又は消防本部は、必要があると認める場合は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」、「佐賀県緊急消防援助隊受援計画」、「佐賀県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画」又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援について、県に対し、要請の連絡を行う。

県は、要請の連絡を受け、必要と認めた場合、直ちに消防庁に対し要請を行う。

4. 県への応援要請及び職員の派遣要請又はあっせんの要請

- (1) 市は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認める時は、県に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施について要請するものとする。
- (2) 市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある時は、県に対し、他の市町、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請又は派遣のあっせんを求めるものとする。
- (3) 派遣要請者は、市長等で、要請先は県危機管理防災課（統括対策部）とする。

5. 指定地方行政機関等への職員の派遣要請

市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

※要請必要事項

要請の必要事項は、下表のとおりであるが、緊急時にはとりあえず電話等により要請し、後日文書で改めて処理するものとする。（自衛隊及び緊急消防援助隊、広域航空消

防応援への要請時を除く。)

要請の内容	要請に必要な事項	根 拠
1 他の市町に対する応援要請 2 県への応援要請又は災害応急対策の実施要請	(1) 災害の状況 (2) 応援（災害応急対策の実施）を要請する理由 (3) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量 (4) 応援（災害応急対策の実施）を必要とする場所 (5) 応援を必要とする活動内容（必要とする災害応急対策） (6) その他必要な事項	○災害対策基本法 第67条、第68条
指定地方行政機関又は都道府県の職員の派遣又は派遣のあっせんを求める場合	(1) 派遣又は派遣のあっせんを求める理由 (2) 派遣又は派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 (3) 派遣を必要とする期間 (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (5) その他必要な事項	○災害対策基本法 第29条、第30条 ○地方自治法 第252条の17
他県消防の応援の要請を求める場合	(1) 災害発生日時 (2) 災害発生場所 (3) 災害の種別・状況 (4) 人的・物的被害の状況 (5) 応援要請日時 (6) 必要部隊数 (7) その他情報	○消防組織法 第44条

6. 消防団との協力

消防団は、市や消防本部との協力体制の下、風水害時には下記の項目等について円滑な防災活動を行うものとする。

- ① 避難誘導活動
- ② 河川やがけ地などの危険箇所の警戒巡回活動
- ③ 被災者の救出・救助活動
- ④ 土のう積みなどの災害防除活動
- ⑤ その他の災害応急対策業務

7. 県による代行、業務支援

県は、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市が実施すべき応急措置のうち、次に掲げる特に急を要する重大な事項について、市に代わって実施する。

事 項	根 拠
1 避難の指示等 2 屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害対策基本法第60条第6項
3 警戒区域の設定 4 物的応急公用負担及び障害物の除去等 5 人的公用負担	災害対策基本法第73条第1項

また、県は、災害の規模が激甚などの理由により、市が十分な災害応急対策活動を行えていないと判断した場合、市災害対策本部や被災現場に職員を派遣し、市災害対策本部の運営等の支援を行うものとする。

8. 相互協力

(1) 基本的事項

他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急処置の実施に支障がない限り、協力又は便宜を供与するものとする。

(2) 応援を受けた場合の費用の負担

他の地方公共団体の応援を受けた場合の応急処置に要する費用の負担は、災害対策基本法第92条に定めるとおり、応援を受けた側が負担することとなり、費用の負担の対象となるものは、概ね次のとおりである。

- ① 派遣職員の旅費相当額
- ② 応急処置に要した資材の経費
- ③ 応援業務実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費
- ④ 救援物資の調達、輸送に要した費用
- ⑤ 車両機器等の燃料費、維持費

9. 応援協定

市は、その責務と処理すべき業務を独力では遂行できない場合には、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、応援を要請する。

(1) 防災関係機関との協定等

市は、災害時において、防災関係機関の円滑な協力が得られるよう、協定等を締結しており、これにより協力を要請する。

なお、協定等の締結内容等は、資料編のとおりである。

(2) 消防機関の応援協定

消防本部は、他の県内全消防機関及び隣接する県外市町消防機関との相互応援協定を締結しており、これに基づき、応援を求める。

10. 受援のための措置

市は、他の地方公共団体、防災関係機関、国、民間ボランティア及び企業等からの支援・協力等を効果的・効率的に受けるため、市が中心となり行うことが適当な事務等について受援計画の策定に努め、受け入れに必要な措置を講ずるものとする。

『受援計画に定める事項例』

- (1) 地元の被災状況や災害ニーズの把握・伝達方法
- (2) 参集場所・活動拠点等に関する情報
- (3) 活動地域等に関する連絡調整方法
- (4) 応援に必要な情報の収集・提供方法

第5節 通信計画

<計画の目的>

風水害の発生に伴う電気通信設備等の被災や通話の輻輳などにより、一般加入電話の使用が困難となった場合においては、防災関係機関は、多様な通信手段を活用するとともに、専用通信設備等の応急復旧を速やかに行い、災害時における通信の確保を図る。

<計画の担当機関>

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
通信連絡手段の確保及び活用	情報班 統括班	防災関係機関 県

<計画の内容>

1. 通信連絡手段の確保及び活用

風水害に伴う電気通信設備等の被災や通話の輻そうなどにより、一般加入電話の使用が困難となった場合は、多様な通信手段を活用し、災害時における通信の確保を図る。

(1) 有線電話

有線電話は、災害時においても、通信手段の基本とする。

① 一般加入電話

使用可能な範囲内において、災害時における市民、防災関係機関との通信手段の基本とする。

② 災害時優先電話

災害時において一般加入電話回線が異常に輻輳した場合にも、発信規制の対象とされない電話であり、次のとおりNTTがあらかじめ指定しているもの。被災地や途中の電話設備が全滅しない限り優先的に発信可能であるため、救助、応急対策等に必要な通信手段として利用する。

伊万里市所管の災害時優先電話

設置場所		電話番号	設置場所		電話番号
1	大川内小学校	23-2542	24	東陵中学校	26-2072
2	大川小学校	29-2005	25	松浦小学校	26-2050
3	大川浄水場	29-2131	26	南波多郷学館	24-2006
4	大坪小学校	23-6149	27	南波多郷学館	24-2007
5	啓成中学校	22-3601	28	山代東小学校	28-2009
6	黒川小学校	27-0014	29	山代コミュニティセンター	28-2029
7	青嶺中学校	27-0053	30	山代中学校	28-2090
8	牧島小学校	23-3350	31	浦ノ崎浄水場	28-3074
9	建設農林水産部	23-2121	32	山代西小学校	28-3015
10	総合政策部（2階）	23-2122	33	伊万里小学校	23-4129
11	総務部	23-2123	34	黒川コミュニティセンター	27-1786
12	電話交換機室	23-2124	35	波多津コミュニティセンター	25-1140
13	立花小学校	23-2302	36	南波多コミュニティセンター	24-3054

14	秘書課	23-3390	37	大川コミュニティセンター	29-3161
15	消防本部	20-1205	38	二里コミュニティセンター	22-7836
16	情報政策課	23-5372	39	東山代コミュニティセンター	28-0840
17	上下水道部	23-5401	40	牧島コミュニティセンター	23-1427
18	休日・夜間急患医療センター	23-9910	41	大坪コミュニティセンター	23-1093
19	二里小学校	23-3463	42	大川内コミュニティセンター	23-0419
20	有田川浄水場	23-3070	43	松浦コミュニティセンター	26-2001
21	波多津小学校	25-0064	44	立花コミュニティセンター	20-4567
22	東山代小学校	28-0323	45	伊万里コミュニティセンター	23-9988
23	国見中学校	23-0325	46	市民センター	22-3912

(2) 無線

有線電話の使用が困難となった場合などの通信手段として、無線を利用する。

① 佐賀県防災行政無線

県防災行政無線は、災害時において防災に関する情報の通信を行うため、有線回線（光ケーブル）及び無線回線（地上系）により県本庁を中心として市、消防本部、土木事務所、防災航空センター、その他防災関係機関との間をネットワーク化した通信網で、メール、電話、FAX、映像及び防災情報等のデータの送受信ができる、県及び関係機関との有効な通信手段として利用する。

区分 機関名	接続回線		通信内容				県庁から 一斉指令 可能
	地上系 無線	有線 (注1)	電話	FAX	映像 (注2)	防災 データ	
市	○	○	○	○	○	○	○
消防本部	○	○	○	○	○	○	○
伊万里土木 事務所	○	○	○	○	○	○	○
防災航空 センター	○	○	○	○	○	○	○

注1) 公共ネットワークの光ケーブル回線を含む。

2) 映像については、県本庁統制局からのみ送信が可能。

② 消防無線、水道無線

有線電話の使用が困難となった場合は、災害対策本部において消防無線、水道無線を優先的に使用するものとし、その他の場合においては、消防無線、水道無線それぞれの無線通信施設の管理者が補完的な通信手段として使用する。この場合において、管理者は適切な通信の統制を実施し、円滑かつ迅速な通信の確保に努める。

③ 災害時優先携帯電話

災害対策本部相互、又は現地で応急対策に従事している者等との補完的な通信手段として使用する。

また、被災地への電話が集中し、電話がつながりにくい事態においても、優先的に通信を確保し、発信、接続するため、災害時優先電話として活用する。

	電話番号
災害対策本部災害時優先携帯電話	090-1874-0432
	080-2752-7100

(3) 公共放送機関の利用

市は、風水害時において、住民、事業所、市職員、関係機関等に対し、緊急に通知、要請、伝達又は警告をする必要があり、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法第3条第4項第4号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法第2条第23号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求めることができる。

但し、放送事業者と協議して定めた手続きにより、これを行わなければならない。

(4) 災害対策用移動通信機器等

市は、必要に応じ、九州総合通信局・電気通信事業者等が所有する災害対策用移動通信機器等の借受申請を行い、貸与を受けるものとする。

(5) インターネットの利用

インターネットを利用して、メール、画像及びデータ等による情報の収集・伝達を行う。

(6) アマチュア無線

市は必要に応じ、アマチュア無線関係団体に対し、通信に係る協力要請を行う。

第6節 救助活動計画

<計画の目的>

風水害により救助すべき者が発生した場合は、消防本部、県、警察、海上保安部及び災害派遣された自衛隊と相互に協力し、迅速かつ的確な救助活動を行う。

また、自主防災組織及び住民は、自発的に救助活動を行うとともに、防災機関の救助活動に協力するよう努める。

<計画の担当機関>

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
自主防災組織等の救助活動等	警防班 統括班	消防本部
救助活動	警防班	県警察 海上保安部 消防本部
応援要請	警防班	自衛隊 消防庁 県 消防本部
拠点等の確保	統括班	県警察 消防庁 自衛隊
消防団	警防班	消防庁 消防本部

<計画の内容>

1. 自主防災組織等の救助活動等

風水害が発生した場合、被災地内の自主防災組織、事業所の自衛防災組織及び住民は、自らの安全を確保しつつ、次により自発的な救助活動を行うとともに、消防本部等が実施する救助活動に協力するよう努める。

- (1) 近隣又は事業所内に救助すべき者がいるか、早期に把握する。
- (2) 救助用資機材を活用し、組織的な活動に努める。
- (3) 救助活動に当たっては、可能な限り消防本部等と連携をとるものとし、自らの活動では救助が困難と認める場合は、消防本部等に連絡し、早期救助を図る。

2. 救助活動

(1) 現地調整所の設置

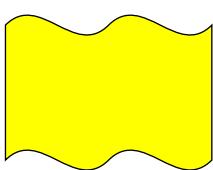
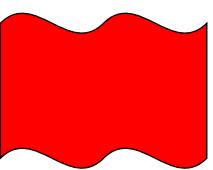
市及び県は、風水害発生後速やかに、災害規模の把握に努め、消防・警察・海上保安庁・自衛隊・災害派遣医療チーム（DMAT）等の部隊が連携して活動を行うため、必要に応じ、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等の情報共有など部隊間の調整を行う。

また、救助された負傷者については、医療機関（医療救護所を含む）に収容する。

(2) 避難者情報に関するサイン

避難者がいることや避難者の中に重症者などがいることについての情報を、防災ヘリ等に容易に把握させるために、情報伝達用サインを統一する。

○規格 概ね 2 m × 2 m の布

	避難者がいることを しめす。 (黄色)		避難者の中に重症者や 要配慮者など緊急に救 助を要する者がいるこ とをしめす。(赤色)
---	---------------------------	--	--

3. 応援要請

(1) 近隣、県内の他の消防機関

消防本部は、自ら行う救助活動だけでは対処できないと認める場合は、あらかじめ締結している「佐賀県常備消防相互応援協定書」等の定めるところにより、近隣及び県内の他の消防機関に対し、応援の要請を行う。

(2) 県内他市町又は県

市は、消防本部との救助活動だけでは、なお不十分と認めた場合は、県内他市町又は県に対し、救助に要する要員及び資機材について応援を要請する。

(3) 市又は消防本部は、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

(4) 緊急消防援助隊の出動、広域航空消防応援

市又は消防本部は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県に対し、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援について要請の連絡を行う。

なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ連絡する。

(5) 自衛隊

市は、以上の措置を講じても、なお不十分と認めた場合は、県に対し、自衛隊の派遣の要請を要求する。

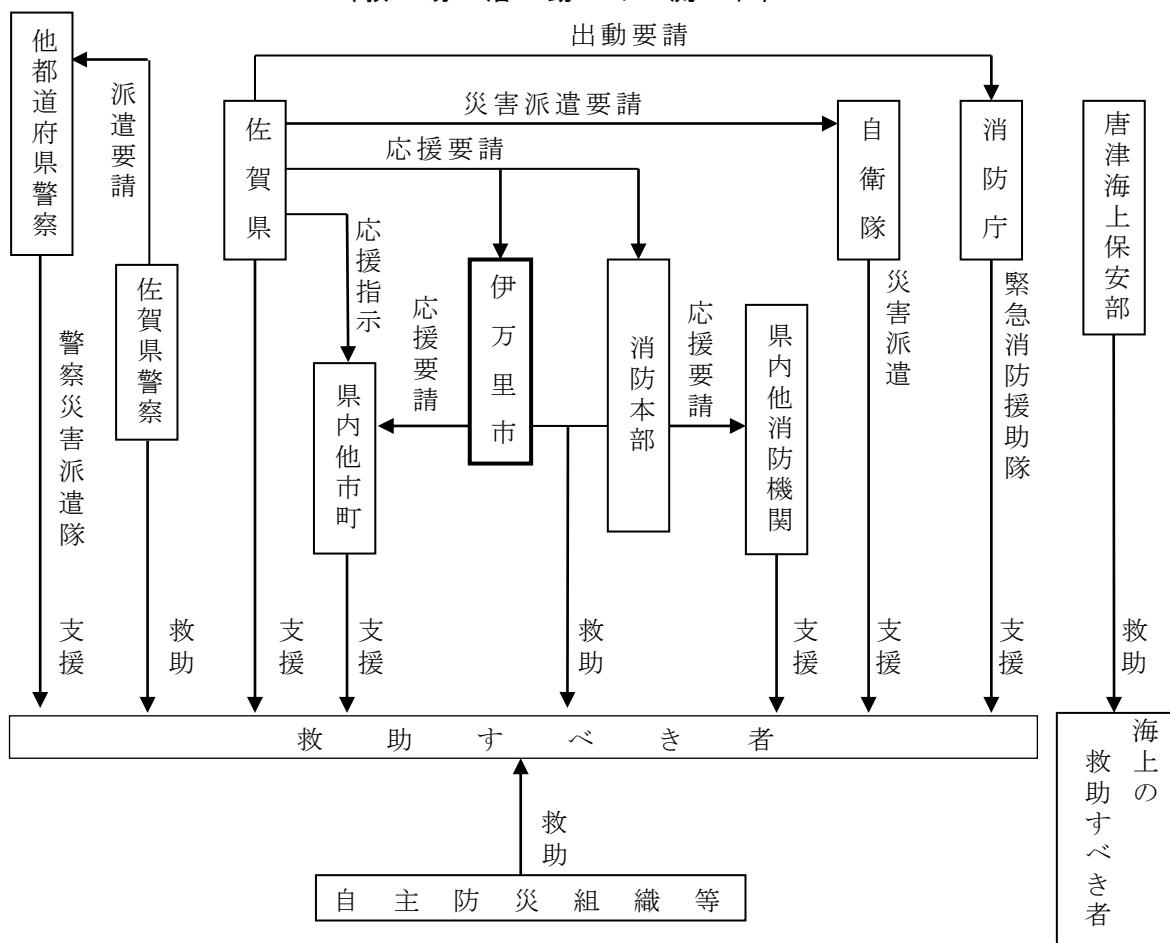
4. 拠点等の確保

市及び県は、道の駅等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。

5. 消防団

消防団は、他の防災関係機関と緊密な連携のもとに、救助を行うものとする。

〈救 助 活 動 の 流 れ〉



6. 県警察

県警察は、市と協力して、次の活動を行うとともに、必要に応じ、他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊の派遣を要請する。

- ① 被災者の救助、救護
- ② 行方不明者の捜索
- ③ 救助活動に必要な交通規制及び交通整理・誘導

7. 海上保安部

海上保安部は、船舶海難等により被災者又は行方不明者が発生した場合は、情報の収集・確認に当たるとともに、巡視船艇を出動させ、救助、捜索に当たる。また、必要な場合は、第七管区海上保安部に対し、航空機の出動、巡視船艇の増援を要請する。

第7節 保健医療活動計画

<計画の目的>

風水害により、医療機関が被災し機能が低下するような中で、同時に多数の傷病者等が発生した場合には、国、県、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県医師会、伊万里・有田地区医師会等の応援を得て、迅速かつ的確で効率的な保健医療活動を実施する。

<計画の担当機関>

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
保健医療活動	保健班	医師会
救護所の設置、運営	保健班	県 保健福祉事務所 医師会 医療機関
保健医療活動チーム	保健班	国 県 日本赤十字社
人工透析対策	保健班	県 医療機関
保健医療福祉ボランティア	保健班	県

<計画の内容>

1. 保健医療活動

伊万里・有田地区医師会及び伊万里・有田地区歯科医師会は、風水害時に県から要請があった場合、又は自ら進んで会員の医療機関の被害状況を調査するとともに、会員に対し、必要に応じ、治療中の患者等の安全を確保するための措置を速やかに講じ、また、新たに発生する傷病者に対して医療活動を行うよう要請し、医療活動の確保を図る。また、必要に応じ、市は、佐賀県医師会による医療活動等についての要請を県に依頼する。

2. 救護所の設置、運営

(1) 設置

傷病者に対して医療活動を行うため、緊急避難場所、避難所、市民センター等に救護所を設置するものとし、必要と認めるときは、県に対し、適当な場所に救護所の設置を要請する。

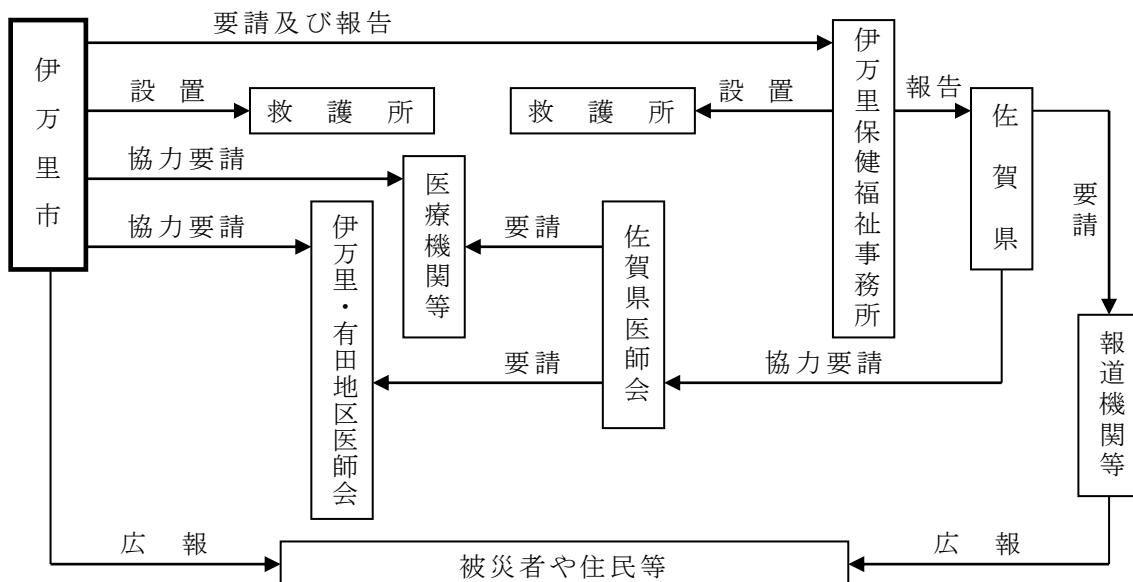
(2) 広報、報告

救護所を設置したときは、速やかに被災者や住民に対し、広報車等により設置内容等を周知するとともに、県に報告する。

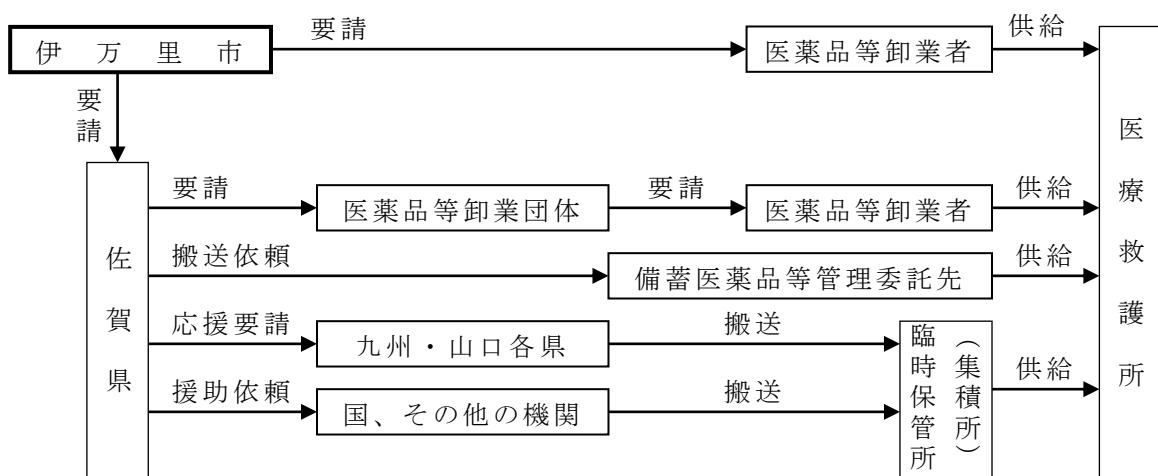
(3) 運営

救護所の運営にあたっては、伊万里・有田地区医師会、市内医療機関等に協力を要請するとともに、必要な医薬品等について、医薬品卸売業者等から調達する。医薬品、医療資機材の需給状況により不足する場合は、県に対し、医薬品、医療資機材の調達又は援助を要請する。

医療救護所設置の流れ



医薬品、医療資機材の調達図



3. 保健医療活動チーム

保健医療活動チームとは、診療を行える機能を持つ医療チームのことであり、救護所等において医療活動を行う。

(1) 市保健医療活動チーム

風水害により傷病者が発生したときは、伊万里有田共立病院へ医師等の派遣要請を行い、速やかに保健医療活動チーム（医師 1 名、保健師又は看護師 2 名、薬剤師 1 名、事務職員 1 名及び運転手 1 名の計 6 名で構成）を設置し、救護所において医療活動にあたる。

(2) その他の保健医療活動チーム

市は、保健医療活動チームだけでは十分に対処できないと認めるときは、県に対し保健医療活動チームの派遣を要請する。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、被災市町に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

(3) 県による派遣要請の調整

県は、市から要請があった場合又は自ら必要と認める場合は、医療機関に対し協定等に基づき、救護所への保健医療活動チームの派遣要請及び調整を行う。

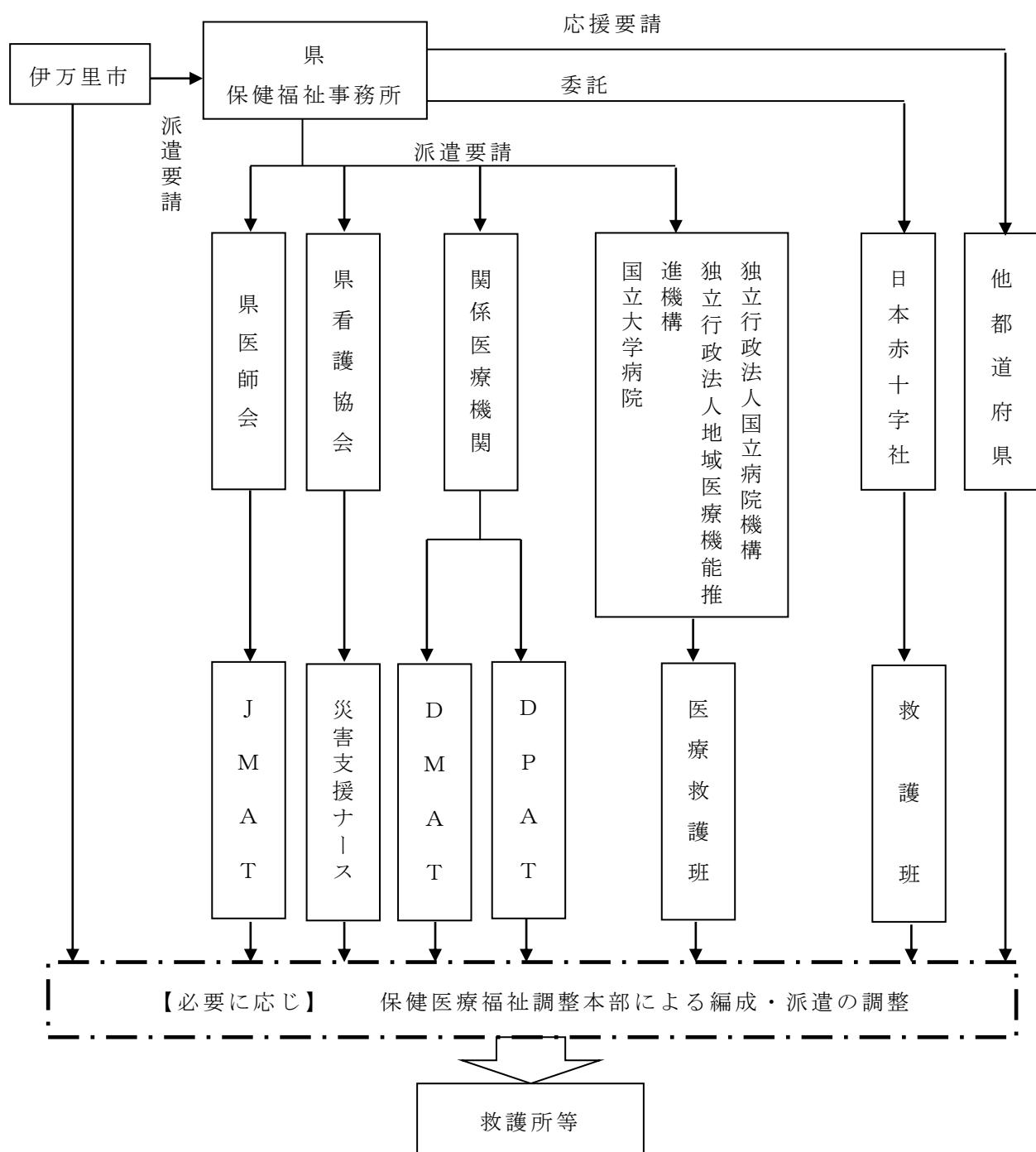
また、活動場所や収集場所について確保又は伝達を行う。

保健医療活動チームとは、診療を行える機能を持つ医療チームのことであり、救護所等において医療活動を行う。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

また、県は、活動場所や収集場所について確保又は伝達を行う。

保健医療活動チームの編成・派遣の流れ



4. 医療施設の応急復旧

被災地域内の医療機関は、風水害時には、速やかに病院建築物・医療設備等の決壊状況について調査し、被害の応急復旧を実施するとともに、電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、ライフライン事業者へ要請する。

また、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

市は、医療施設の電気、ガス、水道等のライフラインの応急復旧について、速やかに対応が行われるように、ライフライン事業者へ要請する。

5. 人工透析対策

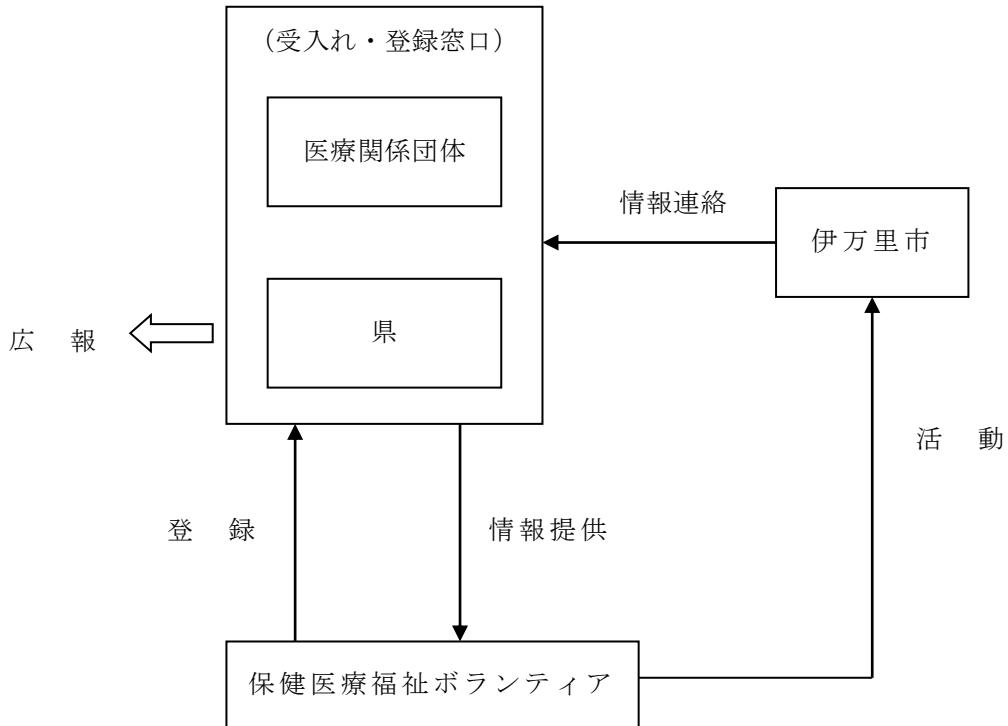
市及び県は、透析医療機関の稼働状況を速やかに把握するとともに、ホームページ、広報紙、報道機関を通して患者、患者団体等に、的確な情報を提供し、人工透析受療の確保を図る。

市は、速やかな地域の患者への医療機関情報提供や医療機関への搬送に努める。

また、県、市及び各透析医療機関は、一般社団法人日本透析医会が提供する情報など広域的な情報収集を行う。

6. 保健医療福祉ボランティア

風水害時において医療関係者が不足していると認めるとときは、保健医療福祉ボランティアの受入・登録に関する窓口を設置する県に対し、不足している職種、受入日時、場所等の情報を連絡する。



第8節 救急活動計画

<計画の目的>

消防機関は、風水害時に大量に傷病者が発生した場合には、迅速かつ効率的に医療機関へ搬送するものとする。

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
救急活動	警防班	県 医師会 医療機関 消防本部
搬送手段の確保	警防班	県 医師会 医療機関 消防本部
後方医療機関の情報の把握	警防班	県 消防本部
応援要請	警防班	県 消防本部

<計画の内容>

1. 救急活動

消防本部は、傷病者の搬送に当たっては、救命処置を要する又はトリアージによる重症者を優先する。

2. 搬送手段の確保

消防本部は、傷病者を所管する救急車により搬送するものとするが、不足する場合には、「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。応援の消防力を以ってしても、不足する場合には、県に対して、緊急消防援助隊の要請を行う。さらに必要な場合には、災害派遣医療チーム（DMAT）等に支援を求める。

消防本部、市は、風水害により交通が途絶した場合又は遠隔地から高次医療機関への搬送が必要である場合など、ヘリコプターによる搬送が有効と認めるときは、ドクターヘリ運航要領に基づき、ドクターヘリの出動を要請する。

県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、県消防防災ヘリコプターを出動させる。県消防防災ヘリコプターが出動不能もしくはさらなるヘリが必要な場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援、又は自衛隊に対する災害派遣を要請する。

なお、ドクターヘリについては、「佐賀県ドクターヘリ運航要領」、「福岡県、佐賀県ドクターヘリの相互応援に係る基本協定」及び「佐賀県、長崎県ドクターヘリの相互応援に係る基本協定」に基づき、運航するものとする。

3. 後方医療機関の情報の把握

消防本部は、県が構築する救急医療情報システムを活用して、搬送先の医療機関の被災状況や傷病者の受け入れの可否等の情報を把握する。

4. 応援要請

(1) 近隣、県内の他消防機関に対する応援要請

消防本部は、自ら行う救急活動のみでは対処できないと認める場合は、あらかじめ締結している「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。

要請を受けた消防機関は、可能な限り応援する。

(2) 県消防防災ヘリコプターの出動要請

市又は消防本部は、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、県消防防災ヘリコプターによる救急活動を実施する。

(3) 緊急消防援助隊の出動要請、広域航空消防応援の要請

市又は消防本部は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県に対し、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援について、要請の連絡を行う。

なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ要請する。

第9節 惨事ストレス対策

<計画の目的>

災害現場などで悲惨な体験や恐怖を伴う体験をすると、精神的ショックやストレスを受けることがあり、これにより、身体、精神、情動又は行動に様々な障がいが発生するおそれがある。

そこで、救助・救急又は消火活動を実施する各機関及び保健医療活動チームを派遣する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

<計画の担当機関>

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
専門家の派遣要請	警防班	県 消防本部

<計画の内容>

1. 専門家の派遣要請

消防本部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第10節 避難計画

<計画の目的>

風水害が発生し、浸水、土砂災害及び風倒木等の二次災害から住民を保護するとともに、倒壊、消失等により住家を失った被災者を一時収容するため、避難指示、避難誘導、避難所の開設等、必要な措置をとる。

また、避難措置に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の避難行動要支援者に十分配慮し、必要に応じ高齢者等避難の発令あるいは早めの避難指示を発令し、住民及び関係機関等へ伝達する。

<計画の担当機関>

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
高齢者等避難、避難指示の発令	統括班	自衛隊 県 県警察 海上保安部
警戒区域の設定	統括班	自衛隊 県 県警察 海上保安部
避難誘導等	統括班	自衛隊 県 県警察
施設における避難	統括班 援護班 教育班	学校等 医療機関 社会福祉施設
指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設・運営	援護班 保健班	

<計画の内容>

1. 高齢者等避難、避難指示の発令

(1) 高齢者等避難又は避難指示を発令する者は、事前に策定した避難指示等に係る発令の判断基準等を定めたマニュアルに基づき、危険の切迫する前に十分な余裕をもって、次により迅速かつ的確に行うものとする。

① 避難が夜間になる場合の日没までの避難

市は、避難が夜間になりそうな場合には、日没までに避難が完了できるような避難指示等の発令に努めるものとする。

② 屋内での待避等の安全確保措置

市は、避難時の周囲の状況等により避難のために移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。

③ 市に対する助言

市は、避難指示等の発令の判断にあたって、必要に応じ、防災関係機関へ助言を求めるものとする。防災関係機関は、市から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

また、県は、時機を失すことなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。

実施責任者	要件（根拠）	内 容	対象者	備 考
●市長 ○知事 (災害の発生により市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき)	●災害が発生する恐れがある場合で、特に避難行動に時間を要する避難行動要支援者が避難行動を開始しなければならないとき	●避難行動要支援者に対しては立退きの指示(その他の者に対しては、立退きの高齢者等避難の発令)	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の人	●市長が行った場合は知事に報告する
○警察官又は海上保安官 (市長が指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき)	●災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	●立退きの指示 ○立退き先の指示 (必要があると認めるとき)		○警察官又は海上保安官が行った場合は市長に通知する
	●災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められるとき	●屋内での待避等の安全確保措置の指示		
	☆災害対策基本法第60条、第61条 ☆急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 第20条			
●知事 ●知事の命を受けた県職員 ●水防管理者	洪水、高潮等（津波を含む）により著しい危険が切迫していると認められるとき	立退きの指示	必要と認める区域の居住者	水防管理者が行った場合は管轄警察署長に通知する
	☆水防法第22条			

●知事 ●知事の命を受けた県職員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	立退きの指示	必要と認める区域内の居住者	管轄警察署長に通知する
	☆地すべり等防止法第25条			
●警察官 ○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官がない場合）	●人の生命若しくは身体に危険を及ぼし又は財産に重大な損害を及ぼす恐れのある天災、事変、危険物の爆発等危険な事態がある場合	●警告を発すること	●その場に居合わせた者 ●その事物の管理者 ●その他関係者	●警察官が行った場合は公安委員会に報告する ○自衛官が行った場合は防衛大臣の指定する者に報告する
	●上記の場合で、特に急を要する場合	●避難の措置	●危害を受ける恐れのある者	
	☆警察官職務執行法第4条 ☆自衛隊法第94条			

(2) 高齢者等避難、避難指示の内容

市長が高齢者等避難又は避難指示を発令するときは、次の内容を明示して行う。

- ① 避難対象地域
- ② 高齢者等避難、避難指示を発令する理由
- ③ 避難先及び避難路
- ④ 避難時の留意事項等

(3) 高齢者等避難、避難指示の伝達

市長は、高齢者等避難若しくは避難指示を発令したときは、速やかにその内容を関係機関（県、警察署、海上保安部、自衛隊及びN H K 佐賀放送局等）に連絡するとともに、次の方法により避難対象地域の住民に伝達する。

- ① 防災行政無線
- ② ケーブルテレビ
- ③ 携帯電話等のメール（エアーメール等の緊急速報メール等）
- ④ 広報車
- ⑤ 消防団員等による戸別訪問
- ⑥ その他実情に即した方法（市ホームページ、ソーシャルメディア、ラジオ放送等）

※ なお、テレビやラジオ等の報道機関各社への放送要請及び緊急速報メールについては、県が主体的に実施することとされており、市は、必要な情報について情報提供を行う。また、県はリエゾン（情報連絡員）を派遣する等、正確かつ迅速な収集に努めるものとする。

2. 警戒区域の設定

警戒区域の設定を実施する者は、次により迅速かつ的確に行うものとする。

実施する者	要件（根拠）	内 容	対象者	備 考
●市長等（市長から委任を受けた市の職員を含む。以下同じ） ○警察官又は海上保安官（市長等が現場にいないとき又は市長等から要求があったとき） ○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（市長等、警察官又は海上保安官がその場にいない場合） ○知事（災害の発生により市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき）	●災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	●区域への立入り制限・禁止又は区域からの退去命令	災害応急対策に従事する者以外の者	○警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が行った場合は市長等に通知する ○知事が行う場合はその旨を公示する

3. 避難誘導等

(1) 地域住民等の避難誘導

市長が避難の指示等をした場合又は他の機関から避難の指示等をした旨の連絡を受けた場合は消防団員、警察官等の協力を得て避難誘導にあたる。

(2) 要配慮者への配慮

市は、避難誘導にあたる際には、避難行動要支援者名簿等を有効に活用するなど、避難行動要支援者を優先して誘導するとともに、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在及び災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努めるものとする。

また、旅行者などの一時滞在者は、避難路や指定緊急避難場所等を含め地域の実情に詳しくないため、誘導にあたっては配慮した対応を行う。

(3) 被災者の運送の要請

市は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、県を通じ運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

また、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、県は、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

(4) 小規模な避難

避難の指示等が実施された場合は、その対象となった住民等は、指示等の内容に従い、各自自ら避難することを原則とする。

ただし、避難行動要支援者が自力で避難することが困難な者については、事前に定めた援助者が避難を支援するものとし、市及び防災関係機関は、車両等を準備し、援助するものとする。

(5) 広域的な避難

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他県の市町への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めるものとする。なお、県内の他の市町への受入れについては、災害の状況等に応じ、県に協議を求める 것을妨げない。

県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県又は県内の他の市町と協議を行うものとする。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域避難のための要求を市に代わって行うものとする。

県は、県外避難が必要な場合は、必要に応じ、国に対し、受入先の候補となる地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等について助言を求めるものとする。また、県は、市から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

なお、避難にあたっては、自衛隊の災害派遣を要請するなど適切な方法を講じ、円滑な避難を図る。

(6) 自主避難

市は、土砂災害などの前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、住民に対し、あらかじめ広報紙を始めとして、機会をとらえてその知識の普及を図る。

また、住民においても、避難指示等が出されなくても、「自分の身は自分で守る」という考え方の下に、身の危険を感じたら隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民については、高齢者等避難の段階から自主的に避難を開始するように努める。

なお、住民が自主的に避難を行う場合には、市は、求めに応じ、避難先をあっせんするなど適切な措置を講じるとともに、関係機関に対し、このことを連絡する。

4. 施設における避難

学校等、医療機関、社会福祉施設等においては、避難場所、避難路、誘導責任者、避難方法等についてあらかじめ定めた避難計画に基づき、迅速かつ安全に避難を実施する。

ただし、避難時の周囲の状況等により避難のために移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行う。

(1) 学校等

市立の小中学校等は、園児、児童、生徒の在校時に風水害が発生し、避難の指示等があった場合又は施設の長がその必要を認める場合には、それぞれの避難計画に基づき、教職員の指示のもと迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとし、教育委員会及び市災害対策本部に速やかにその旨を連絡する。

他の県立、私立の学校の避難についても、これに準じるものとし、その連絡先は市

災害対策本部及び関係機関とする。

(2) 医療機関

病院等の医療機関は、風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難の指示等があった場合又は自らその必要を認める場合には、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと迅速かつ安全に入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させたうえ、県及び市に対し速やかにその旨を連絡する。

避難誘導に当たっては、担送患者と独歩患者とに区分し、重症者、老幼婦女を優先して行う。

必要に応じて、転院先等他の医療機関に対し、応援を要請する。

この場合は、市に対し、速やかにその旨連絡する。

県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、県医師会及び伊万里・有田地区医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整する。

また、県内の病院等医療機関では転院に対処できない場合には、国及び近隣県に対し、受入協力を要請する。

(3) 社会福祉施設

社会福祉施設は、風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難の指示等があった場合又は自らその必要を認める場合には、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと迅速かつ安全に入所者等を避難させたうえ、県及び市に対し速やかにその旨を連絡する。

なお、風水害により施設が被災し、入所者を他の施設に転所させる必要が生じた場合は、市は、市内及び県内の他の施設に受け入れ等の応援を要請するものとし、県内の他の施設では対処できないときは、県に対し、近隣県の施設への受け入れについて協力を求めるよう、要請する。

5. 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設・運営

(1) 指定緊急避難場所

市は、災害時に必要に応じ、洪水、高潮、土砂災害等の危険性に十分配慮し、高齢者等避難の発令とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

風水害時の指定緊急避難場所は、別冊資料の災害種類別指定緊急避難場所一覧のとおりとする。

(2) 指定避難所

市は、災害時に必要に応じ、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、安全性を確認のうえ、当該施設の管理者の同意を得て、避難所として開設する。

また、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

さらに、避難所開設に当たっては、要配慮者に配慮して、他市町にあるものを含め、福祉施設又は旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

指定避難所のライフラインの回復に時間要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、指定避難所を開設した場合は、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、開設日時・場所、箇所数及び受入れ人数、設置期間の見込み等の開設状況等を適切に県に報告するものとする。

なお、風水害が激甚であるなどにより市内に避難所を設置することが困難な場合、市は、「3. 避難誘導等 (5) 広域的な避難」に定めるところにより、県内の他の市町又は県に対して避難先の確保等に係る支援要請等を行うものとする。

(3) 風水害時の指定緊急避難場所及び自治会が地域防災マップに定めた避難場所

自治会は、災害時に必要に応じ、洪水、高潮、土砂災害等の危険性に十分配慮し、切迫した災害の危険から逃れるため、安全性を確認のうえ、地域防災マップに自治会が定めた避難場所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

市民は、突発的に大規模な風水害が発生したときは、市災害対策本部からの指示があるまでの間、一時的に、小中学校その他のグラウンド等の指定緊急避難場所や自治会が地域防災マップに定めた避難場所に自主的に避難するよう心掛けるものとする。

(4) 福祉避難所

市は、病院や福祉施設における医療ケア等の専門的ケアまでは必要ないが、一般の避難所では生活が困難であり、何らかの支援・配慮を必要とする在宅の高齢者や障がい者等（その家族を含む。）を対象として、避難生活が数日以上に及ぶ可能性がある場合に、福祉避難所を必要に応じて開設する。

また、災害時にすぐに避難できる福祉避難スペース（室）として、一般の避難所（小・中学校、コミュニティセンター等）等の中に、介護や医療相談等を受けることができる空間の確保に努めるものとする。

風水害時の福祉避難所は別冊資料の福祉避難所一覧のとおりとする。

(5) 指定避難所の運営管理等

市は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、県又は他の市町村に対して協力を求める。

また、市は、指定避難所の運営に関し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しながら、役割分担を明確化し、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。

市及び県は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

なお、市及び県は災害の規模等にかんがみて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等によって、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

① 避難者情報の把握及び開示

市は、それぞれの指定避難所に受入れている避難者に係る情報及び早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供するものとする。

② 生活環境の維持

市は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、簡易ベッド等の活用状況、避難者のプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さや寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、食中毒発生防止対策の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

③ 男女双方の視点等への配慮

市は、指定避難所の運営において女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

また、男女のニーズの違い等男女双方の視点に加え、L G B Tなど多様な性のあり方等に配慮する。特に女性専用の物干し場、個室更衣室、授乳室の設置や男女別トイレの確保、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

なお、避難者が避難所運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

④ 要配慮者への配慮

要配慮者については、福祉施設職員等の応援によるケア、保健医療スタッフによる健康状態の把握、手話通訳者の配置等情報提供の方法等に配慮するものとする。

⑤ 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮

食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、食事の原材料表示に努めるものとする。また、避難者自身からアレルギーを起こす原因食品の情報提供を受けられるような配慮に努めるものとする。

⑥ 相談窓口の設置

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口の設置に努めること。

なお、女性や子どもへの暴力や女性特有の生活・健康に関する相談に対応するため、女性相談員による女性専用窓口の設置に配慮する。

⑦ 生活不活発病等の予防対策

避難所に入らず車上で避難生活を送る被災者は深部静脈血栓症（通称「エコノミークラス症候群」）を発症する恐れが高いことや、避難所生活の長期化などにより、特に高齢者において生活不活発病の発症リスクが高くなることなどを考慮し、適度な運動をさせるなど、「生活機能低下予防マニュアル（厚生労働省通知）」等を活用して予防に努めるものとする。

⑧ 避難の長期化対策

避難生活が長期化する場合、市は、必要に応じて、避難生活や健康の悩みなどの相談に応じるコミュニティセンター、指定避難所内におけるプライバシーを確保したスペースや空調機器等の設置をはじめ、疾病や心のケア対策のために適度な運動・遊びの機会を創出するなど、長期化に伴うリスク対策に努めるものとする。

また、食料の供給にあたり、管理栄養士の活用等により長期化に対応したメニューの多様化をはじめ、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者（児）等）に対する配慮など、質の確保についても配慮するよう努めるものとする。

⑨ 在宅避難者への配慮

市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

⑩ 感染症への対応

市は、被災地において感染症の発症、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

⑪ ホームレスへの対応

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

第11節 応急生活対策計画と二次災害の防止活動

<計画の目的>

風水害時に、被災者が居住及び食事ができなくなったときは、応急仮設住宅の建設や食料等の生活必需品の供給を行い、健全な市民生活が確保されるよう努める。

<計画の担当機関>

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
住宅対策	建築班 環境班	県 事業所
食料等（ボトル飲料を含む。）の供給	援護班 財政班	国 県 日本赤十字社
水の供給	水道班 財政班	県
生活必需品の供給	援護班 財政班	県
物資の配送計画	援護班 財政班	国 県 日本赤十字社

<計画の内容>

1. 住宅対策

(1) 被災住宅の応急危険度判定等

市は、風水害の影響により被災宅地で二次災害のおそれがあると認める場合は、県と連携し、住民に対し二次災害に留意するよう広報活動を行うとともに、県があらかじめ養成・登録している「被災宅地危険度判定士」の協力を得て、被災宅地の危険度判定を速やかに行うとともに、建築技術者等を活用して、応急措置を行い、災害の発生の恐れのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

(2) 応急住宅対策

住居を失った被災者に対する応急住宅については、既存住宅のストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

① 応急仮設住宅の設置

ア 設置、入居者の選定

市又は県は、住家が全壊した者で自己の資力によって居住する住家を確保できない者を対象に、災害救助法に基づき、又は必要に応じて独自により、速やかに計画を作成のうえ応急仮設住宅を建設し、避難者に提供する。

また、仕様及び設計については、水、ガス、電気等の供給に配慮するとともに、避難者の世帯人員や高齢者、障がい者等に配慮するものとし、建設に必要な資機材は、あらかじめ把握している供給可能業者から調達する。

建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合は、必要に応じて、国の非常本部等を通じて、又は直接、資機材関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）に資機材の調達に関して要請するものとする。なお、応急仮

設住宅への入居者選定に際しては、公平に行うよう努めるとともに、地域コミュニティの良好な維持を図るため、地区単位による割当てに配慮するものとする。

また、要配慮者の優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

イ 建設場所

応急仮設住宅の建設場所は、建設候補地台帳等をもとに二次災害の危険のない都市公園その他の公有地から選定する。ただし、状況によっては民有地等の提供を受けること等により、用地を確保するものとする。

ウ 応急仮設住宅の運営管理

入居の期間、使用条件その他必要な事項を定め、適切な運営管理するものとする。

この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入にも配慮する。

② 被災住宅の応急修理の実施

市は、住家が半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自己の資力によって応急修理ができない者を対象に、災害救助法に基づき、又は必要に応じて独自により、速やかに計画を作成のうえ、被災住宅の応急修理を実施するものとする。

県は、被害が甚大で市において応急修理が困難な場合、応急修理について技術的支援を行う。

③ 公営住宅等の活用

ア 公営住宅の提供

被災者を入居させるため、市営住宅の空室を活用し、又は県営住宅の空室の活用を要請する。

イ 企業等の施設の供与

避難者を入居させるため、企業等に対し、その所有する社宅、寮その他の施設の供与について協力を要請する。

ウ 民間賃貸住宅の活用

市は、避難者を入居されるため、応急住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供を県及び関係団体に対し、要請する。

また、市は、必要に応じて民間住宅の借上げ等により、応急住宅の確保に努める。

④ 被災建築物等のアスベスト飛散防止に係る応急措置

建築物等の所有者等は、その所有している建築物等が被災し、当該建築物等に使用されている有害物質の漏えい及びアスベストが飛散するおそれがある場合は、施設の点検、県及び市への連絡及びビニールシート等による養生や立入禁止等による応急措置を講じる。

その際、市及び県は関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

2. 食料等（ボトル飲料を含む。）の供給

風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被災者に対し食料等（ボトル飲料を含む。）の応急供給を行う必要が生じた場合は、迅速かつ的確な食料等の調達、供給及び給食を行う。

なお、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料の供給にあたっては、「3. 水の供給」と密接な関わりがあるため、飲料水の供給を行う関係機関と連携を図りながら対応を行うものとする。

(1) 食料の調達方法

独自での食料の確保が困難となった被災者に対し、食料等を円滑に供給できるよう、次の措置を講じる。

- この場合、高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者に対し配慮する。
- ① 自ら備蓄している食料等を供給する。
- ② 供給可能業者等に対し、提供を要請する。
- ③ 相互応援協定を締結している市町に対し、食料等の提供を要請する。
- ④ 県に対し、支援を要請する。この場合、物資調達・輸送調整等支援システムを活用する。その際、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

(2) 災害救助法発動時の災害救助用米穀の緊急引渡し

交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀の引取りに関する県の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀の引取りを必要とするとき、市は、農林水産省の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省農政局長に対し、直接、災害救助用米穀の引渡しの要請を行う。

(3) 食料の供給

県等から食料の供給を受けたときは、それを被災者に適正かつ円滑に供給することができるような体制を整備する。この場合において、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に対する配慮を行うものとする。

(4) 米穀の供給量

被災者、災害救助等従事者に対する米穀の供給量は、1人1食あたり精米300グラムの範囲内とする。

(5) 供給方法

「5. 物資の配送計画」による。

調理が必要な食料については、自衛隊、日本赤十字社佐賀県支部（地域奉仕団）、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、被災者等に対し、避難所又はその近隣などにおいて炊出し、食料の給与を行うものとする。なお、炊出しについては、乳幼児のミルクを含むものとする。

3. 水の供給

風水害時に、上水道、飲用井戸等の給水設備が破壊され、又は飲料水が汚染されたこと等により水を得ることができない者に対し、次により応急給水を行う。

なお、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料については前項により取り扱うものとするが、本項と密接な関わりがあるため、食料の供給を行う関係機関と連携を図りながら対応を行うものとする。

(1) 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。

- (2) 済水場、避難所等で拠点給水を実施する。
- (3) 給水車等による応急給水を実施する。
- (4) 給水車、給水船、トラック等を所有する機関等から調達し、応急給水を実施する。
- (5) 応急給水にあたっては、的確な住民への周知を図る。
- (6) 市の活動のみでは困難な場合は、近隣市町、日本水道協会佐賀県支部及び県に対し、応援を要請する。

4. 生活必需品等の供給

風水害時に、日常生活に欠くことができない衣料、寝具その他の生活必需品等を喪失又は棄損し、直ちに入手することができない者に対し、独自に、又は災害救助法に基づき、これらの物資の供給を行う。

生活必需品の品目

品 目	
寝 具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
衣 類	洋服・作業衣・子供服等の外衣類、シャツ・パンツ等の下着類 (布地支給は適当でない)
身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等
食 器	茶碗、皿、はし等
日 用 品	オムツ(大人用・子供用)、生理用品、ポリ袋、石けん、歯みがき(口腔ケア)用品、給水用ポリタンク、バケツ、トイレットペーパー、清拭剤、ウエットティッシュ、救急セット、ポータブルトイレ等
光熱材料	マッチ、カセットこんろ、カセットガスストーブ、燃料(灯油、カートリッジボンベ、プロパンガス等)等
情報機器	ラジオ、乾電池等

(1) 調達

避難所での調査、巡回等により必要とされている生活必需品の品目、数量を把握し、把握している調達可能業者から調達する。これによってもなお不足する場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県に対して備蓄品の放出及び調達依頼を要請する。

(2) 集積場所

市の集積場所	国見台公園(武道館)
県の集積場所	国見台公園(体育館)

5. 物資の配達計画

- (1) 災害の規模が小規模であり、市で避難所への支援物資(市の備蓄物資、災害時応援協定等により調達する物資(以下「調達物資」という。)及び国民、民間事業者、他の防災関係機関等から提供を受ける義援物資をいう。)の配達が可能な場合には、市が避難所へ支援物資の配達、被災者への供給等を行うこととする。

災害の規模が大規模であり、市による避難所への支援物資の配達ができない場合には、県は支援物資の受入・配達システムに基づき、あらかじめ協定を締結した物流事

業者等に業務を委託し、避難所までの物資の配送を行うものとする。

① 災害の規模が小規模であり、市で避難所への支援物資の配送が可能な場合の留意点

市で避難所への支援物資の配送が可能な場合においては、市は、調達物資及び義援物資については、可能な限り提供元に避難所までの直接配送を依頼するものとする。

また、県が備蓄する物資又は調達物資を避難所へ配送する場合は、あらかじめ定めている輸送拠点に集積して、「佐賀県地域防災計画の第2編 第3章 第17節 第3項輸送対策」に定めた輸送手段により配送するものとする。

② 支援物資の受付・配送体制の整備に関する留意点

発災直後は、市民、市及び県等の備蓄物資による対応が必要になると考えられるが、発災翌日以降は、避難所における多種多様なニーズに対応するための物資調達や、県内外からの義援物資等の送付により、大量の支援物資の処理が必要となることが予想されるため、市及び県は、これに対応できる体制を整備するよう努めるものとする。

なお、大規模な災害の場合、発災当初は、県からの要請を待たずして、国による支援（プッシュ型支援）が中心になることが考えられるが、物流や流通の回復状況に応じ、市・県が主体的に実施できるよう体制を整備する際は留意するものとする。

(2) 物資の配布

① 市は、被災者が置かれている環境に応じてあらかじめ必要となると考えられる物資を検討するとともに、時間の経過により変化するニーズを踏まえ、関係機関等の協力を得て支援物資を収集するとともに、当該支援物資を被災者に公平に行きわたるよう配慮して供給する。

供給作業の効率化を図るため、支援物資は、あらかじめ定めている場所に一旦集積し、ボランティア等の協力を得ながら迅速・適正に仕分けた後、ここを拠点として被災者に配送する。

ただし、風水害が激甚などにより、市での対応が困難な場合は、県や協定を締結した他市町村に対して支援物資の配送について支援を要請する。

なお、国が手配するタブレット端末などを活用し、避難所で必要とされている物資及び数量を適切に把握するよう努める。

② 県は市からの物資調達に関する要請があった場合、県の支援物資を、あらかじめ指定した輸送拠点に一旦集積し、ここを拠点として市に供給する。

また、災害の規模が激甚などの理由により市が物資の配送を円滑に行えない場合において市から物資配送に係る要請があった場合（当該要請が必要と見込まれる場合も含む）、県は、支援物資の受入・配送システムに基づき、支援物資の受入から避難所までの配送を民間の物流事業者と連携して行うものとする。

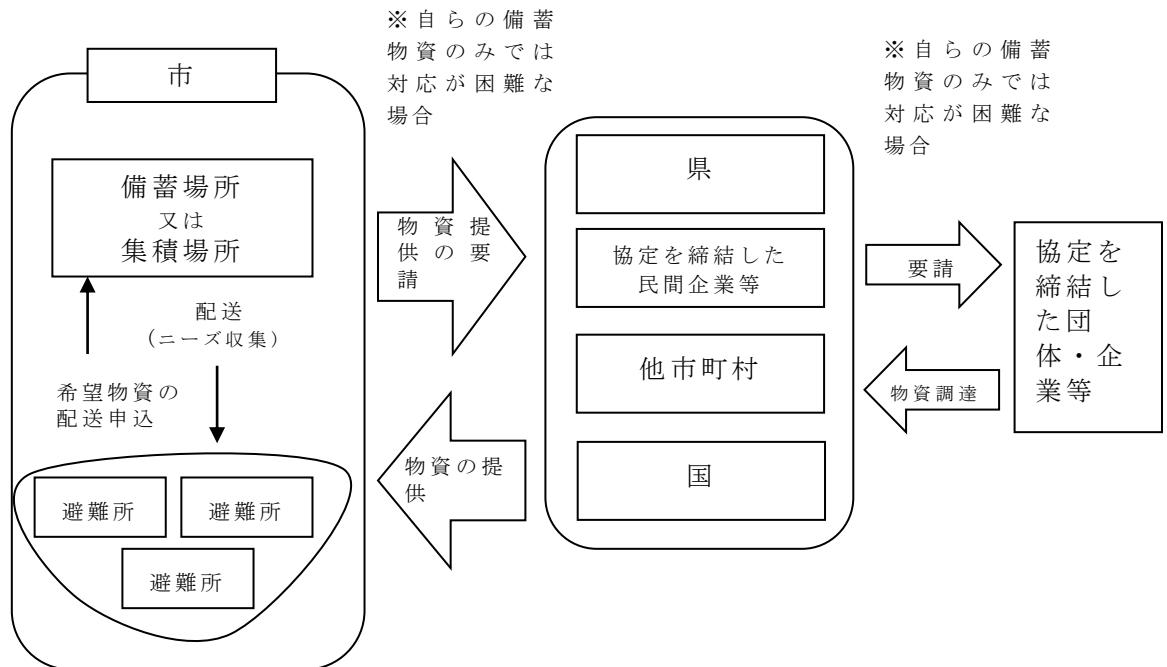
なお、支援物資の受入・配送システムに基づき支援を行う場合は、市が自ら被災者ニーズの収集等の業務を行うことが困難な状況になっている可能性が高いと考えられるため、県は、物資受入・配送センターや避難所等に職員を派遣し、現地の状況把握に努めるものとする。

(3) 在宅等被災者への対応

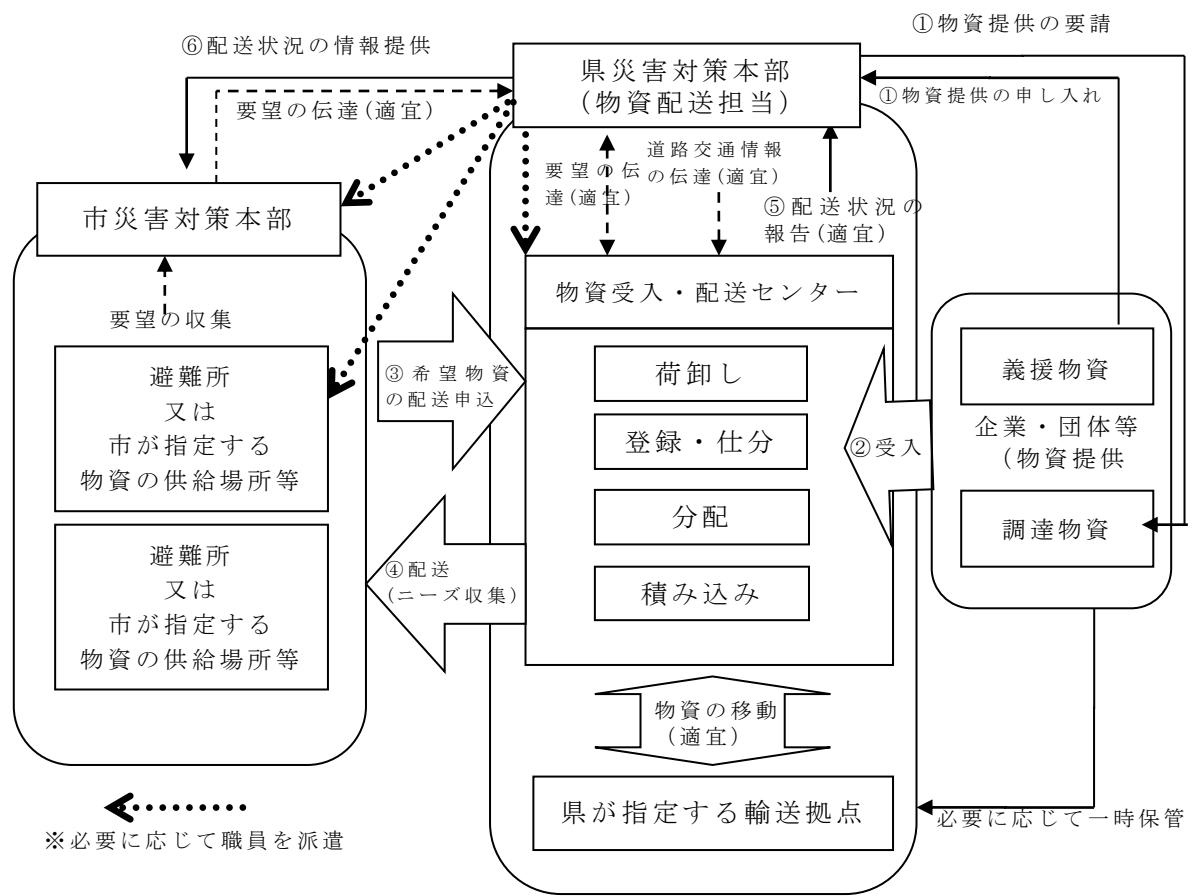
大規模な災害が発生すると、在宅での避難者や応急仮設住宅等への避難者、所在が把握できる広域避難者などあらかじめ指定された避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフラインの被災等により食料や生活必需品等の調達ができない場合がある。

災害時には、避難所は地域における防災拠点となるので、これらの在宅等被災者に対しても、必要に応じて物資の供給を行うなど物資等が提供されるよう努めるものとする。

【市が避難所への物資の配送を行う場合（非大規模災害時）】



【支援物資の受入・配送システム（大規模災害時）】



第12節 交通・輸送計画

<計画の目的>

風水害時において、救助、救急、医療、水防活動等の災害応急対策が迅速に行われるよう実施に必要な人員、物資等の緊急輸送を行う。

<計画の担当機関>

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
交通対策	庶務・土木班 港湾班 公安班 耕地班	国 県警察 県 土木事務所 港湾管理者 漁港管理者
輸送対策	財政班 耕地班 経済班 庶務・土木班 港湾班 公安班	県警察 防災関係機関

<計画の内容>

1. 交通対策

(1) 交通の規制

① 市が管理する道路

市が管理する道路の破損、欠壊等により交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路の通行を禁止し、又は制限する。この場合において、禁止又は制限の区間、期間及び理由を記載した道路標識を設置するとともに、必要があるときは、適当な迂回路を明示するものとする。

また、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

② 市の管理に属さない道路

市の管理に属さない道路の破損、欠壊等については、直ちに伊万里土木事務所又は国土交通省佐賀国道事務所唐津維持出張所に通報し、適切な措置を依頼する。

(2) 応急措置

① 市が管理する道路

市が管理する道路で、緊急輸送を行うにあたり必要な交通路が破損、欠壊等したときは、広域防災拠点、災害拠点病院及びインフラ施設等の緊急性の高い交通路から、道路を開闢等を優先的に実施する。

② 市の管理に属さない道路

市の管理に属さない道路で、緊急輸送を行うにあたり必要な交通路が破損、欠壊等しているときは、その状況等について直ちに伊万里土木事務所又は国土交通省佐賀国道事務所唐津維持出張所に通報し、適切な措置を依頼する。

③ 大規模な被害

被害が大規模で応急工事が不可能な場合又は大規模な対策が必要な場合は、国、県等の協力を要請する。

④ 交通マネジメント

市は、道路の被災による交通渋滞が復旧活動、経済活動及び日常生活に影響をきたし、渋滞緩和や交通量抑制を行う必要があると認めたときは、県へ交通マネジメントを要請するものとする。

(3) 運転者に対する広報

県警察、道路管理者等は、県、市及び防災関係機関と協力し、風水害時に運転者がとるべき措置について、周知徹底する。

この措置の主な内容は、次のとおりである。

- ① 走行中の車両の運転者は、まず、できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。やむを得ず道路上において避難するときは、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- ② 避難等のためやむを得ない場合を除き、車両を使用しないこと。
- ③ 通行禁止等の交通規制が行われたときは、速やかに車両を通行禁止等の区域外に移動させること。
- ④ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従うこと。

2. 輸送対策

(1) 緊急輸送の実施

風水害時において、必要な災害応急対策を実施するため人員及び物資等の緊急輸送が必要な場合は、自らも行うものとする。

輸送を行うにあたっては、次のような事項に配慮して行う。

- ① 人命の安全
- ② 被害の拡大防止
- ③ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 輸送の対象

① 第1段階（災害発生直後）

- ア 救助、救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- イ 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員及び物資等
- エ 負傷者等の医療機関への搬送
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資等

② 第2段階（災害応急対策時）

- ア 上記(1)の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

③ 第3段階（災害復旧対策時）

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

(3) 緊急輸送の方法

① 自動車

市公用車を使用する。ただし、必要車両の数、種類の確保が困難である場合は、県に対し、その調達又はあっせんを要請する。

② その他の輸送手段

被害の状況等により、自動車以外の輸送手段によることが適當と認められるときは、次の輸送手段の確保について、県に対し、要請する。

ア 鉄道

イ 船舶

ウ 航空機（ヘリコプター）

③ ヘリポートの開設

航空機（ヘリコプター）による緊急輸送が必要な場合は、指定している臨時ヘリポートを開設する。

(4) 緊急輸送の優先

各防災関係機関は、緊急輸送にあたっては、風水害発生時からの経過時間における重要度の高いものを優先して行うよう努める。

(5) 緊急通行車両の確認及び事前届出

① 緊急通行車両の確認

市、県及び各防災関係機関は、風水害時において、災害対策基本法第76条の規定に基づく通行の禁止又は制限が行われている道路を緊急自動車以外の車両で通行する場合は、県又は県警察の確認を受け、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けて輸送を行わなければならない。

緊急通行車両の確認事務は、原則として、県警察が行う。

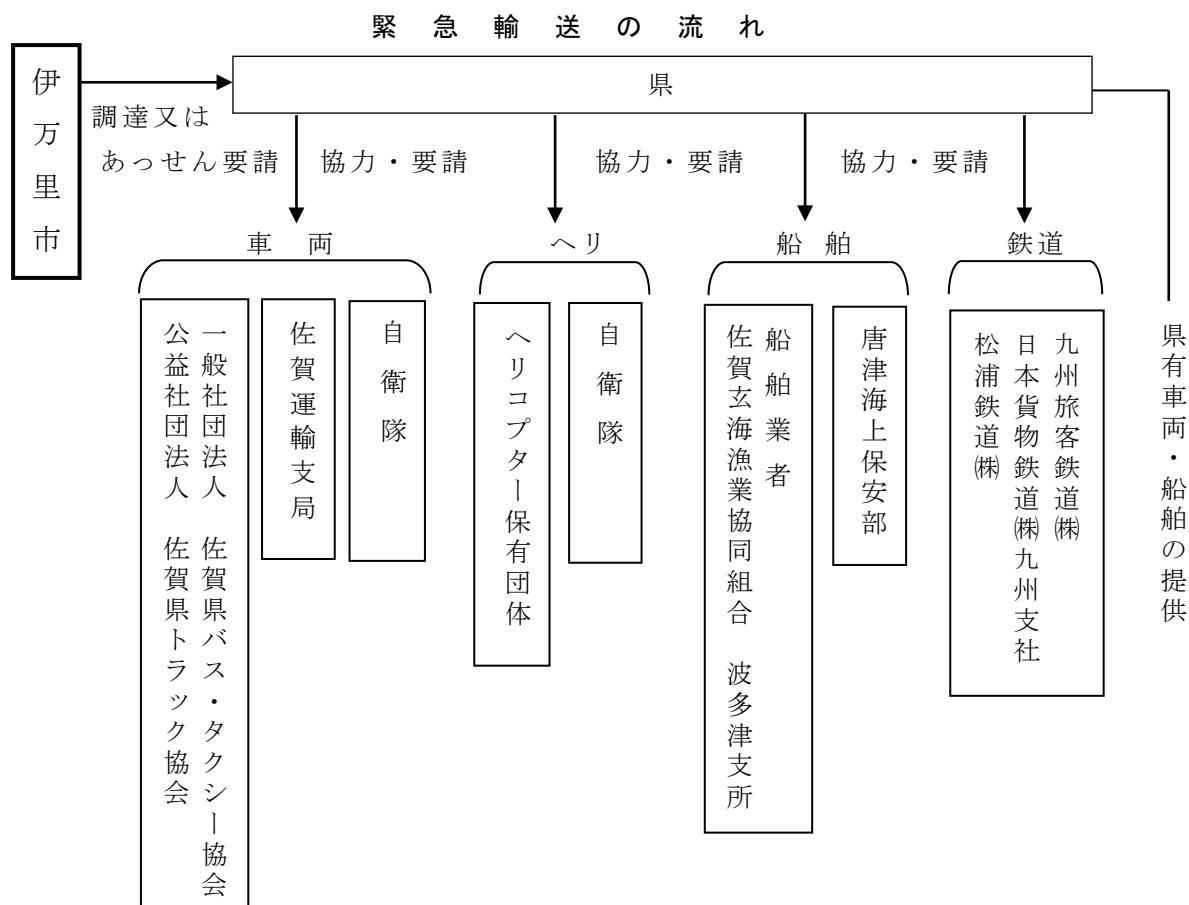
市は、原則として、市関係車両分についてのみ行うものとする。

② 緊急通行車両の事前届出

市、県及び各防災関係機関等は、災害時における素早い緊急通行車両確認証明書及び標章の受領に備え、県警察から事前届出制度による緊急通行車両事前届出済証の交付を受け、災害時の指定された緊急交通路の迅速な車両運用に努める。

(6) 緊急輸送のための燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。



第13節 広報・被災者相談対策計画

<計画の目的>

市は、風水害時において、住民の安全・安心の確保及び迅速かつ円滑な災害応急対策活動を実施するため、防災関係機関と協力しながら、各種広報媒体を利用して必要に応じた情報を正確かつ迅速に提供する。

<計画の担当機関>

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
住民、報道機関への情報提供	情報班	県 防災関係機関
被災者相談	情報班	
安否情報の提供	援護班 総務班 統括班	県 防災関係機関

<計画の内容>

1. 住民、報道機関への情報提供

市は、防災関係機関と相互に緊密な連携を取り災害状況に関する情報や、生活関連情報等被災者に役立つ情報を、多くの媒体を活用し提供する。

また、災害発生時には情報の混乱等も予想されるため、報道機関の協力を得ながら、正確な情報を迅速に提供するよう努めるとともに、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を隨時入手したいというニーズに応えるため、必要に応じて、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。

被災者への状況提供にあたっては、市は、被災者向けに総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

さらに、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、被災者の置かれている生活環境及び居住環境が多様であることを考慮し、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(1) 住民への情報提供

市は、市が保有する媒体を活用し、又は防災関係機関と連携して、災害広報を実施する。

なお、複数の市町にまたがる広域的な災害が発生した場合や、災害により広報の手段を著しく欠いた場合等、市での対応が困難な場合においては、県又は報道機関等に協力を要請して災害広報を実施する。

① 住民に対する広報内容

ア 警戒・避難期の気象等予警報及び気象情報等の広報

- a 雨量、河川水位、潮位等の状況
- b 浸水・高潮・土砂災害等の発生状況及び二次災害の発生の見込み等
- c 県民のとるべき措置（周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼びかけ等）
- d 避難の必要の有無等

イ 災害発生直後の広報

- a 災害発生状況（人的被害、住家の被害等の災害発生状況）

- b 災害応急対策の状況（地域・コミュニティごとの取組み状況等）
 - c 道路交通状況（道路通行不能等の道路交通情報）
 - d 公共交通機関の状況（鉄道・バス等の被害、運行状況）
 - e 電気・ガス・上下水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）
 - f 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況
 - g 安否情報の確認方法（関連サイトのURLや災害用伝言サービス等の案内）
 - h スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- ウ 応急復旧活動段階の広報
- a 住民の安否（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）
 - b 食料、飲料水、生活必需品等の供給状況
 - c その他生活に密着した情報（地域のライフラインの設備の途絶状況、災害廃棄物（し尿・ごみ）の処理方法、学校の臨時休業の情報等）
- エ 外部からの支援の受入れに関する広報
- a ボランティア情報（ニーズ把握、受入・派遣情報等）
 - b 義援金・必要とする救援物資一覧及び受入方法・窓口等に関する情報
- オ 被災者に対する広報
- 安否情報や生活支援に関する情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況
- カ その他の必要事項
- 災害用伝言サービスの登録・利用呼びかけなど

② 広報の方法

市が保有する広報手段を最大限に活用した災害広報を実施する。

- ア 防災行政無線
- イ ケーブルテレビ
- ウ 携帯電話等のメール（エリアメール等の緊急速報メール）
- エ 広報車
- オ 消防団員等による戸別訪問
- カ インターネット（ホームページ、ソーシャルメディア等）による広報
- キ その他実情に即した方法（市ホームページ、ソーシャルメディア、ラジオ放送等）

また、必要に応じて災害FMの制度を活用し広報を行う（九州総合通信局に申請）とともに、ポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。

なお、テレビ（ケーブルテレビを含む。）やラジオ（コミュニティFMを含む。）等の報道機関への放送要請が必要な場合は、県に必要な情報を積極的に提供する。

(2) 報道機関への対応

報道機関に対し、次により定期的に記者会見を行い、情報の提供を行うとともに、災害対策本部及び避難所内での取材活動の自粛を要請する。

また、報道機関を通じて広報を実施した場合、発表後速やかにその情報を県に報告する。

発表者	記者会見場	内 容
支援対策部 情報班長	市庁舎 3 階 第 3 会議室	<input type="radio"/> 災害の種別・発生場所・日時・状況 <input type="radio"/> 災害応急対策の実施状況

(3) 災害時伝言サービスの活用

電話が輻輳し接続が困難な場合の安否情報等の伝達方法として、N T T が提供する災害時伝言ダイヤル（局番なしの「1 7 1」をダイヤル後、ガイダンスに従って利用できるサービス）や携帯電話・P H S 各社が提供する災害用伝言板（携帯電話・スマートフォンのインターネット接続機能で、伝言を文字によって登録し、携帯電話・P H S 番号をもとにして全国から伝言を確認できる。）の活用を促す。

2. 被災者相談

住民からの問い合わせ、要望、相談等に対応するため必要と認める場合は、専用電話、ファックスを備えた相談窓口を設置し、相談要員を配置する。

3. 安否情報の提供

市及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第14節 文教対策計画

<計画の目的>

風水害時における児童、生徒の安全を確保するとともに、学校施設の応急復旧とあわせて応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努める。

<計画の担当機関>

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
生徒等の安全確保措置	教育班	学校等
学校施設の応急復旧	教育班、建築班	学校等 県
応急教育の実施	教育班	学校等 県

<計画の内容>

1. 生徒等の安全確保措置

(1) 臨時休業等の措置

学校等は、風水害の発生時または発生のおそれがあるときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休業等の措置を行うものとする。

(2) 登下校での措置

学校等は、風水害の発生または発生のおそれがあるときは、危険区域の把握を行つたうえで、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

(3) 応急救助及び手当

学校等は、風水害の発生により学校内の生徒等が負傷したときは、応急救助及び手当の措置を行う。

2. 学校施設の応急復旧

(1) 被害状況の把握、連絡

学校は、風水害発生後、学校施設の被災程度及び被害金額等の状況を調査し、必要に応じて二次災害の防止のため、砂防ボランティア等による点検を実施するものとする。この場合において、市立の小中学校等は、その点検結果を市に連絡するものとし、市はその内容を県教育委員会に報告する。他の県立、私立の学校は、その点検結果を設置者等へ連絡するとともに、市及びその他必要な機関に連絡する。

(2) 応急復旧

市は、市立の小中学校等から受けた被災状況を確認のうえ、学校運営に著しく支障となる場合、又は被害の拡大が予測される場合は、早急に、被災した学校施設の応急復旧を行う。他の県立、私立の学校の設置者も同様に、被災した学校施設の応急復旧に努める。

3. 応急教育の実施

風水害により学校施設が被災した場合又は避難所として被災者が避難してきた場合においても、次により応急教育を実施する。

避難者を収容していても、できるだけ早く授業再開ができるよう努める。

(1) 応急教育の実施場所

応急教育の実施場所は、次の順位によるものとする。

① 市内の学校

② 市内の幼稚園、コミュニティセンター等の公共施設

③ 市外の学校又は公民館等の公共施設

④ 応急仮校舎の建設

(2) 応急教育の方法

① 児童、生徒、保護者、学校施設及び通学路の被害状況を把握する。

② 教職員を動員し、授業再開に努める。

③ 応急教育の開始時期及び方法を児童、生徒及び保護者に周知する。

④ 児童、生徒を一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は他の施設の利用による分散授業の実施に努める。

⑤ 児童、生徒の在校時及び登下校時の安全確保に努める。

(3) 教職員の確保

風水害による教職員の人的被害が大きく教育の実施に支障がある場合は、学校間の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師の任用等により教職員の確保に努める。

(4) 学用品の調達、給与

① 教科書

ア 市は、県が被災のため補給を要する教科書について、災害救助法に基づく給与であると否とを問わず実施する教科書名、被害冊数等の学校ごとの調査に協力するものとし、県は、県全体分をまとめ、補給を要すると認められる教科書の冊数等を教科書特約供給所に指示する。

また、県は、このことを文部科学省に対し、報告する。

イ 災害救助法に基づく教科書の給与は、住家の被害等により教科書をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む）に対して行うものであり、児童生徒の学習に支障を生じないよう迅速に行う。

② 教科書以外の学用品

災害救助法が適用された地域で、住家の被害により学用品を喪失又は棄損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対しては、県により次の学用品が支給される。

ア 教材（当該小・中学校において有効適切なものとして使用されている教科書以外の教材（準教科書、ワークブック等）で教育委員会に届出、又は承認を受けているもの）

イ 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、定規類）

ウ 通学用品（運動靴、体育着、傘、カバン、長靴類）

(5) 給食

学校は、学校給食用物資の補給に支障がある場合、市又は県、国立・私立の学校等の設置者と連絡を取り、必要な措置を講じる。

学校給食施設が避難者炊き出し用に利用される場合は、調整を円滑に行い、児童・生徒の給食の実施に努める。

(6) 保健衛生の確保

学校は、市、県と連携し、必要に応じ、学校施設内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等を講じるとともに、被災児童・生徒に対し、健康診断、心の相談を実施し、保健衛生の確保に努める。

(7) 学校が避難所となる場合の対応

学校は、市から要請があった場合、学校施設の安全を確認したうえで、避難所を開設し、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、市の避難所運営を支援するものとする。なお、収容場所の開設順序は、以下のとおりとする。

- ① 体育館
- ② 特別教室
- ③ 普通教室

第15節 公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画

<計画の目的>

風水害により、公共施設等が被害を受けた場合は、国、県、市及び施設の管理者は、二次災害の防止を図り災害応急対策の円滑な実施に支障がないよう、速やかに応急復旧を実施する。その際は、住民生活に及ぼす影響の大きさや防災上の重要度の高いものを優先して行う。

<計画の担当機関>

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
道路、橋梁	庶務・土木班	各道路管理者
河川、海岸	庶務・土木班 港湾班	河川管理者 海岸管理者及び施行者
砂防施設等	庶務・土木班	県 砂防施設等の管理者
治山施設等	耕地班	治山施設等の管理者
港湾、漁港	耕地班、港湾班	港湾管理者 漁港管理者
農地、農業用施設	耕地班	農業用排水施設管理者

<計画の内容>

1. 道路、橋梁

(1) 被害状況等の把握、連絡

各道路管理者は、風水害により、道路、橋りょうに被害が発生し、又は発生する恐れがあると認める場合、速やかに道路パトロール、点検を実施し、被害状況を把握するとともに、把握した被害状況から交通が危険であると認める場合は、交通規制を実施し、市、県及び警察に対し、その旨を連絡する。

(2) 応急復旧

各道路管理者は、緊急輸送ネットワークに指定されている道路、橋梁を優先して、車両通行機能の確保のための応急復旧作業（障害物の除去、啓開等）を迅速に行う。

2. 河川、海岸

(1) 被害状況等の把握、連絡

河川管理者又は海岸管理者並びに下水道管理者及び施行者は、風水害により、各施設に被害が発生し、又は発生する恐れがあると認める場合、速やかに巡視、点検を行い、被害状況を把握するとともに、市、県に対し、その結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

(2) 応急復旧

河川管理者又は海岸管理者並びに下水道管理者及び施行者は、各施設が被災した場合には、浸水等の二次災害を防止するため、又は被害を軽減するための応急復旧作業を迅速に行う。

3. 砂防施設等

(1) 被害状況等の把握、連絡

砂防施設等の管理者は、風水害により砂防施設等に被害が発生し、又は発生する恐れがあると認める場合、速やかに砂防施設等の点検を行い、被害状況を把握するとと

もに、砂防施設等の損壊及び斜面崩壊等による二次災害の危険性について調査し、市、県に対し、その結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

(2) 応急復旧

市、県は、被害状況を勘案し、必要と認める場合は、迅速に、関係機関や住民に周知を図り、適切な応急措置（砂防施設等の修復、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等）を行う。

4. 治山施設等

(1) 被害状況等の把握、連絡

治山施設等の管理者は、風水害により、治山施設等に被害が発生し、又は発生する恐れがあると認める場合、速やかに治山施設等の点検を行い、被害状況を把握するとともに、治山施設等の損壊及び林地崩壊等による二次災害の危険性について調査し、市、県に対しその結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

(2) 応急復旧

治山施設等の管理者は、被害状況を勘案し、必要と認める場合は、災害復旧に先立ち、迅速に、適切な応急措置（治山施設等の修復、排土、編柵、土のう積み等）を行う。

5. 港湾、漁港

(1) 被害状況等の把握、連絡

港湾管理者又は漁港管理者は、高潮などの風水害により、港湾・漁港施設に被害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、速やかに各施設の点検を行い、被害状況を把握するとともに、市、県に対し、その結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

(2) 応急復旧

港湾管理者又は漁港管理者は、港湾・漁港施設が被災していた場合には、二次災害の防止、公共の安全確保及び災害応急対策の円滑な実施に支障が生じないよう、迅速に応急復旧を実施する。

6. 農地、農業用施設

(1) 被害状況等の把握、連絡

市、農業用排水施設管理者は、風水害により、農地、農業用施設に被害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、各施設の点検を行い、被害状況を把握するとともに、市、県に対し、その結果を連絡する。

(2) 応急復旧

市、農業用排水施設管理者は、被害状況を勘案し、防災上又は生活上大きな影響があり、緊急性を有すると認める場合は、農地、農業用施設の応急復旧を迅速に行う。その場合には、作業が容易で効果的な工法により行うものとする。

第16節 ライフライン応急復旧計画

<計画の目的>

風水害により、住民生活や災害応急対策活動に大きな影響を及ぼすライフライン等公益施設が被害を受けた場合は、それぞれのライフライン事業者等において迅速な応急復旧を図るとともに、必要に応じ、他地域の同業事業者等に対し、応援を要請する。

また、市は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する行政機関、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

<計画の担当機関>

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
水道施設	水道班	
下水道施設	水道班	
工業用水道施設	水道班	
その他のライフライン等	経済班	九州電力送配電株式会社佐賀支社 西日本電信電話株式会社 佐賀支店 都市ガス事業者 液化石油ガス事業者 鉄道事業者 放送事業者

<計画の内容>

1. 水道施設

水道事業者は、伊万里市管工事協同組合と締結している「災害時等における応急対策に関する協定書」に基づき、管工事協同組合員と協力し、被害状況を迅速に把握し、連携を取りながら応急復旧に努めるとともに、被害が極めて甚大な場合は、県、近隣水道事業者、日本水道協会佐賀県支部へ応援を要請する。

2. 下水道施設

下水道管理者は、風水害発生後、下水道施設に被害が生じた恐れがある場合は、速やかに施設の巡視、点検を行い、被害状況を迅速に把握するとともに、市下水道排水設備指定工事店と連携を取りながら応急復旧に努めるものとする。

3. 工業用水道施設

水道事業者は、風水害発生後、工業用水道施設に被害が生じた恐れがある場合は、速やかに施設の巡視、点検を行い、被害状況を迅速に把握するとともに、状況に応じ、給水停止等必要な措置を講じながら、応急復旧に努めるとともに、被害が甚大な場合は復旧までの間、利用者の代替水源の確保（地下水、河川水、農業用水からの取水）について水利権者等関係機関に対し協力を要請する。

4. その他のライフライン等

次のライフライン関連施設については、それぞれ次に掲げる事業者においてあらかじめ作成している防災業務計画に基づき、応急対策を実施するものとする。

(1) 電力施設 九州電力送配電株式会社佐賀支社

- (2) 電話施設 西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社N T T ドコモ、K D D I 株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社
- (3) ガス施設 伊万里ガス株式会社その他L P ガス供給事業者
- (4) 鉄道施設 九州旅客鉄道株式会社及び松浦鉄道株式会社
- (5) 放送施設 伊万里ケーブルテレビ等

第17節 災害対策用機材、復旧資材等の調達

<計画の目的>

施設の応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るなどのため、災害対策用機材、復旧資材等が必要となった場合は、各防災関係機関は、自ら備蓄しているもの、又はあらかじめ把握していた供給可能業者等からの調達により確保する。

<計画の担当機関>

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
災害対策用機材・ 復旧資材	衛生班 庶務・土木班 建築班 上下水道班 耕地班	県、防災関係機関
木材の調達	耕地班	国、県

<計画の内容>

1. 災害対策用機材・復旧資材

市は、災害対策用機材等が必要となった場合は、あらかじめ把握していた供給可能業者等から調達する。

市は、これにより調達できない場合や不足する場合には、県に対しあっせんを要請する。

2. 木材の調達

(1) 需給状況の把握

市は、木材、薪炭燃料を確保するため、森林組合等の関係団体等と協力し、木材等の需給状況を把握する。

県は、市、県森林組合連合会、県木材協会その他の関係団体等と協力し、木材等の需給状況を把握する。

(2) 安定供給の確保

市は、需給状況から必要と認める場合には、森林組合等の関係団体等に対し、木材の供給の要請を行う。

市は、この措置を講じても不足するおそれがある場合には、県に対し調達又は援助を要請する。

第18節 福祉サービス提供計画

<計画の目的>

風水害時において、高齢者、障がい者、児童等への福祉サービスの提供が滞ることのないよう県、社会福祉施設、介護保険サービス事業者等と連携し、継続的な実施に努める。

<計画の担当機関>

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
高齢者、障がい者対策	援護班	県
要配慮者対策	援護班	
児童対策	援護班	県

<計画の内容>

1. 高齢者、障がい者対策

(1) 状況の把握

市は、風水害が発生した場合は直ちに、援護班を中心とした調査チームを編成し、避難行動要支援者名簿及び個別計画等に基づき高齢者、障がい者の安否及び状況、ニーズの把握等の実態調査を行う。

(2) 緊急保護

被災した高齢者、障がい者のうち、緊急に施設で保護する必要のある者について、施設への一時入所等の取扱いが円滑に行われるよう、手続きの弾力的運用による緊急保護体制の整備を図る。

(3) 在宅サービス体制の確保

実態調査の結果をもとに、関係団体等の協力を得ながら居宅、避難所、仮設住宅等で生活している介護、支援等の必要な高齢者、障がい者等への介護保険サービス、その他福祉サービスの供給体制を緊急に整備する。

2. 要配慮者対策

風水害の発生に際しては、この風水害を契機に新たに要配慮者、要保護者となる者が発生することから、これら要配慮者、要保護者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要であることから、市は、以下の点に留意しながら、要配慮者、要保護者対策を行う。

(1) 要配慮者、要保護者を発見した場合には、当該要配慮者、要保護者の同意を得て、必要に応じ、次の措置を講じる。

- ① 避難所へ移動すること。
- ② 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
- ③ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。

(2) 要配慮者に対する介護職員、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

3. 児童対策

(1) 状況の把握

市は、風水害が発生した場合は直ちに、次により、孤児、遺児等の要保護児童の発

見、把握を行う。

① 児童福祉施設から避難してきた児童の保護者等が、傷病したことにより発生する要保護児童の避難所における実態を把握する。

② 住民基本台帳による犠牲者の確認、風水害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見し、その実態把握を行う。

(2) 保護等

孤児、遺児等、保護を要する児童を把握した場合には、その情報を親族に提供し、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童相談所へ送致し、養護施設等への受入れ、里親への委託等の保護を実施するものとする。

(3) 児童の保護等のための情報伝達

市は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等への通報についての協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について、的確な情報提供を行う。

第19節 ボランティア活動対策計画

<計画の目的>

風水害発生時に、多くのボランティアの申し出がある場合は、県及び関係機関と連携し、ボランティア活動の独自の領域と役割に留意しながら、その活動が円滑かつ効果的に行われるよう環境を整備する。

<計画の担当機関>

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
受入体制の整備	厚生対策部庶務班 援護班	県 日本赤十字社 社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市災害ボランティアセンター）
ニーズの把握	厚生対策部庶務班 援護班	県 日本赤十字社 社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市災害ボランティアセンター）
ボランティア活動の拠点	厚生対策部庶務班 援護班	

<計画の内容>

1. 受入体制の整備

市は、ボランティア活動に関する情報提供の窓口を開設するとともに、日本赤十字社佐賀県支部、社会福祉協議会、県・市災害ボランティアセンターが行うボランティアの受入れ、活動調整等について協力する。

市・県災害ボランティアセンターは、速やかに被災地の市センターに災害ボランティア現地救援本部（以下「現地本部」という。）、県センターに佐賀県民災害救援本部（以下「県本部」という。）を設置し、ボランティアの受入等のための体制を整備する。なお、災害の規模が甚大で本部の運営者等に不足が生じるような場合、県本部は全国社会福祉協議会や各都道府県の社会福祉協議会等に対し応援を要請する。

なお、県から事務の委任を受けた市又は県は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができます。

2. ニーズの把握

市は、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等、被災地におけるニーズを把握し、日本赤十字社佐賀県支部、社会福祉協議会、県・市災害ボランティアセンターのボランティア活動支援機関及び県に対し、情報を提供する。

3. 支援

ボランティア活動の拠点施設として、市民センターを提供するものとする。市民センターが被災等により使用が困難な場合は、他の場所を確保し提供する。

市、県、日本赤十字社佐賀県支部及び伊万里市社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関は、地元や外部から被災地入りしているN P O・N G O等のボランティア団体等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（N P O・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。

また、災害の状況及びボランティアの活用予定を踏まえ、片づけごみなどの収集運搬を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

第20節 外国人対策計画

<計画の目的>

風水害時に、外国語が話せるボランティア等の協力を得るなどして、外国人に対する適切な災害対策活動ができるよう、体制の整備に努める。

<計画の担当機関>

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
市における措置	動員班　援護班	県

<計画の内容>

1. 市における措置

市は、風水害時に、多言語ボランティア等の協力を得ながら、災害情報や支援情報等の情報提供を行うとともに、相談体制を整備する。

また、避難所等において、災害時外国人支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集（外国人被災者の状況、ニーズ把握）、情報提供（災害情報、外国人被災者のニーズとのマッチング）を行うよう努める。

また、県は、風水害時に、佐賀県災害多言語支援センターを設置し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集、多言語による情報提供・相談対応、災害時外国人支援情報コーディネーター及び多言語ボランティアの派遣等必要な支援を行う。

第21節 帰宅困難者対策計画

<計画の目的>

災害の発生により、速やかに帰宅することができない帰宅困難者に必要な情報提供等を行い帰宅の支援を行う。

<計画の担当機関>

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
帰宅困難者支援	情報班 援護班	県 輸送事業者 不特定多数が利用する施設の管理者

<計画の内容>

1. 帰宅困難者支援

市は、災害の発生により交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者が発生したときは、関係機関と連携して、災害の状況、道路交通及び交通機関の運行状況等に関する情報を速やかに提供することにより帰宅を支援するとともに、必要に応じて、一時的滞在施設、食料、飲料水、トイレ等の提供に努める。

また、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設運営に努めるものとする。

輸送事業者や不特定多数の者が利用する施設の管理者は、自らの施設機能を十分活用するとともに必要な情報の提供及び支援に努める。

第22節 義援物資・義援金対策計画

<計画の目的>

風水害時に、県内及び全国から義援物資、義援金が寄託される場合は、県、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会と連携を図り、義援物資・義援金を受け付け、迅速、確実かつ公平に被災者に配分する。

<計画の担当機関>

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
義援物資	厚生対策部庶務班　援護班 財政班	県　日本赤十字社
義援金	厚生対策部庶務班　援護班	県　日本赤十字社 佐賀県共同募金会

<計画の内容>

1. 義援物資

(1) 受入れ

義援物資の受付に関する事務が必要な場合は、市民センター内に受付窓口を設置する。

ただし、全国から一度に大量の義援物資が寄せられた場合、保管、仕分け、配送等に大きな労力を要し、被災者の置かれた環境やニーズに合わせて適時適切に供給することは困難と考えられるため、まずは応援協定等に基づき民間企業や他自治体等から必要量を調達することを基本とする。

① 受付けの基本方針

ア　企業・団体等からの大口受入れを基本とし、それ以外は義援金としての支援に理解を求める。

イ　腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けない。

ウ　物資の梱包は、単一物資梱包とし、外側に品目を明示する。

エ　可能な限り、物資の輸送車両や配送・仕分け人員も同乗させ、避難場所に直接配送してもらうよう依頼する。

(2) 受入れの広報

市は、円滑な物資の受入れのため、次の事項についてホームページや報道機関等を通じて適切な広報に努める。

特に、テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対してはその旨に配慮した情報提供について配慮を要請する。

① 受付窓口の所在

② 受入れを希望する義援物資、受入れを希望しない義援物資のリスト
(時間の経過によって変化する被災者のニーズを踏まえ、逐次改める)

③ 送付先(集積場所)の所在及び送付方法(梱包方法を含む)

④ 個人からは、原則義援金として受け付け

⑤ 一方的な義援物資の送り出しは、受け入れ側の支障となるため行わないこと

(3) 集積場所

義援物資の集積場所として、市民センター内に必要な場所を確保する。

(4) 受入れ、仕分け

市は、集積場所において、必要に応じ受入台帳等の書類を整備するなど、義援物資を円滑に受入れ、効果的に仕分けし、適切に保管する。

(5) 分配

市は、直接受け入れた物資及び県、日本赤十字社佐賀県支部から分配された物資を被災者の実態を把握し、公平に行きわたるよう配慮して被災者に分配する。

2. 義援金

(1) 受付け

義援金の受付けに関する事務が必要な場合は、市民センター内に受付窓口を設置する。

(2) 保管、支給

市は、直接受け入れた義援金及び県、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県共同募金会から送金された義援金を迅速に配分できるよう体制を構築し、公平に被災者に支給する。

第23節 災害救助法の適用

<計画の目的>

災害救助法による救助は、風水害の発生に際して、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する応急的、一時的な処置であり災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図る。

なお、多数の市民が家屋等の被害を受けるような大規模災害時においては、災害救助法が適用されることが見込まれ、災害救助法が適用された場合、次に掲げる救助については、国の責任において県が実施することとされているが、市においても、知事の権限を委任され、又は補助して行うほか、災害救助法に定める範囲外のもの及び事態が急迫して県の救助の実施が待てないときの救助などについて積極的に着手する。

<計画の担当機関>

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
適用基準	調査班 援護班	県 日本赤十字社
被災世帯の算定基準	調査班 援護班	県 日本赤十字社

災害救助法の規定による救助の種類

	救 助 の 種 類	実施主体
①	避難所及び応急仮設住宅の供与	県、市（補助等）
②	炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	
③	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	
④	医療及び助産	
⑤	被災者の救出	
⑥	被災した住宅の応急修理	
⑦	学用品の給与	
⑧	埋葬	
⑨	死体の搜索及び処理	
⑩	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	

<計画の内容>

1. 適用基準

災害救助法による救助は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、現に応急的な救助を必要とするときに、市町ごとに行う。

- (1) 市町における住家の被害が、次表の左欄に掲げる人口に対し当該右欄の被害世帯数Aに達したとき。

市 町 の 人 口	被害世帯数 A	被害世帯数 B
5, 000人未満	30世帯	15世帯
5, 000人以上 15, 000人未満	40世帯	20世帯
15, 000人以上	50世帯	25世帯

30,000人以上	50,000人未満	60世帯	30世帯
50,000人以上	100,000人未満	80世帯	40世帯
100,000人以上	300,000人未満	100世帯	50世帯
300,000人以上		150世帯	75世帯

注) 被害世帯とは、全焼、全壊、流出等により住家を滅失した世帯の数をいい、住家が半焼、半壊した場合は全焼（壊）流出等の1／2世帯、床上浸水の場合は1／3世帯として換算する。

- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が1,000世帯以上であって、市町の被害世帯数が当該市町の人口に応じ、前表、右欄の被害世帯数Bに達したとき。
- (3) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が5,000世帯以上であって、市町の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。
- (4) 市町の被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。
 - ① 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
 - ② 多数の者が生命又は身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき。

2. 被災世帯の算定基準

被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎資料となるだけでなく、救助の実施に当たり、その種類・程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼす。このため、市においては、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておく。

認定基準は次のとおりである。

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの。うち、重傷は1か月以上の治療を要する見込みのものをいい、軽傷は1か月未満で治ゆできる見込みのものをいう。
住家	現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物に限らない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
世帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯となる。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

住家半壊 (半焼)	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。</p> <p>このうち、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損壊割合が40パーセント以上50%未満のものを大規模半壊とすることとし、大規模半壊に至らないまでも住宅に居住するために最低限必要な「居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分」の過半の補修を含む「相当規模の補修」が必要なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満、またはその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。</p>
一部破損	住家の損壊程度が、半壊に達しない程度のものをいう。
床上浸水	住家全壊又住家半壊に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、または土砂、材木等のたい積等により一時的に居住することができない状態になったものをいう。
床下浸水	浸水が、その住家の床上以上に達しない程度のものをいう。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるよう建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

第24節 遺体の取扱計画

<計画の目的>

風水害により多数の行方不明者、死亡者が発生した場合には、警察及び海上保安部による検視のほか、これらの機関の協力を得て、的確に捜索、処理収容、火葬を実施する。

<計画の担当機関>

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
捜索	警防班	県 県警察 海上保安部 消防本部
処理内容	衛生班 警防班	県警察 海上保安部 消防本部
火葬	衛生班	県

<計画の内容>

1. 捜索

市及び消防本部は、県、県警察、海上保安部の協力を得て、行方不明者、死亡者の捜索を行う。

2. 処理収容

(1) 検視、身元確認

- ① 被災現場又は海上において遺体を発見したときは、警察又は海上保安部に連絡する。
- ② 警察は、市から連絡を受け、又は自ら被災現場において遺体を発見したときは、速やかに検視を行い、遺族又は市に遺体の引渡しを行う。
- ③ 海上保安部は、市から連絡を受け、又は自ら被災現場において遺体を発見したときは、必要に応じ警察と連携し、速やかに検視を行い、遺族又は市に遺体の引渡しを行う。
- ④ 発見現場での検視が困難な場合は、遺体が一時収容される安置所において行う。

(2) 遺体の収容

必要に応じ、遺体を一時安置、収容するため、適当な場所（寺院、神社、公共施設等）に安置所を設け、把握している供給可能な関係業者から棺など安置、収容に必要な物品を調達する。

(3) 遺体の処理

遺体の識別等のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行うとともに、医師又は保健医療対策チームによる遺体の検案を実施する。

(4) 遺体の引渡し

遺体の身元が判明している場合は、遺族に当該遺体を引き渡す。

3. 火葬

(1) 火葬の実施

遺体の身元が判明しない場合又は遺族への遺体の引渡しが困難な場合など必要と認めるときは、遺体の火葬を行う。

(2) 応援の要請

火葬場が被災した場合又は遺体数が多く、自らの火葬場では処理できない場合などにおいては、他の市町または県に対し、他の市町での火葬の実施について要請する。

(3) 広域的な火葬に関する計画策定

市は、広域的な火葬に関する計画を策定するとともに、災害の規模が甚大な場合は、必要に応じて当該計画に基づき広域的な火葬を実施するものとする。

第25節 環境・衛生対策計画

<計画の目的>

風水害時に、大量のし尿、ごみ等の廃棄物により公衆衛生や生活環境が悪化する場合には、市は、広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。

<計画の担当機関>

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
市の役割	衛生班	県 伊万里・有田地区衛生センター さが西部クリーンセンター
県の役割	衛生班	県 伊万里・有田地区衛生センター さが西部クリーンセンター
住民、事業者	衛生班	県 保健福祉事務所
し尿の処理	衛生班	県 伊万里・有田地区衛生センター
ごみの処理	衛生班	県 さが西部クリーンセンター
防疫計画	衛生班	県 保健福祉事務所 医師会

<計画の内容>

1. 市の役割

(1) 市は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿など）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町や民間事業者等との連携・協力の在り方について、事前に検討するとともに、それらを踏まえた災害廃棄物処理計画の策定に努めるものとする。

【風水害時の災害廃棄物処理計画に盛り込む内容】

- ① 被災地域の予測
 - ② 風水害廃棄物発生予測量
 - ③ 仮置場の確保と配置計画・運営計画
 - ④ 仮設トイレ調達、設置、運営計画
 - ⑤ 排出ルール（分別）、収集運搬、仮置場、中間処理及び最終処分場等の処理手順
 - ⑥ 市で処理が困難な場合を想定した周辺市町との協力体制
 - ⑦ 仮置場での破碎・分別体制
 - ⑧ 収集処理過程における粉じん・消臭等の環境対策
 - ⑨ 収集運搬車輌とルート計画
 - ⑩ 災害に備えた資機材の備蓄計画（停電に備え、発電機等を整備したほうが望ましい）
 - ⑪ 住民への広報（分別排出、仮置場などについて）
- (2) 収集運搬機材、廃棄物処理施設の被災状況を把握し、破損個所等の措置を行う。
 - (3) 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を県に報告する。
 - (4) 災害廃棄物処理実行計画を立て、収集運搬及び処分する。
 - (5) 災害廃棄物の処理の進捗に応じて、災害廃棄物処理実行計画に必要な見直しを行う。
 - (6) 必要に応じ、近隣市町、関係者、県への支援を要請する。

(7) 必要に応じ、仮設トイレを設置する。

2. 県の役割

県は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物処理体制、民間事業者等との連携・協力の在り方について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

(1) 市の処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等について、情報収集を行い、国に報告する。

(2) 市から要請があった場合、又は市の状況から判断して必要と認める場合には、速やかに職員を市の災害対策本部等現地に派遣し、廃棄物の情報収集等を実施するとともに、一般廃棄物の収集運搬、処分について、県内の市町、関係業界団体への応援要請及び災害廃棄物の収集運搬業者、処分先等のあっせん又は紹介をする。

(3) 県内の廃棄物処理施設での処分が困難な場合、国又は近隣の県へ応援を要請する。

3. 住民、事業者

(1) 災害廃棄物を適正に分別し、排出する。

(2) 不必要に廃棄物を排出しない。

4. し尿の処理

(1) 仮設トイレの調達、設置、撤去

市は、被災地の衛生環境を確保するため必要と認める場合は、次により、仮設トイレやマンホールトイレを調達し、避難所、避難場所や被災地域内に設置する。この際、洋式トイレを設置するなど、高齢者や障がい者に配慮するものとする。

また、水道や下水道等の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合、速やかに仮設トイレやマンホールトイレの撤去を行い、避難所等の衛生向上を図る。

『仮設トイレの調達』

① 市

市は、あらかじめ、避難所等への配布個数、備蓄している数、供給可能な業者及び個数を考慮して調達計画を策定するとともに、その管理に必要な消毒剤、脱臭剤の備蓄に努める。

この調達計画に基づき、仮設トイレやマンホールトイレを調達するものとするが、必要量が確保できない場合、県に対し、支援を要請する。

② 県

県は、あらかじめ、供給可能な業者及び個数を広域的に把握する。

市から要請があった場合、「災害時における応急対策用資機材の調達・設置に関する協定」に基づく要請を行うなど、調達及びあっせんに努める。

それでもなお対応が困難な場合は、国及び他都道府県に支援を要請する。

(2) 処理の方法

① 市

ア 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。

イ 災害廃棄物の発生見込み量、避難所、仮設トイレやマンホールトイレの状況により災害廃棄物処理実行計画を立て、収集運搬及び処分する。

ウ 水害等により冠水した地区については、便槽が満水している恐れがあるので、

優先的に汲み取りを行う。

- エ 収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。
 - オ 必要な場合、近隣市町、関係業者に応援を要請し、対応できない場合には県へ支援要請する。
 - カ 必要に応じ、地域内に臨時貯留槽を設置する。
- ② 県
- ア 市の要請や必要に応じ、県内市町や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行う。
 - イ 市から災害廃棄物等の収集運搬について協力要請があったとき、または必要に応じ、「災害時における一般廃棄物の収集運搬の支援協力に関する協定」に基づき、佐賀県環境整備事業協同組合及び佐賀県環境システム事業協同組合に支援協力を要請する。
 - ウ 市や県内市町で災害廃棄物の処理を行うことが困難であると認められる場合には、県は広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ近隣他県や国へ支援要請を行う。

5. ごみの処理

(1) 市

市は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）を勘案し、その発生量を推計した上で、必要に応じて、災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場や処理施設を確保する。

ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

- ① 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。
- ② 市は、事前に策定した風水害時の災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量、避難所からの廃棄物等を勘案し、災害廃棄物処理実施方針を立てる。
- ③ 道路交通状況に応じ、収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。
- ④ 廃棄物の処理には、各種リサイクル法（家電リサイクル法、パソコンリサイクル法、自動車リサイクル法、容器包装リサイクル法、建設リサイクル法）に配慮し方針を立てる。
- ⑤ 仮置場を確保し、ごみの分別方法、排出方法などを住民及び関係機関に周知する。
- ⑥ 建築物の倒壊、解体（被害を受け、建替えが必要な建築物の取壊しのことをいう。）等により生じた災害廃棄物については、解体現場で分別し、計画的に収集運搬及び処分する。
- ⑦ 災害廃棄物については、木材やコンクリート等のリサイクルを進めるとともに、アスベスト等の有害廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を図る。
- ⑧ アスベスト等の有害廃棄物による環境汚染、健康被害を防止するため建築物の解

体、運搬作業者や住民へ適切に指導をする。また、仮置場での環境汚染を防止する。

⑨ 必要に応じ、近隣市町、関係業者に対し、応援を要請し、収集運搬、処分を委託する。

⑩ 必要に応じ、仮設処理施設の設置の検討をする。

⑪ 最終処分までの処理行程が確保できない場合には、速やかに県へ支援要請を行う。

(2) 県

① 県は、必要に応じ、災害廃棄物に関する各協定に基づき関係機関に要請を行うなど、県内市町や関係団体に対して広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行う。

② 県は、被災市町や県内市町で災害廃棄物の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ近隣他県や国へ支援要請を行う。

③ 県は、建築物等の解体等工事にあたってアスベストが飛散するおそれがある場合は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の規定に基づき、建築物等の所有者や建築物等の解体等工事の受注業者等に対して指導等を行う。

(3) 国

国は、大規模な災害が発生したときは、その災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内の市町長から要請があり、かつ、市における災害廃棄物処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性などを勘案し、必要があると認められる場合には、災害廃棄物の処理を市に代わって実施する。

6. 防疫計画

風水害時に、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などにより感染症の発生が予想される場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号、以下「感染症法」という。）に基づき、市及び県は、相互に連携し、迅速に防疫活動を行う。

また、必要に応じ、他機関へ支援を要請する。

(1) 防疫活動

市、県は、次の防疫活動を行う。

① 防疫組織の設置

市は、防疫対策の推進を図るため、風水害の規模に応じ、防疫班など防疫組織を設ける。

② 疫学調査及び健康診断等の実施

ア 疫学調査

県は、風水害の規模に応じ、市、伊万里・有田地区衛生センター、伊万里・有田地区医師会等関係機関の協力を得て、情報の的確な把握に努め、下痢患者、有熱患者が現に発生している地域、避難所等その他衛生条件の悪い地域を優先し、緊急性に応じて段階的に、順次疫学調査を実施する。

イ 健康診断

県は、疫学調査の結果必要があると認めるときは、感染症法第17条第1項及び第2項の規定により健康診断の勧告又は措置を行う。

ウ 感染症患者に対する入院勧告等

県は、感染症患者で入院の必要な者に対し、感染症法第19条及び20条の規

定により入院の勧告又は措置を行う。

この場合、この場合、県は入院する患者を、当該入院に係る病院又は診療所に移送する。

③ 清潔の保持

市は、感染症の発生予防のため必要があると認めるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がいる場合は管理者）に対し、清潔を保つよう指導する。

また、市は自ら管理する道路・溝渠・公園等の場所の清潔を保つものとする。

④ 消毒

県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法第27条の規定により、感染症の病原体に汚染された場所の管理をする者等に対し、消毒することを命じる。

ただし、命令による消毒が困難な場合は、県は市に対し消毒の指示を行う。

なお、消毒の実施に当たっては、同法施行規則第14条の規定により行う。

⑤ ねずみ族、昆虫等の駆除

県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法第28条の規定により、ねずみ族、昆虫等を駆除すべき地域を指定して、当該区域の管理をする者等に対し、駆除することを命じる。

ただし、命令による駆除が困難な場合は、県は市に対し駆除の指示を行う。

なお、駆除の実施に当たっては、同法施行規則第15条の規定により行う。

⑥ 避難所における防疫指導

市は、県の指導のもとに、登録水質検査機関、衛生薬業センター又は水道事業者（企業団等）等において飲料水等の水質検査を実施するとともに、消毒した水を使用するよう指導する。

⑦ 臨時予防接種

県は、感染症のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、対象者の範囲及び期日又は期間を指定し、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施し、又は市に実施させる。

⑧ 生活用水の供給等

県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法第31条第1項の規定により、汚染された（又は汚染された疑いのある）生活の用に供される水について、その期間を定めてその使用又は給水を制限、又は禁止する。

その場合、市は、感染症法第31条第2項の規定により、県の指示に基づいて生活用水を供給する。

供給量は1人1日当り約20リットルを標準とする。ただし、大規模な風水害等のため、標準量の供給が困難な場合は、3～5リットル程度とする。

(2) 情報の収集、報告及び広報

市は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等に関する情報を収集し、県に対し、報告する。

また、県は、市から報告のあった情報を、国に対し、報告する。

さらに、県は、各種感染症に関する情報を収集し、住民に対し、広報する。

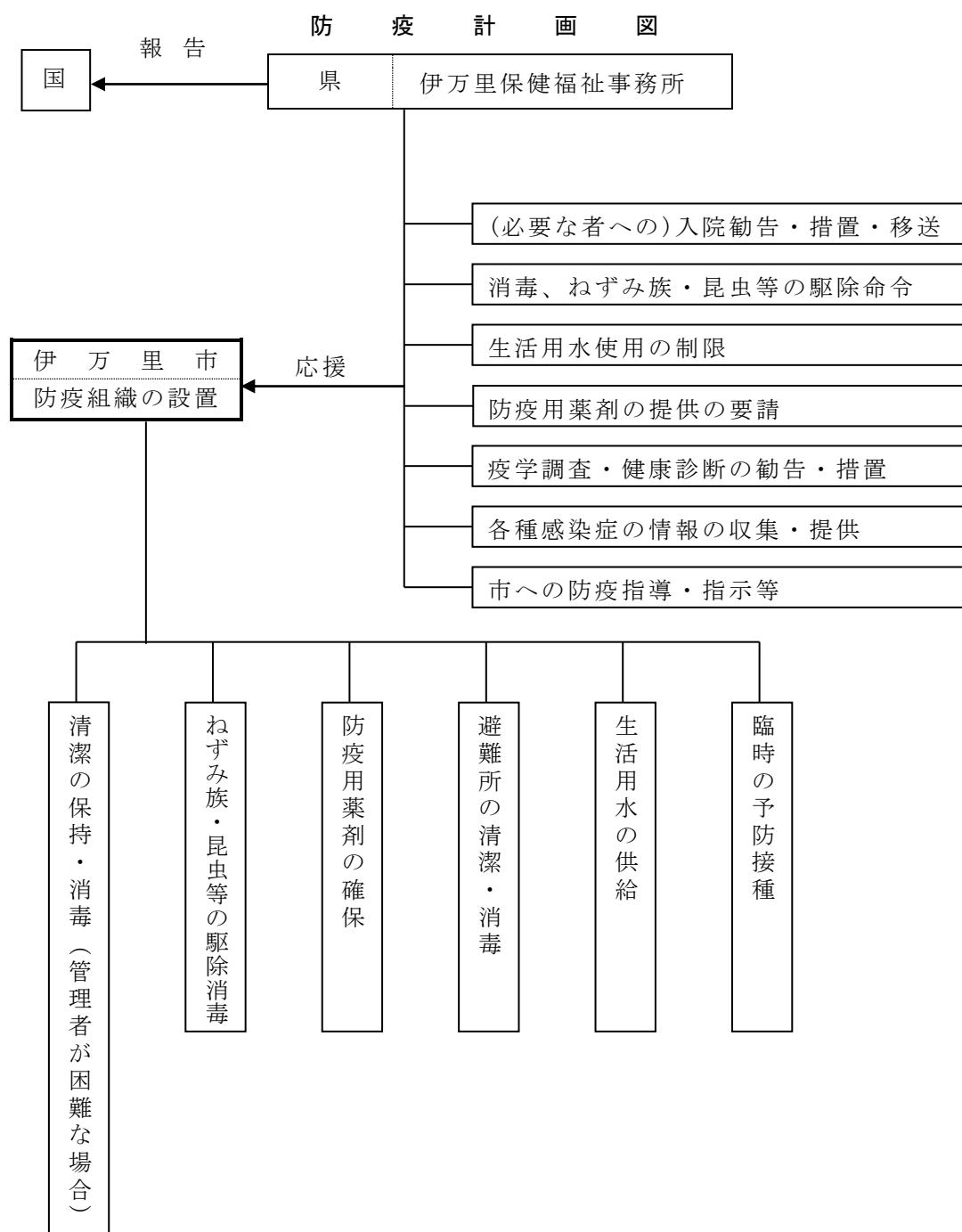
(3) 支援措置、応援

県は、必要に応じ、次の支援措置、応援要請を行う。

- ① 市に対し、応援のための職員を派遣する。また、職員の派遣が困難な場合は、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）や他都道府県からの保健師チーム、国立感染症研究所の他関連学会等の専門家の応援を要請する。
 - ② 市に対し、防疫用資材等のあっせんを行う。
 - ③ 上記の措置を講じてもまだ不足する場合又は不足する恐れのある場合、県は国又は自衛隊に対し、応援を要請する。
- (4) 防疫用薬剤の確保

市は、医薬品等卸売業者に対し、防疫用薬剤の供給の要請を行う。

県は、市から要請があった場合又は需給の状況から必要と認める場合は、県医薬品卸業協会に対し、防疫用薬剤の提供の要請を行う。



第26節 家畜等の管理対策計画

<計画の目的>

風水害による家畜等の被害を最小限にとどめるため、家畜等に係る避難、防疫、飼料の確保等、適切な管理対策を講じる。

<計画の担当機関>

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
避難対策	農政班	
防疫	農政班	県
飼料の確保	農政班	県
家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等	衛生班	県

<計画の内容>

1. 避難対策

風水害が発生し、畜舎の倒壊や水害などの恐れがあるときは、家畜の管理者に対し、安全な場所に家畜を避難させるよう指導する。

2. 防疫

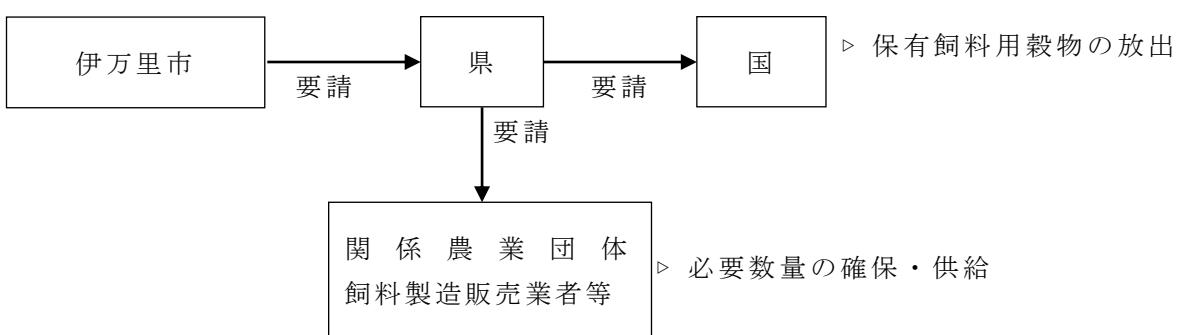
家畜伝染病等を予防するため、家畜防疫員、家畜診断獣医師等で編成する県の救護班により、次の防疫活動が実施される。

- (1) 健康検査及び傷病家畜の応急救護
- (2) 畜舎等の消毒
- (3) 家畜伝染病の予防注射

3. 飼料の確保

家畜の飼料が不足し、その確保が困難である場合は、県に要請し、必要数量の確保及び供給の要請を行う。

飼料の確保計画図



4. 家庭動物等の保護・特定動物の逸走対策等

風水害による被災のため、やむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀県獣医師会の協力を受けて、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。

また、特定動物（動物の愛護及び管理に関する法律第25条の2に定める「特定動物」）の逸走対策について、必要な措置を講じる。

第27節 石油等の大量流出の防除対策計画

<計画の目的>

風水害により石油等の取扱事業所に被害が発生し、河川、海域等に大量の石油等が流出した場合は、石油等の取扱事業所及び関係する防災関係機関は、被害の拡大を防止するため、相互に連携し、迅速な応急対策を講じる。

<計画の担当機関>

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
通報連絡	衛生班 統括班	県 県警察
応急対策	衛生班 統括班	県 海上保安部

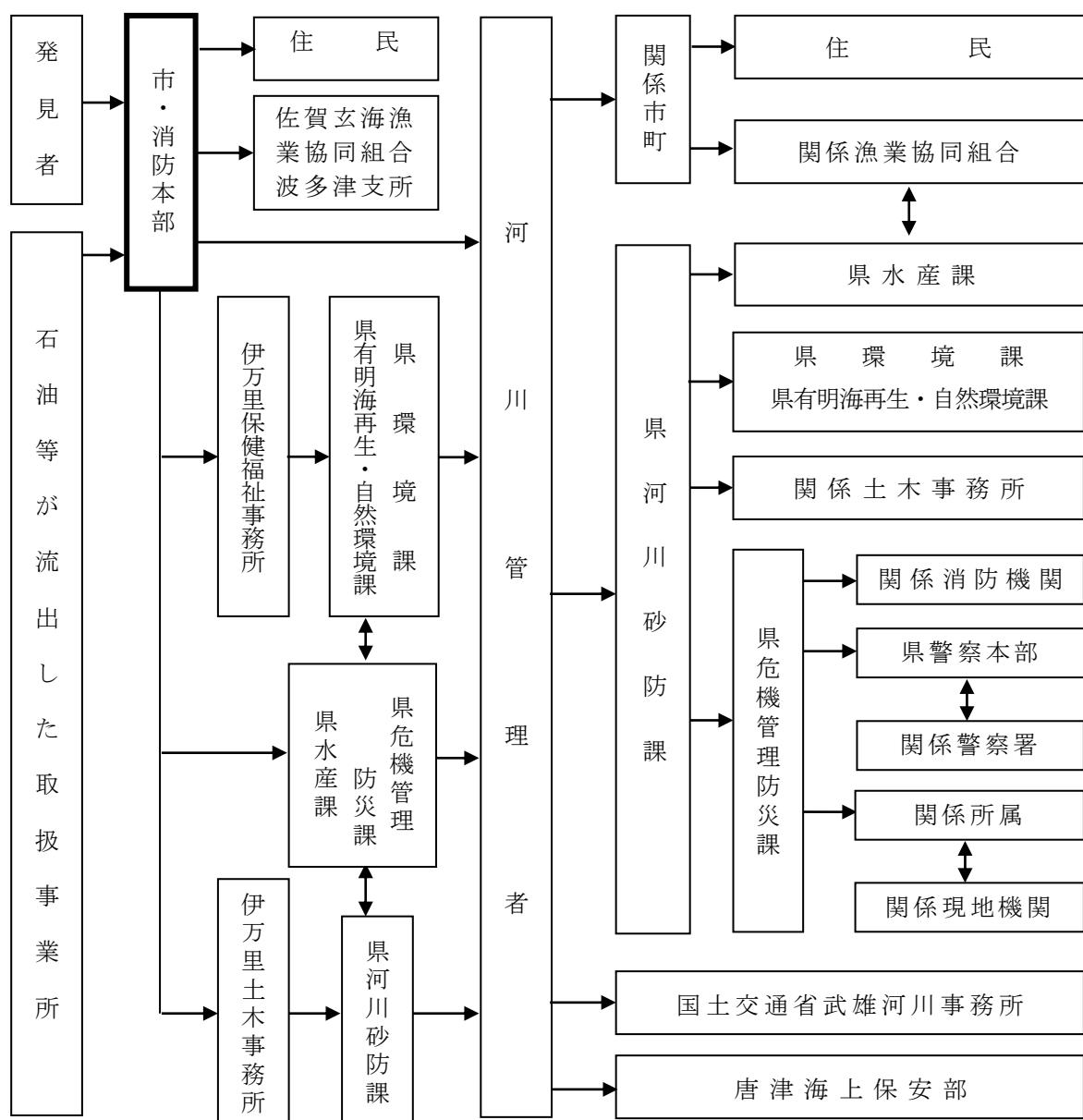
<計画の内容>

1. 通報連絡

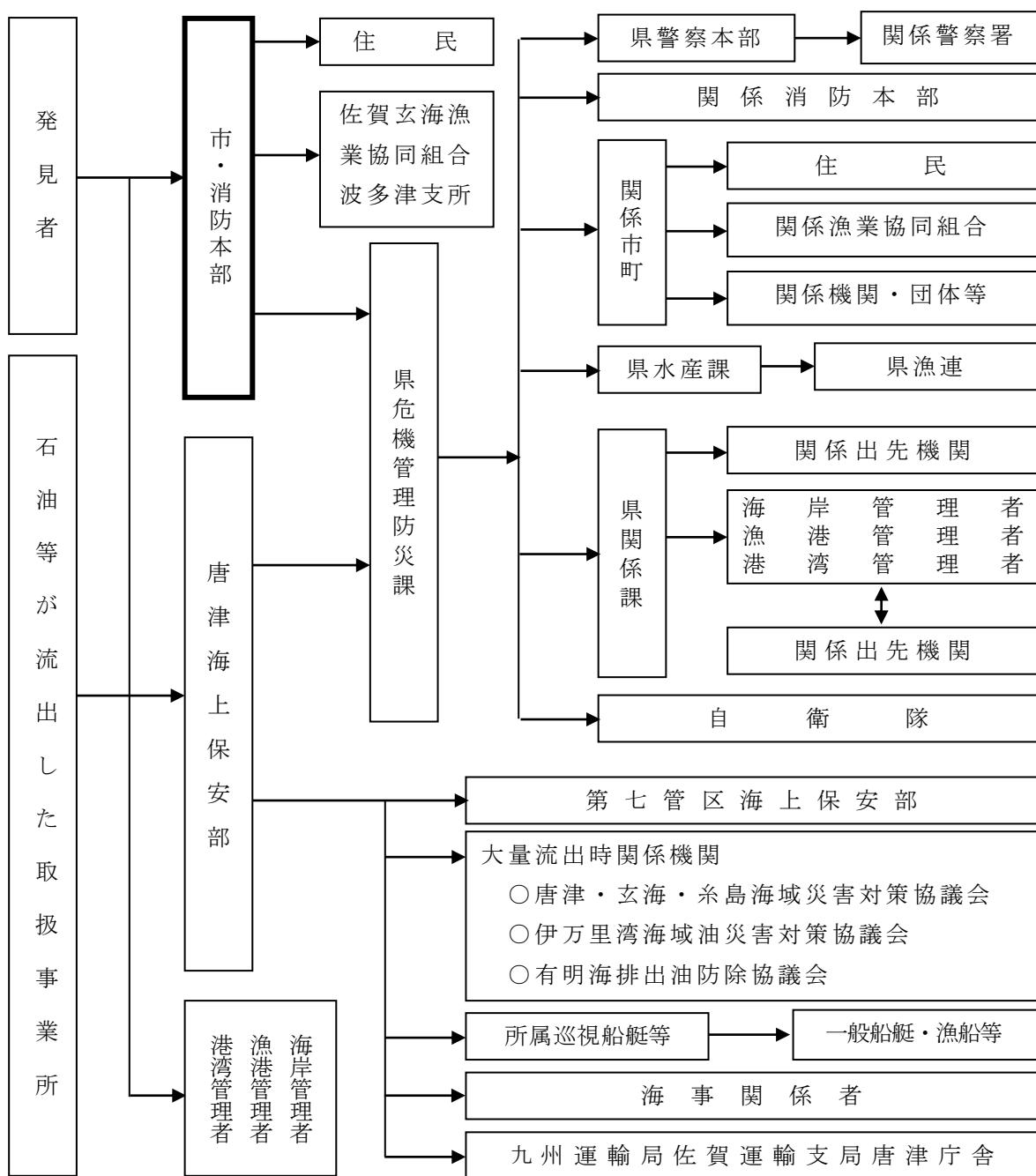
(1) 通報連絡系統

石油等の大量流出が発生した場合は、次の系統により連絡通報を行うこととする。

① 内水面への流出の場合



② 海域への流出の場合



(2) 通報連絡の内容

- ① 流出した石油等の取扱事業所名、流出した石油等の種類及び量
- ② 発生日時及び場所
- ③ 石油等の流出の概要
- ④ 気象、海象の状況
- ⑤ 流出した石油等の状況
- ⑥ 今後予想される災害
- ⑦ その他必要な事項

2. 応急対策

(1) 石油等の取扱事業所の応急対策

石油等が大量に流出した場合、その取扱事業所は、拡散防止、被害の軽減を図るため、直ちに次の応急対策措置を講じるものとし、自ら行う対策のみでは不十分と認めるときは、河川管理者、唐津海上保安部その他関係する防災機関に協力を要請する。

- ① 河川管理者又は海上保管部に対し、石油等の流出発生を通報連絡
- ② オイルフェンスの展張、油吸着剤等による流出石油等の拡散防止
- ③ 事業所の施設の損傷箇所の応急処理及び石油等の移替え
- ④ 事業所の従業員の救助
- ⑤ 火災等の二次災害の発生の防止

(2) 防災関係機関の応急対策

石油等が大量に流出した場合、関係する防災関係機関相互の連絡を緊密にし、各機関が行う応急対策活動を迅速かつ円滑に推進するため、唐津海上保安部が必要と認めるときは「災害対策連絡調整本部」が設置される。

① 構成

唐津海上保安部、県、県警察、本市その他沿岸市町、消防本部その他沿岸消防機関、自衛隊、港湾・漁港管理者、石油等が大量に流出した取扱事業所、その他関係する団体

② 設置

唐津海上保安部伊万里海上保安署又は海上災害現場に近い適当な場所に設置し、設置期間中、常駐する。

③ 役割

- ア 災害情報の交換、収集及び解析
- イ 総合的な応急対策の策定及び調整
- ウ 関係機関等に対する協力要請

第28節 孤立地域対策活動

<計画の目的>

風水害時において孤立地域が発生した場合、人命救助活動、救援活動及び孤立地域住民の生活に大きな支障が生じることから、市は、孤立地域に対して、応急対策を講じる。

<計画の担当機関>

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
被害実態の早期確認及び救急救助活動の迅速実施	統括班、総務班、警防班	県 県警察 防災関係機関 消防本部
緊急物資等の輸送	統括班、総務班	県 自衛隊
道路の応急復旧による生活の確保	庶務・土木班	県

<計画の内容>

1. 被害実態の早期確認及び救急救助活動の迅速実施

市及び防災関係機関は、通信の途絶地域に対しては、携帯電話や県が整備した可搬型衛星無線等の通信機器を活用するほか、被災地の消防団員等から被害情報を収集するか、職員や警察官等を派遣する等、あらゆる通信連絡手段の確保に努める。

また、孤立地域に対して、NTT回線等を活用し、被災地の状況を把握するとともに、その状況を確認するほか、被害状況の把握に努める。

交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客等一時滞在者の救出等にも配慮する。

2. 緊急物資等の輸送

ヘリコプターによる輸送を含めたあらゆる手段による輸送について、市は、防災関係機関や自衛隊へ協力要請する。

3. 道路の応急復旧による生活の確保

市は、迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

第29節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール

<計画の目的>

被災地の時間・空間は有限の資源であるため、風水害発生時・発生後の各段階に応じた前節までにおける災害応急対策作業の優先順位を理解し、行動しなければならない。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する必要がある。

風水害発生前から発生時、発生後の各段階において着手すべき災害対策本部における業務を時系列的に示すと次のとおりである。ただし、その災害の進展状況等により、柔軟に対応を変える必要があることにも留意が必要である。

風水害対策に係る市災害対策本部における災害応急対策の着手時期





※ 災害の進展状況に応じ柔軟に対応を変える必要があることに留意が必要。

第5章 災害復旧・復興計画

第1節 基本方向の決定と事業の推進

<計画の目的>

被災地の復旧・復興に関しては、住民の意向を尊重し、市及び県が主体的に取り組むとともに、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと。また、社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り円滑な復旧・復興を図るものとする。

<計画の担当機関>

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
基本方向の決定	企画政策課 プロジェクト推進課 防災危機管理課	
迅速な原状復旧	各課	関係施設の管理者
計画的復興	企画政策課 プロジェクト推進課 防災危機管理課 まちづくり課 各課	

<計画の内容>

1. 基本方向の決定

被災の状況、地域の特性、公共施設の管理者の意向等を勘案し、「迅速な現状復旧」又は更に災害に強いまちづくり等中長期的課題の解決をも図る「計画的復興」を目指すのかについて早急に検討し、復旧等に係る基本的方向を決定する。

必要な場合は、復興計画を作成する。復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

市は県から広域的な観点から必要な助言、指導を受ける。

2. 迅速な原状復旧

(1) 復旧事業

迅速な原状復旧を目指す場合は、市、県及び関係施設の管理者等は、災害応急対策を講じた後、速やかに、次に掲げる復旧事業の対象施設について復旧作業を行うこととなるが、この際は、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

復旧に当たり、ライフライン及び交通輸送等の関係機関は、可能な限り地区別の復旧予定期を明示するものとする。

県は、特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体に代わって工事を行うものとする。

県は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の

遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

① 公共土木施設

- ア 河川
- イ 海岸
- ウ 砂防設備
- エ 林地荒廃防止施設
- オ 地すべり防止施設
- カ 急傾斜地崩壊防止施設
- キ 道路
- ク 港湾
- ケ 漁港
- コ 下水道
- サ 公園

② 農林水産施設

- ③ 都市施設
- ④ 上水道、工業用水道
- ⑤ 社会福祉施設
- ⑥ 公立学校
- ⑦ 社会教育施設
- ⑧ 公営住宅
- ⑨ 公立医療施設
- ⑩ ライフライン施設
- ⑪ 交通輸送施設
- ⑫ その他の施設

(2) 資金の確保

災害に係る復旧事業の早期実施が図られるよう、速やかに必要な資金需要額を把握し、次の事項を考慮しながら財源の確保に努める。

① 国庫負担又は補助を規定している主なもの

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
- イ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
- ウ 都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和39年8月14日建設省都市局長通達）
- エ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧の国庫補助について（平成2年3月31日厚生省事務次官通知）
- オ 社会福祉施設災害復旧事業費国庫負担（補助）の協議について（平成7年3月30日厚生省社会援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長通知）
- カ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
- キ 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
- ク 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

② 地方債の発行が許可される主なもの

- ア 補助災害復旧事業
- イ 直轄災害復旧事業
- ウ 単独災害復旧事業
- エ 公営企業等災害復旧事業
- オ 歳入欠かん

(3) 激甚災害の指定

発生した風水害が、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に規定された激甚災害の指定を受ける必要があると認められる場合には、復旧事業を実施するに当たって国の特別援助を受けるため、県と相互に協力し、激甚災害の指定を受けるための措置をとる。

(4) 復旧・復興事業からの暴力団の排除

市は県警察と連携し、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関や業界団体等と連携及び協力のもと、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

(5) 災害廃棄物の処理

市は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、処理施設を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

3. 計画的復興

(1) 防災まちづくり

市は、次のような、再度の災害防止と、より快適な都市環境を目指した防災まちづくりの実施など将来を見据えた復興を行う場合は、復興計画を作成し、関係機関との調整を図り、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるような環境整備に努めつつ、市民の理解を求めながら、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。

復興計画の作成に当たっては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにはかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

また、市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。

県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努めるものとする。

① 被災市街地復興特別措置法等の活用や、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施による合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新

② 河川等の治水安全度の向上

③ 土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等

復興を進めるに当たって、県の支援を受けるほか、市民に対し、新たなまちづくりの展望、手続き、スケジュール、各種施策の内容及びその選択について、情報を

提供するものとする。

(2) 文化財対策

① 指定文化財等の復旧

市は、風水害発生後、早急に指定文化財等の被災状況の調査を実施し、国、県の技術的指導や財政的支援を受けて、指定文化財等の計画的復旧を行う。

② 埋蔵文化財の保護

市は、復旧・復興を進めるにあたっては、調査を実施するなど地下に埋蔵された文化財の保護に配慮するものとする。

復旧・復興区域が大規模であり、その必要があると認める場合は、国や他県・市町に対し、人的・財政的支援を求める。

第2節 被災者の生活再建等への支援

<計画の目的>

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を行う。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

<計画の担当機関>

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
被災者相談	防災危機管理課 総務課	国 県
罹災証明書の交付、被災者台帳の作成	税務課 収納管理課 福祉課 市民課 長寿社会課 防災危機管理課	県
災害弔慰金・災害見舞金の支給	福祉課	日本赤十字社
見舞金の支給	福祉課 防災危機管理課	
日本赤十字社による災害見舞品等	福祉課	日本赤十字社
被災者生活再建支援金の支給	福祉課	国 県
就労支援	企業誘致・商工振興課	国 県
租税の徴収猶予、減免	税務課 収納管理課	国 県
国民健康保険税の減免等	税務課 収納管理課	
生活資金の確保	福祉課	県 社会福祉協議会
生活必需物資供給の調整、災害復旧用資機材の確保	農業振興課 農山漁村整備課 企業誘致・商工振興課 道路河川課	県
地域の経済復興の推進	農業振興課 企業誘致・商工振興課	県

<計画の内容>

1. 被災者相談

市は、必要に応じて、住民等に生活再建のための情報を提供し、又は問い合わせ、要望又は相談等に対応するための相談窓口を設置する。

なお、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地に係る地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供できるよう、被災者の所在地等の情報を関係市町が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

2. 罹災証明書の交付、被災者台帳の作成

(1) 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実

施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

① 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明をおこなうものとする。なお、住家以外のものが罹災した場合において、必要がある場合は、罹災届出証明書で対応するものとする。

- ア 全壊
- イ 大規模半壊
- ウ 中規模半壊
- エ 半壊
- オ 準半壊
- カ 準半壊に至らない（一部損壊）

② 罹災証明を行う者

罹災証明は、市長が行う。

③ 罹災証明書の手続き

ア 被害家屋調査の実施

災害発生後、二次災害等のおそれがなくなり次第、被害家屋調査を実施する。

住家の被害認定に関しては、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号 内閣府政策統括官（防災担当）通知」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づき判定を行う。

イ 罹災台帳の作成

被害認定結果に基づき、罹災台帳を作成する。罹災台帳には、認定結果、地番、住居表示、住民基本台帳等の情報を集約する。（罹災証明に係る事務への基本台帳の利用は個人情報の利用目的の範囲内）

ウ 罹災証明書の交付

被災者から罹災証明の申請があった場合、罹災台帳に基づき罹災証明書を交付する。罹災証明書の交付状況を管理するため、罹災証明書交付台帳を整備する。

（罹災証明書交付申請書、罹災証明書の様式は別冊資料編）

エ 再調査

罹災証明交付後に、被災者が罹災証明の判定結果に不服であった場合及び周囲の被災状況により被害調査が十分にできなかった家屋については、被災者等からの申し出により再調査を実施する。

④ 実施体制の整備

罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、平常時から専門的な知識・経験を有する職員の育成に努める。

⑤ その他

火災に起因する証明は、消防本部消防長が行うものとする。

(2) 被災者台帳の作成

被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下「被災者台帳」という。）を作成することができるものとする。

市長は、災害対策基本法第90条の3の規定に基づき、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名等の情報を内部で利用し、又は関係都道府県知事等に対し必要な情報の提供を求めるものとする。

市長は、災害対策基本法第90条の4の規定に基づき、被災者の援護の実施に必要な限度で、被災者台帳に記載し、または記録された情報を内部で利用できるものとする。

被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載し、または記録するものとする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所または居所
- ⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害
- ⑥ 援護の実施の状況
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3. 災害弔慰金・災害見舞金の支給

- (1) 市は、災害弔慰金の支給に関する法律（昭和48年法律第82号）及び伊万里市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年条例第2号）の定めるところにより、風水害により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。
- (2) 市は、災害弔慰金の支給に関する法律（昭和48年法律第82号）及び伊万里市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年条例第2号）の定めるところにより、風水害により障がい者となった市民の家族に対し、災害障害見舞金を支給する。

4. 見舞金の支給

市は、伊万里市小灾害り災者に対する見舞金等支給規則（昭和48年規則第11号）の定めるところにより、風水害により相当程度の住家の損害を受けた世帯の世帯主等に対し、見舞金を支給する。

5. 日本赤十字社による災害見舞品等

日本赤十字社佐賀県支部は、あらかじめ定めた基準に基づき、被災者に対して、災害見舞品等を贈呈する。

6. 被災者生活再建支援金の支給

市は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく支援金の支給については、被災者の生活再建が速やかに行われるよう、県及び国等と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。居住する自治体の被害規模が小さいため同法に基づく支援が受けられない被災者についても、県独自制度で支援する。

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることと

する。

市及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

7. 就労支援

市及び県は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施するものとする。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図るものとする。

8. 租税の徵収猶予、減免

風水害による被災者に対しての租税の徵収猶予、減免については次のとおりである。

(1) 国税

- ① 国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徵収に関する期限の延長【理由のやんだ日から2ヶ月】（国税通則法第11条、国税通則法施行令第3条）
- ② 法人税の申告期限の延長（法人税法第75条）
- ③ 所得税の減免（災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律第2条）
- ④ 給与所得者の源泉所得税の減免徵収猶予（災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律第3条）

(2) 県税

- ① 県税の申告、申請、請求、その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入等の期限延長【2月以内】（地方税法第20条の5の2、第44条、佐賀県税条例第9条の2）
- ② 県税の徵収猶予【1年（やむを得ない場合2年）以内】（地方税法第15条）
- ③ 県税の減免
 - ア 個人の県民税（地方税法第45条）
 - イ 個人の事業税（地方税法第72条の62、佐賀県税条例第56条）
 - ウ 不動産取得税（地方税法第73条の31、佐賀県税条例第69条）
 - エ 鉱区税（地方税法第194条、佐賀県税条例第126条の2）
 - オ 軽油引取税（地方税法第144条の42）
 - カ 狩猟税（地方税法第700条の62、佐賀県税条例第170条）

(3) 市税

- ① 市税の申告、申請、納付、納入等の期限延長（地方税法第20条の5の2、伊万里市税条例第18条の2）
- ② 市税の徵収猶予（地方税法第15条）
- ③ 市税の減免
 - ア 市民税（地方税法第323条、伊万里市税条例第51条）
 - イ 固定資産税（地方税法第367条、伊万里市税条例第71条）
 - ウ 特別土地保有税（地方税法第605条の2、伊万里市税条例第139条の3）

9. 国民健康保険税の減免等

市は、被災した国民健康保険の被保険者に対し、次の措置を講じる。

(1) 国民健康保険税

- ① 徴収猶予（地方税法第15条）
- ② 申告、申請、請求その他書類の提出等の期限の延長（地方税法第20条の5の2、伊万里市税条例第18条の2）
- ③ 減免（地方税法第717条、伊万里市国民健康保険税条例第25条）
- ④ 延滞金の減免（地方税法第723条）

(2) 一部負担金（国民健康保険法第44条）

特別の理由がある被保険者で、一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、次の措置をとる。

- ① 一部負担金の減額又は支払免除
- ② 保険医療機関に対する支払いに代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

10. 生活資金の確保

(1) 災害援護資金

市は、災害弔慰金の支給に関する法律及び伊万里市災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、世帯主が負傷し、相当程度の住家家財の損害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金の貸付けを行う。

(2) 生活福祉資金

市は、低所得者である被災者に対し、応急生活資金として福祉資金の貸付けを行う。県社会福祉協議会は、被災者に対し、生業費、住宅資金、災害援護資金等の生活福祉資金を貸し付ける。

(3) 母子父子寡婦福祉資金貸付金

県は、母子父子寡婦福祉資金貸付制度に基づき、被災した次の者に対し、母子父子寡婦福祉資金貸付金を貸付ける。

- ① 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子
- ② 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない男子
- ③ 寡婦
- ④ 40歳以上の配偶者のない女子で児童を扶養していない者

11. 生活必需物資供給の調整、災害復旧用資機材の確保

(1) 生活必需物資供給の調整

市は、県と連携し、被災地の販売機構等の混乱に加えて、需要、供給の不均衡による物価の高騰防止を図るために、状況に応じ、物資供給業者に対し、需要物資の売渡し勧告・価格の引下げ勧告などで供給の調整に努め民生の安定を図る。

(2) 災害復旧用資機材の確保

市は、県と連携し、被災地の需要を満たし、物価、民生の安定を図るため、関係機関と協力して復旧用資機材の確保に努める。

12. 地域の経済復興の推進

(1) 中小企業者等に対する復旧・復興金融等の確保

市は、災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し、被災地域の復

興に資するため、中小企業者等の被害状況、激甚災害法の適用、再建のための資金需要等について、速やかに把握し、中小企業者等に対する復興資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう次の措置を実施する。

- ① 被災中小企業者等に対し、関係団体及び金融機関と協調して、各種金融施策の周知を図る。
- ② 佐賀県中小企業特別対策資金（経営安定化貸付・災害復旧資金）の周知を図るとともに、政府系金融機関（株式会社日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）、一般金融機関に対し、協力融資の要請を行う。

また、激甚災害の場合、災害融資に係る利子補給を実施する。

- ③ 信用力、担保力が不足した中小企業者等の融資の円滑化を図るため、佐賀県信用保証協会に対し、債務保証の促進を要請する。
- ④ 被害の状況に応じて、金融機関に対し、貸付手続きの簡便迅速化、貸出条件の緩和等について、特別の取扱いができるよう要請する。

(2) 農林水産業に対する復旧・復興金融等の確保

市及び県は、風水害により被害を受けた農林水産業者又は農林水産業者の組織する団体に対し、復旧・復興に必要な資金の融資計画を促進し、民生の安定を図る。

また、被災者に対する共済（保険）金の早期支払いに向けた関係団体の活動を促進し、被災施設の早期復旧あるいは農林水産業者の経営安定を図る。

- ① 天災資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）
- ② 日本政策金融公庫資金（株式会社日本政策金融公庫法）

災害対策本部の部及び班の所掌事務

部	班	班長・班員	所掌事務
総務対策部		部長・総務部長 副部長・総務部副部長、技術監兼検査監、議会事務局長	
	統括班	●防災危機管理課長 防災危機管理課員	(1) 本部の設置及び廃止に関すること (2) 本部会議に関すること (3) 自衛隊の派遣要請に関すること (4) 消防機関等の出動命令に関すること (5) 避難の指示等に関すること (6) 警戒区域の設定に関すること (7) 応急公用負担に関すること
	総務班	●総務課長 ●契約監理課長 ●選挙管理委員会事務局長 総務課員 契約監理課員 選挙管理委員会事務局員	(1) 国及び県職員等の派遣要請に関すること (2) 市議会に関すること (3) 予警報の収集及び各対策部への伝達に関すること (4) 職員のり災給付に関すること (5) 国の緊急事態応急対策拠点施設への職員派遣及び派遣員等との連絡調整に関すること (6) 防災関係機関との連絡調整に関すること (7) 受援に関すること (8) 部内外の連絡調整に関すること
	調査班	●税務課長 ●収納管理課長 税務課員 収納管理課員	(1) 人的被害の調査及び応急対策に関すること (2) 住家、非住家の被害状況調査に関すること (3) 人的被害、住家、非住家の被害状況の情報班への報告に関すること。 (4) 罹災証明に関すること。 (5) 援護班の支援に関すること
	公安班	●監査委員事務局長 ●議会事務局長 監査委員事務局員 議会事務局員 公平委員会事務局員	(1) 災害時における犯罪の予防、交通の規制、その他の社会秩序維持を図るため警察への協力に関すること。
支援対策部		部長・総合政策部長 副部長・総合政策部副部長、会計管理者	
	庶務班	●企画政策課長 企画政策課員（行政マネジメント係）	(1) 配備要員等労働力、財務状況のとりまとめ及び情報班への報告に関すること (2) 部内外の連絡調整に関すること
	財政班	●財政課長 ●プロジェクト推進課長 ●会計管理者 財政課員 企画政策課員（行政マネジメント係を除く。） 出納室員 プロジェクト推進課員	(1) 災害対策の予算に関すること (2) 市有財産、公の施設の被害調査及び応急対策に関すること (3) 災害対策用自動車の配車に関すること (4) 災害対策用物資の調達及び出納保管に関すること (5) 災害復旧に関する寄付金に関すること (6) 援護班の支援に関すること

情報班	●情報政策課長 情報政策課員	(1) 災害情報の収集及び関係対策部、関係機関への連絡に 関すること (2) 被害状況報告書及び要望書等の作成並びに関係機関へ の送付に関する事 (3) 災害対策本部の報道に関する事 (4) ラジオ、テレビ、新聞等報道機関との連絡及び協力に 関すること (5) 写真班の編成及び活動に関する事 (6) その他広報資料の収集及び提供に関する事
経済班	●企業誘致・商工振興課 長 企業誘致・商工振興 課員	(1) 商工業の被害情報のとりまとめ及び情報班への報告に 関すること (2) 電気、通信、運輸施設の被害調査及び情報班への報告に 関すること (3) 被害商工業者に対する融資のあっせん等応急対策にかん すること (4) 風評被害対策に関する事（農林水産業を除く）
港湾班	●伊万里湾総合開発課長 伊万里湾総合開発課員	(1) 海岸堤防及び港湾等の被害調査並びに応急対策に関するこ と (2) 災害対策用船舶の確保に関する事
厚生対策部		部長・市民交流部長 副部長・健康福祉部長
庶務班	●福祉課長 ●人権・同和対策課長 福祉課福祉総務係員 人権・同和対策課員	(1) 義援金品の受付及び保管に関する事 (2) 義援金品の配分に関する事 (3) 被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は 貸与に関する事 (4) 災害ボランティアに関する事 (5) 部内外の連絡調整に関する事
援護班	●市民課長 ●まちづくり課長 ●長寿社会課長 ●子育て支援課長 市民課員 まちづくり課員 コミュニティセンター 員 市民センター員 長寿社会課員 地域包括支援センター 員 福祉課員（福祉総務 係員を除く） 子育て支援課員 保育園員 子育て支援センター 員 学校給食センター員	(1) 飲料水の確保に関する事 (2) 炊出しその他による食品の給与に関する事 (3) 避難、収容に関する事 (4) 要配慮者に関する事 (5) 福祉避難所に関する事 (6) コミュニティセンターの被害調査及び応急対策に関する こと
衛生班	●環境政策課長 環境政策課員 環境センター員	(1) 防疫に関する事 (2) 清掃に関する事 (3) じん芥焼却に関する事 (4) 緊急時モニタリングに関する事

保健班	●健康づくり課長 健康づくり課員 こども家庭センター員	(1) 応急救急用医薬品及び衛生材料の供給に関すること (2) 被災者の応急措置及び救護協力に関すること (3) 救護班、日赤現地医療班の編成並びに派遣要請に関すること (4) 安定ヨウ素剤の配布に関すること
	●シティプロモーション 推進課長 シティプロモーション 推進課員	(1) 応急救助及び応急対策に要する労働力の応援要請及び供給にすること (2) 配備要員の給食に関すること (3) 援護班の支援に関すること
建設農林対策部	部長・建設農林水産部長 副部長・建設農林水産部副部長	
庶務・土木班	●道路河川課長 道路河川課員	(1) 道路、河川等の被害の取まとめ及び情報班への報告にすること (2) 農林水産業の被害状況のとりまとめ及び情報班への報告にすること (3) 応急対策用資材の準備及び輸送に関すること (4) 部内外の連絡調整に関すること (5) 道路及び橋りょうの被害調査並びに応急対策に関すること (6) 河川及び砂防施設等の被害調査並びに応急対策に関すること
建築班	●都市政策課長 ●施設營繕課長 都市政策課員 施設營繕課員	(1) 災害救助用仮設住宅の建設及び住家、非住家の応急対策に関すること (2) 市有建物の応急対策に関すること (3) 学校及び社会教育施設の応急対策に関すること
農政班	●農業振興課長 ●農業委員会事務局長 農業振興課員 農業委員会事務局員	(1) 農作物の被害調査、応急対策に関すること (2) 病害虫の発生予察、防除に関すること (3) 救援種苗の受付、配給及びあっせんに関すること (4) 家畜及び畜産施設の被害調査並びに応急対策に関すること (5) 被災家畜の飼料に関すること (6) 農林、地すべり等の災害融資のあっせんに関すること (7) 農林水産業の風評被害対策にかんすること
耕地班	●農山漁村整備課長 農山漁村整備課員	(1) 農地及び農業用施設の被害調査並びに応急対策に関すること (2) 渔港施設の被害調査、応急対策に関すること (3) 林産物の被害調査及び応急対策に関すること (4) 地すべり、がけくずれ等の被害調査及び応急対策に関すること
上下水道対策部	部長・上下水道部長 副部長・上下水道部副部長	
庶務班	●管理課長 管理課員	(1) 水道、工業用水道及び公共下水道施設の被害調査に関すること (2) 部内外の連絡調整に関すること
上下水道班	●水道施設課長 ●下水道施設課長 水道施設課員 下水道施設課員	(1) 水道、工業用水道及び公共下水道施設の応急対策に関すること (2) 給水地区内の給水に関すること (3) 公共下水道施設及び農業集落排水施設の応急対策に関すること (4) 雨水排水施設の応急対策に関すること

文 教 対 策 部	部長・教育長 副部長・教育部長	
	庶務班	<p>●教育総務課長 教育総務課員</p> <p>(1) 部内の被害状況の取りまとめ及び情報班への報告に關すること (2) 部内外の連絡調整に關すること</p>
警 防 対 策 部	部長・消防調整課長 副部長・消防調整課副課長	
	警防班	<p>●消防調整係長 消防調整課員</p> <p>(1) 部内の被害状況の取りまとめ及び情報班への報告に關すること (2) 消防団員の招集、配備及び活動に關すること (3) 予警報を收受し、総務班へ通報すること (4) 必要と認めた予警報を市民に通報すること (5) 無線、通信連絡に關すること (6) 災害の警戒、活動に關すること (7) 消防機関の活動状況の取りまとめに關すること (8) 部内外の連絡調整に關すること (9) 伊万里・有田消防組合との連絡調整に關すること</p>